

令和6年(2024年)5月1日
第740号

千葉市公報

発行日 毎月2回 1・15日
発行所 千葉市中央区千葉港1-1
千葉市役所
総務局総務部総務課
TEL 043-245-5026

	ページ		ページ
【告示】		○地方自治法施行令の規定による自転車駐車場の手数料収納事務の委託(第297号)	35
○地方自治法施行令の規定による使用料の収納事務の委託(第281号)	4	○地方自治法施行令の規定による使用料等の収納事務の委託(第298号)	36
○地方自治法の規定による使用料の指定納付受託者の指定(第282号)	4	○地方自治法の規定による包括外部監査契約の締結(第299号)	36
○地方自治法の規定による使用料の指定納付受託者の指定(第283号)	5	○千葉県国民健康保険条例の規定に基づく令和6年度の国民健康保険料率の決定(第300号)	37
○地方税法の規定による令和6年度固定資産課税台帳への固定資産の価格等の登録(第284号)	5	○生産緑地法の規定に基づく特定生産緑地の指定解除(第301号)	37
○地方自治法施行令の規定による収納事務の委託(第286号)	6	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止届出(第302号)	38
○地方自治法の規定による指定納付受託者の指定(第287号)	6	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定(第303号)	38
○地方自治法施行令の規定による使用料の収納事務の委託(第288号)	7	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止届出(第305号)	39
○介護保険法施行規則の規定により定めた基準の一部改正(第289号)	7	○地方自治法の規定による令和6年度千葉市一般会計補正予算の公表(第308号)	39
○介護保険法施行規則の規定により定めた基準の一部改正(第290号)	23	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定(第314号)	44
○地方自治法の規定による指定納付受託者の指定(第291号)	32	○生活保護法等の規定による医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当する機関の指定(第315号)	44
○家庭ごみ処理手数料収納業務の委託について(第292号)	33	○生活保護法等の規定による医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当する機関の指定(第316号)	45
○粗大ごみ処理手数料収納業務の委託について(第293号)	33	○生活保護法等の規定による指定医療機関の廃止届出(第317号)	46
○畜犬登録促進指導等業務委託について(第294号)	34	【公告】	
○地方自治法施行令の規定による校庭夜間開放関連物品売払に係る代金収納事務の委託(第295号)	34	○一般競争入札について(第296号)	47
○地方自治法の規定による自転車駐車場の手数料における指定納付受託者の指定(第296号)	35	○制限付一般競争入札(電子入札)について(第297号)	48
		○制限付一般競争入札(電子入札)について(第298号)	50

○制限付一般競争入札（電子入札）について（第 299 号）	…… 54	○水道法の規定による千葉市水道局指定給水装置工事事業者の指定（第 9 号）	…… 98
○一般競争入札について（第 300 号）	…… 57	○水道法の規定による千葉市水道局指定給水装置工事事業者の指定（第 10 号）	…… 99
○農業経営基盤強化促進法の規定による令和 6 年度第 1 次農用地利用集積計画（第 301 号）	…… 59	○水道法の規定による千葉市水道局指定給水装置工事事業者の指定（第 11 号）	…… 99
○大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更届出（第 302 号）	…… 59	【中央区選挙管理委員会告示】	
○道路の位置の指定（第 303 号）	…… 60	○千葉市中央区選挙管理委員会規程の一部改正（第 1 号）	…… 100
○制限付一般競争入札（電子入札）について（第 304 号）	…… 61	【稲毛区選挙管理委員会告示】	
○一般競争入札について（第 305 号）	…… 63	○千葉市稲毛区選挙管理委員会規程の一部改正（第 1 号）	…… 100
○制限付一般競争入札（電子入札）について（第 308 号）	…… 64	【緑区選挙管理委員会告示】	
○一般競争入札について（第 309 号）	…… 67	○公職選挙法の規定に基づく令和 5 年度選挙人名簿の抄本の閲覧状況（第 2 号）	…… 101
○都市計画法の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの縦覧（第 315 号）	…… 68	○公職選挙法の規定を準用する令和 5 年度在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況（第 3 号）	…… 101
○都市計画法の規定による認可の告示の受理（第 316 号）	…… 69	【農業委員会公告】	
○都市計画法の規定による認可の告示の受理（第 317 号）	…… 69	○農業委員会等に関する法律の規定による令和 6 年度第 1 回千葉市農業委員会総会の招集（第 4 号）	…… 102
○都市計画法の規定による認可の告示の受理（第 318 号）	…… 70	【人事委員会規則】	
○令和 6 年 4 月 1 日付け千葉市公告第 296 号により公告した一般競争入札の中止について（第 319 号）	…… 70	○令和 6 年 4 月 4 日公布規則	…… 102
○一般競争入札について（第 320 号）	…… 71	職員に関する権限の一部を委任する規則の一部改正（第 1 号）	…… 102
○一般競争入札について（第 321 号）	…… 72	【人事委員会公告】	
○開発行為に関する工事の完了（第 322 号）	…… 74	○令和 6 年度職員採用試験（上級）の実施について（第 1 号）	…… 103
○一般競争入札について（第 323 号）	…… 74	○令和 6 年度職員採用選考（獣医師等）の実施について（第 2 号）	…… 108
○制限付一般競争入札（電子入札）について（第 328 号）	…… 75	○令和 6 年度職員採用試験（中級、初級、保育士）の実施について（第 3 号）	…… 111
○制限付一般競争入札（電子入札）について（第 329 号）	…… 79	○令和 6 年度職員採用選考（栄養士等）の実施について（第 4 号）	…… 114
○制限付一般競争入札（電子入札）について（第 330 号）	…… 82	○令和 6 年度民間企業等職務経験者を対象とした職員採用試験の実施について（第 5 号）	…… 116
○制限付一般競争入札（電子入札）について（第 331 号）	…… 85		
○制限付一般競争入札（電子入札）について（第 332 号）	…… 93		
【水道局告示】			
○水道法の規定による千葉市水道局指定給水装置工事事業者の指定（第 7 号）	…… 97		
○水道法の規定による千葉市水道局指定給水装置工事事業者の指定（第 8 号）	…… 98		

- 令和 6 年度民間企業等職務経験者を対象とした職員採用選考
（獣医師等）の実施について（第 6 号）………… 120
- 令和 6 年度障害者を対象とした職員採用選考の実施について
（第 7 号）………… 122

千葉市告示 第281号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和6年 4月 1日

千葉市長 神谷 俊一

- 1 委託の相手先
千葉市若葉区源町280番地
株式会社動物公園協力会
代表取締役 黒子 誠一
- 2 委託施設
千葉市動物公園
- 3 委託期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

千葉市告示 第282号

地方自治法第231条の2の2の規定により、使用料の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条の2の3の2の規定により告示します。

令和6年 4月 1日

千葉市長 神谷 俊一

- 1 相手先
東京都渋谷区道玄坂1-14-6 ヒューマックス渋谷ビル
GMO フィナンシャルゲート株式会社
代表取締役社長 杉山 憲太郎
- 2 施設名
千葉市動物公園
- 3 履行期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

千葉市告示 第 283 号

地方自治法第 231 条の 2 の 2 の規定により、使用料の指定納付受託納付者を次のとおり指定したので、同条の 2 の 3 の 2 の規定により告示します。

令和 6 年 4 月 1 日

千葉市長 神谷 俊一

- 1 相手先
愛知県名古屋市中村区名駅一丁目 1 番 3 号
J R ゲートタワー 27 階 2702
株式会社 Sonoligo
代表取締役 遠山 寛治
- 2 施設名
千葉市動物公園
- 3 履行期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

千葉市告示第 284 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 411 条第 1 項の規定により固定資産の価格等を令和 6 年度固定資産課税台帳に登録したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 6 年 4 月 1 日

千葉市長 神谷 俊一

千葉市告示第286号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和6年4月1日

千葉市長 神谷 俊一

1 千葉市美術館展覧会図録及び研究紀要販売等業務委託について

(1) 委託先の所在地

東京都国立市富士見台1丁目8-41 HOMEBASE

(2) 委託先の名称

株式会社 と

代表取締役社長 丸山 晶崇

(3) 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

千葉市告示第287号

地方自治法（昭和22年4月17日法第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和6年4月1日

千葉市長 神谷 俊一

- 1 指定納付受託者の名称、所在地、代表者氏名
所在地 千葉県千葉市中央区千葉港1番2号
商号又は名称 株式会社 千葉銀行
代表者職氏名 取締役頭取 米本 努
- 2 指定納付受託者に納入させる歳入
各区役所市民総合窓口課、各市民センターにおける証明等交付手数料
- 3 指定納付受託者に指定する期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日

千葉県告示第288号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同法第2項の規定により告示します。

令和6年4月1日

千葉市長 神谷 俊一

1 委託の相手先

千葉市若葉区古泉町537

一般社団法人 千葉市園芸協会

会長 小川 五郎兵衛

2 委託施設

千葉市農政センター農業者健康増進施設

3 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

千葉県告示第289号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の6の規定により定めた基準の一部を改正したため、告示します。

令和6年4月1日

千葉市長 神谷 俊一

千葉市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号訪問事業及び第1号通所事業の人員、設備及び運営等に関する基準

目次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
- 第2章 訪問介護相当サービス（第5条～第42条）
- 第3章 通所介護相当サービス（第43条～第60条）
- 第4章 生活援助型訪問サービス（第61条～第66条）
- 第5章 ミニデイ型通所サービス（第67条～第71条）
- 第6章 雑件（第72条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この基準は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の6の規定に基づき、第1号訪問事業及び第1号通所事業を適正に行うために必要な人員、設備及び運営並びに第1号訪問事業及び第1号通所事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この基準において使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び省令において使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。

- （1）訪問介護相当サービス 旧介護予防訪問介護に相当するサービスをいう。
- （2）通所介護相当サービス 旧介護予防通所介護に相当するサービスをいう。
- （3）生活援助型訪問サービス 省令第140条の63の6第2号に規定する基準により提供する訪問型のサービスをいう。

- (4) ミニデイ型通所サービス 省令第140条の63の6第2号に規定する基準により提供する通所型のサービスをいう。
- (5) 利用料 訪問介護相当サービス及び生活援助型訪問サービス並びに通所介護相当サービス及びミニデイ型通所サービス（以下「第1号事業サービス」と総称する。）の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- (6) 第1号事業費用基準額 省令第140条の63の2第1号イに規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額）又は第2号イに規定する市長が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額）をいう。
- (7) 法定代理受領サービス 法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり当該指定の第1号事業を行う事業者（以下「指定事業者」という。）に支払われる場合の当該第1号事業支給費に係る第1号事業サービスをいう。
- (8) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

（第1号事業サービスの一般原則）

第3条 指定事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

- 2 指定事業者は、第1号訪問事業及び第1号通所事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、他の指定事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
- 3 指定事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定事業者は、第1号訪問事業及び第1号通所事業を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

（申請者の資格）

第4条 法第115条の45条の5第1項の申請を行う者（以下「申請者」という。）は次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 申請者が、法人（当該法人の役員等（法第70条第2項第6号に規定する役員等という。）のうち暴力団員（暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がないものに限る。）であること。
- (2) 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。

- (3) 申請者が、法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第35条の2各号で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。
- (4) 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令第35条の2各号で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。
- (5) 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者でないこと。
- (6) 申請者が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）でないこと。ただし、厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長が法第115条の45の7第1項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定の取消しの処分となった事実その他の当該指定事業者が有していた責任の程度を確認した結果、当該指定事業者が当該指定の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合を除く。
- (7) 申請者と密接な関係を有する者が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消された場合においては、その取消しの日から起算して5年を経過していること。ただし、厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長が法第115条の45の7第1項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定の取消しの処分となった事実その他の当該指定事業者が有していた責任の程度を確認した結果、当該指定事業者が当該指定の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合を除く。
- (8) 申請者が、法第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に省令第140条の62の3第2項第4号の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）であるときは、当該届出の日から起算して5年を経過しているものであること。
- (9) 申請者が、法第115条の45の7第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第115条の45の9第1項の規定による指定

の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通じた場合における当該特定の日をいう。)までの間に第115条の45の5第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)であるときは、当該届出の日から起算して5年を経過しているものであること。

- (10) 第9号に規定する期間内に省令第140条の62の3第2項第4号の規定による事業の廃止の届出があった場合においては、申請者が、同号の通知の前日60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者でない者であること、又は同号の通知の前日60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった場合においては、当該届出の日から起算して5年を経過していること。
- (11) 申請者が、指定の申請前5年以内に第1号事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者でないこと。
- (12) 申請者が、法人で、その役員等のうちに第2号から第6号まで及び第8号から前号までのいずれにも該当しない者であること。

第2章 訪問介護相当サービス

第1節 基本方針

第5条 第1号訪問事業に該当する訪問介護相当サービス(以下「指定訪問介護相当サービス」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態若しくは要支援状態(以下「要介護状態等」という。)となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

第6条 指定訪問介護相当サービスの事業を行う者(以下「指定訪問介護相当サービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定訪問介護相当サービス事業所」という。)ごとに置くべき訪問介護員等(指定訪問介護相当サービスの提供に当たる介護福祉

士又は政令第3条第1項に規定する者をいう。以下この章において同じ。)の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

- 2 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービス事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者(当該指定訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者(千葉県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉県条例第66号。以下「千葉県指定居宅サービス等条例」という。)第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)又は第62条第1項に規定する指定生活援助型訪問サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護(千葉県指定居宅サービス等条例第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)の事業又は第61条に規定する指定生活援助型訪問サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定訪問介護相当サービス及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。
- 3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第2項のサービス提供責任者は介護福祉士その他指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第5条第4項に規定する厚生労働大臣が定める者であつて、専ら指定訪問介護相当サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定訪問介護相当サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(千葉県指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉県条例第65号。以下「千葉県指定地域密着型サービス条例」という。)第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。)又は指定夜間対応型訪問介護事業所(千葉県指定地域密着型サービス条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。)に従事することができる。
- 5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定訪問介護相当サービス事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、当該指定訪問介護相当サービス事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。
- 6 指定訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者又は第62条第1項に規定する指定生活援助型訪問サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護の事業又は第61条に規定する指定生活援助型訪問サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、千葉県指定居宅サービス等条例第5条第1項から第5項までに規定する人員に関する基準を満たす

ことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(管理者)

第7条 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護相当サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

第8条 指定訪問介護相当サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する相談室(事務室内の相談等を行うための区画を含み、遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されているものに限る。以下同じ。)及び事務室を設けるほか、指定訪問介護相当サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者又は第6条第1項に規定する指定生活援助型訪問サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護の事業又は第6条第1項に規定する指定生活援助型訪問サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、千葉市指定居宅サービス等条例第7条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明並びに同意)

第9条 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第2条第7条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定訪問介護相当サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定訪問介護相当サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の

使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第72条において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもって複製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定訪問介護相当サービス事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち指定訪問介護相当サービス事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定訪問介護相当サービス事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第10条 指定訪問介護相当サービス事業者は、正当な理由なく指定訪問介護相当サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第11条 指定訪問介護相当サービス事業者は、当該指定訪問介護相当サービス事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護相当サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者等(介護予防支援事業者及び第1号介護予防支援事業を行う事業者をいう。以下同じ。)への連絡、適当な他の指定訪問介護相当サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講

じなければならない。

(受給資格等の確認)

第12条 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定等の有無及び有効期間を確かめるものとする。

2 指定訪問介護相当サービス事業者は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問介護相当サービスを提供するように努めなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助)

第13条 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者(省令第140条の62の4第2号に定める者を除く。)については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定訪問介護相当サービス事業者は、介護予防支援等(介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業をいう。以下同じ。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第14条 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議(千葉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成27年千葉市条例第13号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。)第32条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等その他保健医療又は福祉サービス提供者との連携)

第15条 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(第1号事業費の支給を受けるための援助)

第16条 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービスの提供の開始

に際し、利用申込者が省令第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画及び省令第140条の62の5第3項に規定する計画の作成を介護予防支援事業者等に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者等に関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供)

第17条 指定訪問介護相当サービス事業者は、介護予防サービス計画等(省令第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画及び省令第140条の62の5第3項に規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問介護相当サービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第18条 指定訪問介護相当サービス事業者は、利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第19条 指定訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第20条 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービスを提供した際には、当該指定訪問介護相当サービスの提供日及び内容、当該指定訪問介護相当サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第21条 指定訪問介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問介護相当サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問介護相当サービスに係る第1号事業費用基準額から当該指定訪問介護相当サービス事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定訪問介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護相当サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問介護相当サービスに係る第1号事業費用基準額との間に、不合理な差額が生じないように

しなければならない。

3 指定訪問介護相当サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護相当サービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定訪問介護相当サービス事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(第1号事業支給費の請求のための証明書の交付)

第22条 指定訪問介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護相当サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問介護相当サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第23条 指定訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する訪問介護相当サービスの提供をさせてはならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第24条 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに指定訪問介護相当サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき、又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって第1号事業支給費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第25条 訪問介護員等は、現に指定訪問介護相当サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第26条 指定訪問介護相当サービス事業所の管理者は、当該指定訪問介護相当サービス事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

2 指定訪問介護相当サービス事業所の管理者は、当該指定訪問介護相当サービス事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者(第6条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この節及び次節において同じ。)は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 指定訪問介護相当サービスの利用の申込みに係る調整をすること。

(2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。

(3) 介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者に対し、指定相当訪問型サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

(4) サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関すること。

(5) 訪問介護員等(サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。)に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。

(6) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。

(7) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。

(8) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。

(9) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

(運営規程)

第27条 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項(以下この章において「運営規程」という。)に関する規程を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定訪問介護相当サービス内容及び利用料その他の費用の額

(5) 通常の事業の実施地域

(6) 緊急時等における対応方法

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) その他運営に関する重要事項

(介護等の総合的な提供)

第28条 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービスの事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事(以下この条において「介護等」という。)を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏ることがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第29条 指定訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護相当サービスを提供できるよう、指定訪問介護相当サービス事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービス事業所ごとに、当該指定訪問介護相当サービス事業所の訪問介護員等によって指定訪問介護相当サービスを提供しなければならない。

3 指定訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の

機会を確保しなければならない。

- 4 指定訪問介護相当サービス事業者は、適切な指定訪問介護相当サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第29条の2 指定訪問介護相当サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護相当サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 指定訪問介護相当サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第30条 指定訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービス事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

- 3 指定訪問介護相当サービス事業者は、当該指定訪問介護相当サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定訪問介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定訪問介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

- (3) 当該指定訪問介護相当サービス事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(掲示)

第31条 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。

- 2 指定訪問介護相当サービス事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護相当サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させ

ることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

- 3 指定相当訪問型サービス事業実施者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(秘密保持等)

第32条 指定訪問介護相当サービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定訪問介護相当サービス事業者は、当該指定訪問介護相当サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

- 3 指定訪問介護相当サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ、文書により得ておかなければならない。

(広告)

第33条 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止)

第34条 指定訪問介護相当サービス事業者は、介護予防支援事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(不当な働きかけの禁止)

第34条の2 指定訪問介護相当サービス事業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、介護予防支援事業者等の担当職員等(千葉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第4条第1項に規定する担当職員及び同条例第2項の介護支援専門員をいう。)又は居宅要支援被保険者等(介護保険法施行規則第140条の62の4第1号又は第2号に該当する者をいう。)に対して、利用者に必要なサービスを提供するよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(苦情処理)

第35条 指定訪問介護相当サービス事業者は、提供した指定訪問介護相当サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定訪問介護相当サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 3 指定訪問介護相当サービス事業者は、提供した指定訪問介護相当サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要

な改善を行わなければならない。

4 指定訪問介護相当サービス事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第36条 指定訪問介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問介護相当サービスに関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

2 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護相当サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護相当サービスの提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第37条 指定訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する指定訪問介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護相当サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する指定訪問介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第37条の2 指定訪問介護相当サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定訪問介護相当サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定訪問介護相当サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定訪問介護相当サービス事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第38条 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護相当サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第39条 指定訪問介護相当サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する指定訪問介護相当サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 訪問介護相当サービス計画

(2) 第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第41条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第24条に規定する市町村への通知に係る記録

(5) 第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定訪問介護相当サービスの基本取扱方針)

第40条 指定訪問介護相当サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定訪問介護相当サービス事業者は、自らその提供する指定訪問介護相当サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態等とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定訪問介護相当サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定訪問介護相当サービスの具体的取扱方針)

第41条 訪問介護員等の行う指定訪問介護相当サービスの方針は、第5条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定訪問介護相当サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。

(2) サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス

の内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問介護相当サービス計画を作成すること。

- (3) 訪問介護相当サービス計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成すること。
- (4) サービス提供責任者は、訪問介護相当サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。
- (5) サービス提供責任者は、訪問介護相当サービス計画を作成した際には、当該訪問介護相当サービス計画を利用者に交付すること。
- (6) 指定訪問介護相当サービスの提供に当たっては、訪問介護相当サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。
- (7) 指定訪問介護相当サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (8) 指定相当訪問型サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (10) 指定訪問介護相当サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- (11) サービス提供責任者は、訪問介護相当サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該訪問介護相当サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した指定介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該訪問介護相当サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該訪問介護相当サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うこと。
- (12) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した指定介護予防支援事業者等に報告すること。
- (13) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて訪問介護相当サービス計画の変更を行うこと。
- (14) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する訪問介護相当サービス計画の変更について準用する。

（指定訪問介護相当サービスの提供に当たっての留意点）

第42条 指定訪問介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 指定訪問介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援等におけるアセスメント（指定介護予防支援等基準条例第32条第7号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。）において把握された課題、指定訪問介護相当サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。
- (2) 指定訪問介護相当サービス事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援及び他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

第3章 通所介護相当サービス事業

第1節 基本方針

第43条 第1号通所事業に該当する通所介護相当サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第44条 指定通所介護相当サービスの事業を行う者（以下「指定通所介護相当サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定通所介護相当サービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この章において「通所介護相当サービス従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 指定通所介護相当サービスの提供日ごとに、指定通所介護相当サービスを提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該指定通所介護相当サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定通所介護相当サービスの単位ごとに、専ら当該指定通所介護相当サービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 指定通所介護相当サービスの単位ごとに、当該指定通所介護相当サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護相当サービスを提供

している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者（千葉県指定居宅サービス等条例第9条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定地域密着型通所介護事業者（千葉県指定地域密着型サービス条例第59条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護相当サービスの事業と指定通所介護（千葉県指定居宅サービス等条例第9条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）又は指定地域密着型通所介護（千葉県指定地域密着型サービス条例第59条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合）にあっては、当該事業所における指定通所介護相当サービス又は指定通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人までの場合にあっては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

（4）機能訓練指導員 1以上

- 2 当該指定通所介護相当サービス事業所の利用定員（当該指定通所介護相当サービス事業所において同時に指定通所介護相当サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定通所介護相当サービスの単位ごとに、当該指定通所介護相当サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 指定通所介護相当サービス事業者は、指定通所介護相当サービスの単位ごとに、第1項第3号の介護職員（第2項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該指定通所介護相当サービスに従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所介護相当サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の指定通所介護相当サービスの単位は、指定通所介護相当サービスであってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営む上で必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定通所介護相当サービス事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない
- 8 指定通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護相当サービスの事業と指定通所介護又は

指定地域密着型通所介護事業者の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、千葉県指定居宅サービス等条例第99条第1項から第6項まで又は千葉県指定地域密着型サービス条例第59条の3第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。

（管理者）

第45条 指定通所介護相当サービス事業者は、指定通所介護相当サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定通所介護相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護相当サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

第46条 指定通所介護相当サービス事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所介護相当サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する食堂及び機能訓練室の基準は、次のとおりとする。

- (1) 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。
- (2) 前号の規定にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができること。
- 3 第1項に規定する設備は、専ら当該指定通所介護相当サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定通所介護相当サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 前項ただし書の場合（指定通所介護相当サービス事業者が第1項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護相当サービス以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。
- 5 指定通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護相当サービスの事業と指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、千葉県指定居宅サービス等条例第101条第1項から第3項まで又は千葉県指定地域密着型サービス条例第59条の5第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなす。

第4節 運営に関する基準

(利用料の受領)

第47条 指定通所介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定通所介護相当サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定通所介護相当サービスに係る第1号事業費用基準額から当該指定通所介護相当サービス事業者に支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定通所介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護相当サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定通所介護相当サービスに係る第1号事業費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定通所介護相当サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (2) 食事の提供に要する費用
- (3) おむつ代
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定通所介護相当サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第2号に掲げる費用については、食材料費及び調理に係る費用に相当する額を基本とするものとする。

5 指定通所介護相当サービス事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(管理者の責務)

第48条 指定通所介護相当サービスの管理者は、指定通所介護相当サービス事業所の従業員の管理及び指定通所介護相当サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定通所介護相当サービス事業所の管理者は、当該指定通所介護相当サービス事業所の従業員にこの節及び次節の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第49条 指定通所介護相当サービス事業者は、指定通所介護相当サービス事業所ごとに、運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定通所介護相当サービスの利用定員
- (5) 指定通所介護相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(6) 通常の事業の実施地域

(7) サービス利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第50条 指定通所介護相当サービス事業者は、利用者に対し適切な指定通所介護相当サービスを提供できるように、指定通所介護相当サービス事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定通所介護相当サービス事業者は、指定通所介護相当サービス事業所ごとに、当該指定通所介護相当サービス事業所の従業員によって指定通所介護相当サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定通所介護相当サービス事業者は、全ての通所介護相当サービス従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、政令第3条で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定通所介護相当サービス事業者は、適切な指定通所介護相当サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護相当サービス従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(定員の遵守)

第51条 指定通所介護相当サービス事業者は、利用定員を超えて指定通所介護相当サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第52条 指定通所介護相当サービス事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定通所介護相当サービス事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

3 指定通所介護相当サービス事業者は、地震その他の非常災害に備え、当該指定通所介護相当サービスの利用者のため、物資の確保に必要な措置を講ずるよう努めなければなら

ない。

(衛生管理等)

第53条 指定通所介護相当サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定通所介護相当サービス事業者は、当該指定通所介護相当サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定通所介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所介護相当サービス従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定通所介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定通所介護相当サービス事業所において、通所介護相当サービス従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(地域との連携等)

第53条の2 指定通所介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定通所介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護相当サービスに関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 指定通所介護相当サービス事業者は、指定通所介護相当サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護相当サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護相当サービスの提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第54条 指定通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する指定通所介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定通所介護相当サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する指定通所介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定通所介護相当サービス事業者は、第46条第4項の指定通所介護相当サービス以

外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第55条 指定通所介護相当サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する指定通所介護相当サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 通所介護相当サービス計画

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第58条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第24条に規定する市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第56条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第24条、第25条、第29条の2、第31条から第35条まで、第37条の2、第38条の規定は、指定通所介護相当サービスの事業について準用する。この場合において、第9条第1項及び第31条中「第27条」とあるのは「第49条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護相当サービス従業者」と、第25条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護相当サービス従業者」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定通所介護相当サービスの基本取扱方針)

第57条 指定通所介護相当サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定通所介護相当サービス事業者は、自らその提供する指定通所介護相当サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 指定通所介護相当サービス事業者は、指定通所介護相当サービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態等とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

い。

- 4 指定通所介護相当サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定通所介護相当サービス事業者は、指定通所介護相当サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定通所介護相当サービスの具体的取扱方針)

第58条 指定通所介護相当サービスの方針は、第43条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定通所介護相当サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
- (2) 指定通所介護相当サービス事業者の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定通所介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した通所介護相当サービス計画を作成すること。
- (3) 通所介護相当サービス計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成すること。
- (4) 指定通所介護相当サービス事業者の管理者は、通所介護相当サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。
- (5) 指定通所介護相当サービス事業者の管理者は、通所介護相当サービス計画を作成した際には、当該通所介護相当サービス計画を利用者に交付すること。
- (6) 指定通所介護相当サービスの提供に当たっては、通所介護相当サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営む上で必要な支援を行うこと。
- (7) 指定通所介護相当サービスの提供に当たっては、懇切丁寧にを行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (8) 指定相当通所型サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (10) 指定通所介護相当サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- (11) 指定通所介護相当サービス事業者の管理者は、通所介護相当サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該通所介護相当サービス計

画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した指定介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該通所介護相当サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該通所介護相当サービス計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うこと。

- (12) 指定通所介護相当サービス事業者の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した指定介護予防支援事業者等に報告すること。
- (13) 指定通所介護相当サービス事業者の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて通所介護相当サービス計画の変更を行うこと。
- (14) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する通所介護相当サービス計画の変更について準用する。

(指定通所介護相当サービスの提供に当たっての留意点)

第59条 指定通所介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 指定通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援等におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定通所介護相当サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
- (2) 指定通所介護相当サービス事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。
- (3) 指定通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が高齢であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

第60条 指定通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業員に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかななければならない。

- 2 指定通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。
- 3 指定通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。
- 4 指定通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利

用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第4章 生活援助型訪問サービス事業

第1節 基本方針

第61条 第1号訪問事業に該当する生活援助型訪問サービス（以下「指定生活援助型訪問サービス」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態若しくは要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、調理や洗濯、掃除その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（訪問介護員等の員数）

第62条 指定生活援助型訪問サービスの事業を行う者（以下「指定生活援助型訪問サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定生活援助型訪問サービス事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（指定生活援助型訪問サービスの提供に当たる介護福祉士、政令第3条第1項に規定する者又は市長が別に定める研修の修了者若しくはこれと同等以上の知識を有する者をいう。この章において同じ。）の員数は、必要数とする。

2 指定生活援助型訪問サービス事業者は、指定生活援助型訪問サービス事業所ごとに、訪問介護員等のうち、常勤換算方法で1人以上の者を訪問事業責任者としなければならない。ただし、当該指定生活援助型訪問サービス事業者が、指定訪問介護事業者又は指定訪問介護相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定生活援助型訪問サービスの事業と指定訪問介護又は指定訪問介護相当サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合で、指定訪問介護又は指定訪問介護相当サービスのサービス提供責任者が、指定生活援助型訪問サービスの利用者数と指定訪問介護又は指定訪問介護相当サービスの利用者数との合計が40人又はその端数を増すごとに1人以上配置されている場合にあつては、当該指定訪問介護又は指定訪問介護相当サービスのサービス提供責任者を訪問事業責任者とすることができる。

3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第2項の訪問事業責任者は介護福祉士又は政令第3条第1項に規定する者であつて、専ら指定生活援助型訪問サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただ

し、利用者に対する指定生活援助型訪問サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（千葉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉市条例第65号。以下「千葉市指定地域密着型サービス条例」という。）第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（千葉市指定地域密着型サービス条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。

5 指定生活援助型訪問サービス事業者が指定訪問介護事業者又は指定訪問介護相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定生活援助型訪問サービスの事業と指定訪問介護又は指定訪問介護相当サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第2項のほか、千葉市指定居宅サービス等条例第5条第1項から第5項までに規定する人員に関する基準又は第6条第1項から第5項までに規定する人員に関する基準を満たさなければならない。

（管理者）

第63条 指定生活援助型訪問サービス事業者は、指定生活援助型訪問サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定生活援助型訪問サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定生活援助型訪問サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

第64条 指定生活援助型訪問サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する相談室（事務室内の相談等を行うための区画を含み、遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されているものに限る。以下同じ。）及び事務室を設けるほか、指定生活援助型訪問サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定生活援助型訪問サービス事業者が指定訪問介護事業者又は第8条第1項に規定する指定訪問介護相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定生活援助型訪問サービスの事業と指定訪問介護の事業又は指定訪問介護相当サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、千葉市指定居宅サービス等条例第7条第1項に規定する設備に関する基準又は第8条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。

第4節 運営に関する基準

（記録の整備）

第65条 指定生活援助型訪問サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定生活援助型訪問サービス事業者は、利用者に対する指定生活援助型訪問サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 生活援助型訪問サービス計画

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第41条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第24条に規定する市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第66条 第2章第4節(第28条及び第39条を除く。)及び第5節の規定は、生活援助型訪問サービスの事業について準用する。この場合において、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護相当サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額」とあるのは「内容」と、第26条第3項及び第41条中「サービス提供責任者」とあるのは「訪問事業責任者」と、「第6条第2項」とあるのは「第62条第2項」と、第26条第4項中「訪問介護相当サービス計画」とあるのは「生活援助型訪問サービス計画」と読み替えるものとする。

第5章 ミニデイ型通所サービス事業

第1節 基本方針

第67条 第1号通所事業に該当するミニデイ型通所サービス(以下「指定ミニデイ型通所サービス」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援や体操等を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(管理者及び介護職員の員数)

第68条 指定ミニデイ型通所サービスの事業を行う者(以下「指定ミニデイ型通所サービ

ス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定ミニデイ型通所サービス事業所」という。)ごとに置くべき管理者及び介護職員(以下「ミニデイ型通所サービス従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

(1) 管理者 指定ミニデイ型通所サービス事業者は、指定ミニデイ型通所サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定ミニデイ型通所サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定ミニデイ型通所サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(2) 介護職員 指定ミニデイ型通所サービスの単位ごとに、当該指定ミニデイ型通所サービスを提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定ミニデイ型通所サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定ミニデイ型通所サービスを提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が、利用者の数が15人までの場合にあっては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数。

2 指定ミニデイ型通所サービス事業者は、指定ミニデイ型通所サービスの単位ごとに、第1項第3号の介護職員を、常時1人以上当該指定ミニデイ型通所サービスに従事させなければならない。

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定ミニデイ型通所サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。

4 前項の指定ミニデイ型通所サービスの単位は、指定ミニデイ型通所サービスであってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

第3節 設備に関する基準

第69条 指定ミニデイ型通所サービス事業所は、指定ミニデイ型通所サービスを提供するための区画(その面積が3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上であるものに限る。)、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定ミニデイ型通所サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 第1項に規定する設備は、専ら当該指定ミニデイ型通所サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定ミニデイ型通所サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

3 前項ただし書の場合(指定ミニデイ型通所サービス事業者が第1項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定ミニデイ型通所サービス以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るもの

とする。

第4節 運営に関する基準

(記録の整備)

第70条 指定ミニデイ型通所サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定ミニデイ型通所サービス事業者は、利用者に対する指定ミニデイ型通所サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) ミニデイ型通所サービス計画

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第58条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第24条に規定する市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第71条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第24条、第25条、第29条の2、第31条から第35条まで、第37条の2、第38条、第47から第54条(第50条第3項を除く。)まで、第57条から第60条までの規定は、ミニデイ型通所サービスの事業について準用する。この場合において、第9条第1項及び第31条中「第27条」とあるのは「第49条」と、「訪問介護員等」とあるのは「ミニデイ型通所サービス従業者」と、第25条中「訪問介護員等」とあるのは「ミニデイ型通所サービス従業者」と、第58条中「通所介護相当サービス計画」とあるのは「ミニデイ型通所サービス計画」と読み替えるものとする。

第6章 雑件

(電磁的記録等)

第72条 指定事業者及び第1号事業サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この基準の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第12条第1項(第56条、第66条及び第71条において準用する場合を含む。))及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書

面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 指定事業者及び第1号事業サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(この項において「交付等」という。)のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則

1 この基準は、平成29年4月1日から施行する。

2 この基準の施行の際現に基準該当介護予防サービスに該当する介護予防訪問介護又はこれに相当するサービスの事業を行っている事業所については、この基準の規定にかかわらず、当分の間第1号訪問事業に係る基準を満たしているものとみなす。

附則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附則

1 この基準は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この基準の施行の日から令和6年3月31日までの間、新基準第37条の2(新基準第56条、第66条及び第71条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新基準第27条(新基準第66条において準用する場合を含む。)、第49条(新基準第71条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 この基準の施行の日から令和6年3月31日までの間、新基準第29条の2(新基準第56条、第66条及び第71条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(指定事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 この基準の施行の日から令和6年3月31日までの間、新基準第30条第3項(新基準第66条において準用する場合を含む。))及び第53条第2項(新基準第71条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

5 この基準の施行の日から令和6年3月31日までの間、新基準第50条第3項の規定

の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

附 則

1 この基準は、令和6年4月1日から施行する。

ただし、第31条第3項(第56条、第66条及び第71条において準用する場合を含む。)の規定は、令和7年4月1日から施行する。

千葉県告示第290号

介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の63の2第1項第1号イ及び第3号イの規定により定めた基準の一部を改正したため、告示します。

令和6年4月1日

千葉市長 神谷 俊一

千葉県介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号訪問事業及び第1号通所事業に要する費用の額の算定に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)第140条の63の2第1項第1号イ及び第3号イの規定に基づき、第1号訪問事業及び第1号通所事業に要する費用の額の算定に関する基準を定めるものとする。

(費用の額等)

第2条 第1号訪問事業又は第1号通所事業に要する費用の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める1単位の単価に別表に定める単位数を乗じて算定するものとする。

(1) 第1号訪問事業 11.05円

(2) 第1号通所事業 10.68円

2 前項の規定により第1号訪問事業又は第1号通所事業に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

この基準は、平成30年5月1日から施行する。

この基準は、平成30年10月1日から施行する。

この基準は、令和元年10月1日から施行する。

この基準は、令和2年4月1日から施行する。
この基準は、令和3年4月1日から施行する。
この基準は、令和4年10月1日から施行する。
この基準は、令和6年4月1日から施行する。

別表 第1号訪問事業及び第1号通所事業単位数表

第1 第1号訪問事業

1 訪問介護相当サービス費

(1) 1週当たりの標準的な回数を定める場合(1月につき)

ア 1週に1回程度の場合 1, 176単位

イ 1週に2回程度の場合 2, 349単位

ウ 1週に2回を超える程度の場合 3, 727単位

(2) 1月当たりの回数を定める場合(1回につき)

ア 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合 287単位

イ 生活援助が中心である場合

(ア) 所要時間20分以上45分未満の場合 179単位

(イ) 所要時間45分以上の場合 220単位

ウ 短時間の身体介護が中心である場合 163単位

注1 利用者に対して、訪問介護相当サービス事業所の訪問介護員等が、訪問介護相当サービスを行った場合に、介護予防サービス計画(指定相当訪問型サービス等基準第14条に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。)に位置付けられた標準的な回数又は内容で、それぞれ所定単位数を算定する。

注2 (2)については、1月につき、(1)ウに掲げる単位数の範囲で所定単位数を算定する。

注3 (2)イについては、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族(以下「家族等」という。)と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援助(調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるものをいう。)が中心である指定相当訪問型サービスを行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問型サービス計画(指定相当訪問型サービス等基準第40条第2号に規定する訪問型サービス計画をいう。以下同じ。)に位置づけられた内容の指定相当訪問型サービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

注4 (2)ウについては、身体介護（利用者の身体に直接接触し
て行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並び
に利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介
助及び専門的な援助をいう。以下同じ。）が中心である指定相
当訪問型サービスを行った場合に所定単位数を算定する。

注5 (1)並びに(2)ア及びウについては、介護保険法施行規
則第22条の23第1項に規定する生活援助従事者研修課程の
修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定しな
い。

注6 厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働
省告示第95号。以下「大臣基準告示」という。）第129の
6号の基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減
算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定
単位数から減算する。

注7 大臣基準告示第129の7号の基準を満たさない場合は、業
務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相
当する単位数を所定単位数から減算する。

注8 訪問介護相当サービスにおいて、事業所の所在する建物と同
一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは訪問介護相
当サービス事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」と
いう。）に居住する利用者（指定相当訪問型サービス事業所にお
ける1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住す
る建物に居住する利用者を除く。）又は訪問介護相当サービス
事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上
居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者
に対して、訪問介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の
100分の90に相当する単位数を算定し、指定相当訪問型サ
ービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等
に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定相
当訪問型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の8
5に相当する単位数を算定する。ただし、大臣基準告示第12
9の8号の基準に該当する指定相当訪問型サービス事業所が、
同一敷地内建物等に居住する利用者（指定相当訪問型サービス

事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50
人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対して、指
定相当訪問型サービスを行った場合は、所定単位数の100分
の88に相当する単位数を算定する。

注9 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規
模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介
護を受けている間は、訪問介護相当サービス費は、算定しな
い。

注10 (1)について、利用者が一の訪問介護相当サービス事業所
において訪問介護相当サービスを受けている間は、当該訪問介
護相当サービス事業所以外の訪問介護相当サービス事業所が訪
問介護相当サービスを行った場合に、訪問介護相当サービス費
は、算定しない。

(3) 初回加算 200単位

注 訪問介護相当サービス事業所において、新規に訪問介護相当サ
ービス計画（指定相当訪問型サービス等基準第40条第2号に規定
する訪問型サービス計画をいう。以下同じ。）を作成した利用者
に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の訪問介護相
当サービスを行った日の属する月に訪問介護相当サービスを行っ
た場合又は当該訪問介護相当サービス事業所のその他の訪問介護
員等が初回若しくは初回の訪問介護相当サービスを行った日の属
する月に訪問介護相当サービスを行った際にサービス提供責任者
が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(4) 生活機能向上連携加算

ア 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位

イ 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位

注1 アについて、サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハ
ビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション
事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の
医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づ
き、生活機能の向上を目的とした訪問介護相当サービス計画を
作成し、当該訪問介護相当サービス計画に基づく訪問介護相
当サービスを行ったときは、初回の当該訪問介護相当サービスが

行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

注 2 イについて、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同で行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問介護相当サービス計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該訪問介護相当サービス計画に基づく訪問介護相当サービスを行ったときは、初回の当該訪問介護相当サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、アを算定している場合は、算定しない。

(5) 口腔連携強化加算 50単位

注 大臣基準告示第129の9に適合しているものとして市長に届け出た指定相当訪問型サービス事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び担当職員（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第2条第1項に規定する担当職員をいう。）、介護支援専門員（同条第2項に規定する介護支援専門員をいう。）又は第一号介護予防支援事業（法第115条の4第1項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業をいう。）に従事する者に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算する。

(6) 介護職員処遇改善加算

注 大臣基準告示第130号に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た訪問介護相当サービス事業所が、利用者に対し、訪問介護相当サービスを行った場合

は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（1）から（5）までにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数

イ 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）（1）から（5）までにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数

ウ 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（1）から（5）までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数

(7) 介護職員等特定処遇改善加算

注 大臣基準告示第131号に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た訪問介護相当サービス事業所が、利用者に対し、訪問介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）（1）から（5）までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

イ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）（1）から（5）までにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

(8) 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 大臣基準告示第131号の2に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た訪問介護相当サービス事業所が、利用者に対し、訪問介護相当サービスを行った場合は、（1）から（5）までにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数を所定単位数に加算する。

2 生活援助型訪問サービス費

(1) 生活援助型訪問サービス費（Ⅰ） 206単位

(2) 生活援助型訪問サービス費（Ⅱ） 253単位

注 1 利用者に対して、生活援助型訪問サービス事業所の従業者が、生活援助型訪問サービスを行った場合に、次に掲げる区分

に応じ、(1)及び(2)1回につき、それぞれ所定単位数を算定する。なお、算定された単位数の合計は1月につき4048単位以内とする。

ア 生活援助型訪問サービス費(Ⅰ) 要支援状態区分が要支援1若しくは要支援2である者に対して、所要時間20分以上45分未満の生活援助型訪問サービスを行った場合

イ 生活援助型訪問サービス費(Ⅱ) 要支援状態区分が要支援1若しくは要支援2である者に対して、所要時間45分以上の生活援助型訪問サービスを行った場合

注2 生活援助型訪問サービスにおいて、同一敷地内建物等に居住する利用者(生活援助型訪問サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)又は生活援助型訪問サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対して、生活援助型訪問サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、生活援助型訪問サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、生活援助型訪問サービスを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する生活援助型訪問サービス事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者(生活援助型訪問サービス事業所における1月あたりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)に対して、生活援助型訪問サービスを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。

注3 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、生活援助型訪問サービス費は、算定しない。

第2 第1号通所事業

1 通所介護相当サービス費

(1) 1週当たりの標準的な回数を定める場合(1月につき)

ア 要支援1 1,798単位

イ 要支援2 3,621単位

(2) 1月当たりの回数を定める場合(1回につき)

ア 要支援1 436単位

イ 要支援2 447単位

(3) 1週当たりの標準的な回数を定める場合(短時間)(1月につき)

ア 要支援1 1,259単位

イ 要支援2 3,621単位

(4) 1週当たりの標準的な回数を定める場合(短時間)(1回につき)

ア 要支援1 305単位

イ 要支援2 313単位

注1 千葉市介護予防・日常生活支援総合事業で実施する第1号訪問事業及び第1号通所事業に係る人員、設備及び運営等に関する基準(以下「第1号事業指定基準」という。)第3章に適合しているものとして市長に届け出た通所介護相当サービス事業所において、通所介護相当サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、(1)及び(3)については1月につき、(2)及び(4)については1回につき、それぞれ所定単位数を算定する。また、(1)及び(2)は、介護予防サービス計画及びケアプランに定められた所要時間が3時間以上の場合、(3)及び(4)は介護予防サービス計画及びケアプランに定められた所要時間が2時間以上3時間未満の場合に算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年2月10日厚生省告示第27号。以下「算定方法等告示」という。)第23号イ又はロに定める表の上欄に掲げる基準に該当する場合は、それぞれの表の下欄に掲げるところにより算定する。

注2 (2)ア及び(4)アについては、1月につき4回、(2)イ及び(4)イについては、1月に8回を限度として、所定単位数を算定する。

注3 大臣基準告示第131の3号の基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注4 大臣基準告示第131の4号の基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注5 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、通所介護相当サービス費は、算定しない。

注6 (1)及び(3)について、利用者が一の通所介護相当サービス事業所において通所介護相当サービスを受けている間は、当該通所介護相当サービス事業所以外の通所介護相当サービス事業所が通所介護相当サービスを行った場合に、通所介護相当サービス費は、算定しない。

注7 通所介護相当サービス事業所と同一建物に居住する者又は通所介護相当サービス事業所と同一建物から当該通所介護相当サービス事業所に通う者に対し、通所介護相当サービスを行った場合は、次に掲げる単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

ア (1)ア及び(3)ア 376単位

イ (1)イ及び(3)イ 752単位

ウ (2)及び(4) 94単位

注8 利用者に対して、その居宅と指定相当通所型サービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位((1)ア又は(3)アを算定している場合は1月につき376単位を、(1)イ又は(3)イを算定している場合は1月につき752単位を限度とする。)を所定単位数から減算する。ただし、注8を算定している場合は、この限りでない。

(5)生活機能向上グループ活動加算 100単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動(以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は一体的サービス提供加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

ア 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師又はきゅう師を含む。)その他通所介護相当サービス事業所の従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した通所介護相当サービス計画を作成していること。

イ 通所介護相当サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

ウ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

(6)若年性認知症利用者受入加算 240単位

注 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めているものとして市長に届け出た通所介護相当サービス事業所において、若年性認知症利用者に対して通所介護相当サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(7)栄養アセスメント加算 50単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た通所介護相当サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント(利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをい

う。以下この注において同じ。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は選択的サービス複数実施加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

ア 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

イ 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者((8)の注において「管理栄養士等」という。)が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

ウ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

エ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が算定方法等告示第23号イ又はロに定める表の上欄に掲げる基準に該当しない通所介護相当サービス事業所であること。

(8) 栄養改善加算 200単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下「栄養改善サービス」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

イ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行ってい

るとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が算定方法等告示第23号イ又はロに定める表の上欄に掲げる基準に該当しない通所介護相当サービス事業所であること。

(9) 口腔機能向上加算

注 大臣基準告示第132号に適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この注及び(15)において「口腔機能向上サービス」という。)を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 口腔機能向上加算(Ⅰ) 150単位

イ 口腔機能向上加算(Ⅱ) 160単位

(10) 一体的サービス提供加算 480単位

注 大臣基準告示第133号に適合しているものとして、市長に届け出た通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスいずれも実施した場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(8)又は(9)を算定している場合は、算定しない。

(11) サービス提供体制強化加算

注 大臣基準告示第135号に適合しているものとして市長に届け出た通所介護相当サービス事業所が利用者に対し通所介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の区分に応じて1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア サービス提供体制強化加算(Ⅰ)

(ア) 要支援 1 88 単位

(イ) 要支援 2 176 単位

イ サービス提供体制強化加算 (II)

(ア) 要支援 1 72 単位

(イ) 要支援 2 144 単位

ウ サービス提供体制強化加算 (III)

(ア) 要支援 1 24 単位

(イ) 要支援 2 48 単位

(12) 生活機能向上連携加算

注 大臣基準告示第 15 号の 2 に適合しているものとして市長に届け出た通所介護相当サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、アについては、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き 3 月に 1 回を限度として、1 月につき、イについては 1 月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。え

ア 生活機能向上連携加算 (I) 100 単位

イ 生活機能向上連携加算 (II) 200 単位

(13) 口腔・栄養スクリーニング加算

注 大臣基準告示第 107 号の 2 に適合する通所介護相当サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中 6 月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1 回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

ア 口腔・栄養スクリーニング加算 (I) 20 単位

イ 口腔・栄養スクリーニング加算 (II) 5 単位

(14) 科学的介護推進体制加算 40 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出

た通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し通所介護相当サービスを行った場合は、1 月につき所定単位数を加算する。

ア 利用者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状態等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

イ 必要に応じて通所介護相当サービス計画を見直すなど、通所介護相当サービスの提供に当たって、アに規定する情報その他通所介護相当サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

(15) 介護職員処遇改善加算

注 大臣基準告示第 136 号に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、通所介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和 6 年 5 月 31 日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員処遇改善加算 (I) (1) から (14) までにより算定した単位数の 1000 分の 59 に相当する単位数

イ 介護職員処遇改善加算 (II) (1) から (14) までにより算定した単位数の 1000 分の 43 に相当する単位数

ウ 介護職員処遇改善加算 (III) (1) から (14) までにより算定した単位数の 1000 分の 23 に相当する単位数

(16) 介護職員等特定処遇改善加算

注 大臣基準告示第 137 号に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、通所介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員等特定処遇改善加算 (I) (1) から (14) までにより算定した単位数の 1000 分の 12 に相当する単位数

イ 介護職員等特定処遇改善加算 (II) (1) から (14) まで

により算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

(17) 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 大臣基準告示第138号に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、通所介護相当サービスを行った場合は、(1)から(14)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。

2 ミニデイ型通所サービス費

- (1) ミニデイ型通所サービス費(1)(1月につき) 1,798単位
- (2) ミニデイ型通所サービス費(2)(1月につき) 3,438単位
- (3) ミニデイ型通所サービス費(3)(1回につき) 382単位
- (4) ミニデイ型通所サービス費(4)(短時間・1月につき) 1,259単位
- (5) ミニデイ型通所サービス費(5)(短時間・1月につき) 2,407単位
- (6) ミニデイ型通所サービス費(6)(短時間・1回につき) 267単位

注1 第1号事業指定基準第5章に適合しているものとして市長に届け出た指定ミニデイ型通所サービス事業所において、指定ミニデイ型通所サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、(1)、(2)、(4)及び(5)については1月につき、(3)及び(6)については1回につき、それぞれ所定単位数を算定する。また、(1)から(3)は、介護予防サービス計画及びケアプランに定められた所要時間が3時間以上の場合、(4)から(6)は介護予防サービス計画及びケアプランに定められた所要時間が2時間以上3時間未満の場合に算定する。ただし、利用者の数又は介護職員の員数が算定方法等告示第23号をミニデイ型通所サービスに読み替え、イ又はロに定める表の上欄に掲げる基準に該当する場合は、それぞれの表の下欄に掲げるところにより算定する。

ア ミニデイ型通所サービス費(1)及びミニデイ型通所サービス費(4)

介護予防サービス計画及びケアプランにおいて1週に1回程度の

ミニデイ型通所サービスが必要とされた要支援状態区分が要支援1又は要支援2である者に対して1月のサービス提供回数が5回以上ミニデイ型通所サービスを行った場合

イ ミニデイ型通所サービス費(2)及びミニデイ型通所サービス費(5)

介護予防サービス計画及びケアプランにおいて1週に2回程度のミニデイ型通所サービスが必要とされた要支援状態区分が要支援2である者に対して1月のサービス提供回数が9回以上ミニデイ型通所サービスを行った場合

ウ ミニデイ型通所サービス費(3)及びミニデイ型通所サービス費(6)

介護予防サービス計画及びケアプランにおいて1週に1回程度のミニデイ型通所サービスが必要とされた要支援状態区分が要支援1又は要支援2である者に対して1月のサービス提供回数が4回以下ミニデイ型通所サービスを行った場合又は介護予防サービス計画及びケアプランにおいて1週に2回程度のミニデイ型通所サービスが必要とされた要支援状態区分が要支援2である者に対して1月のサービス提供回数が8回以下ミニデイ型通所サービスを行った場合

注2 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、ミニデイ型通所サービス費は、算定しない。

注3 ミニデイ型通所サービス事業所と同一建物に居住する者又はミニデイ型通所サービス事業所と同一建物から当該ミニデイ型通所サービス事業所に通う者に対し、ミニデイ型通所サービスを行った場合は、1月または1回につき次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

ア (1)及び(4) 376単位

イ (2)及び(5) 752単位

ウ (3) 及び (6) 94 単位

注4 利用者に対して、その居宅と指定ミニデイ型通所サービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位（(1)又は(4)を算定している場合は1月につき376単位を、(2)又は(5)を算定している場合は1月につき752単位を限度とする。）を所定単位数から減算する。ただし、注3を算定している場合は、この限りでない。

千葉市告示第291号

地方自治法（昭和22年法第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和6年4月1日

千葉市長 神谷 俊一

- 1 指定納付受託者の名称、所在地、代表者氏名
所在地 千葉県千葉市中央区千葉港1番2号
商号又は名称 株式会社 千葉銀行
代表者職氏名 取締役頭取 米本 努
- 2 指定納付受託者に納入させる歳入
各市税事務所市民税課、各市税出張所における証明等発行手数料
- 3 指定納付受託者に指定する期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日

千葉市告示第292号

家庭ごみ処理手数料収納業務の委託について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金の収納業務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和6年4月1日

千葉市長 神谷 俊一

【委託】

- 1 委託先指定公金事務取扱者の所在地及び名称
別添参照
- 2 委託した収納業務に係る公金
千葉市家庭ごみ処理手数料
- 3 指定公金事務取扱者の指定日及び公金収納業務の委託日
令和6年4月1日
- 4 委託期間
令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日

千葉市告示第293号

粗大ごみ処理手数料収納業務の委託について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金の収納業務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和6年4月1日

千葉市長 神谷 俊一

【委託】

- 1 委託先指定公金事務取扱者の所在地及び名称
別添参照
- 2 委託した収納業務に係る公金
千葉市粗大ごみ処理手数料
- 3 指定公金事務取扱者の指定日及び公金収納業務の委託日
令和6年4月1日
- 4 委託期間
令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日

千葉市告示第294号

畜犬登録促進指導等業務委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり収納事務を委託したので同条第2項の規定により告示します。

令和6年4月1日

千葉市長 神谷俊一

- 1 委託先の所在地及び名称
千葉市中央区都町6-2-15
公益社団法人千葉県獣医師会
会長 市川 陽一朗

- 2 委託内容
狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）の規定に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射済票の交付、並びに千葉市衛生関係手数料条例に定めるところの同交付に係る交付手数料の収納に関する業務

- 3 委託期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

千葉市告示第295号

地方自治法施行令（昭和22年法令第16号）第158条第1項の規定により、校庭夜間開放関連物品（照明カード）売払に係る代金収納事務を下記のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和6年4月1日

千葉市長 神谷俊一

記

- 1 委託相手方の住所及び氏名
東京都港区虎ノ門4丁目3番1号
スポーツクラブN.A.S株式会社
代表取締役社長 黒田 雅実

- 2 委託施設
(1) 千葉公園総合体育館
(2) 花島公園体育館
(3) 宮野木スポーツセンター体育館
(4) 北谷津温水プール
(5) 有吉公園スポーツ施設事務所
(6) 高洲スポーツセンター

- 3 委託期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

千葉市告示第296号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定により、次の事業者を自転車駐車場の手数料における指定納付受託者に指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和6年4月1日

千葉市長 神谷 俊一

- 1 指定納付受託者の名称、所在地、代表者氏名
所在地 東京都文京区本郷3-33-5
商号又は名称 三菱UFJニコス株式会社
代表者氏名 代表取締役 角田 典彦
所在地 千葉市中央区千葉港1-2
商号又は名称 株式会社 千葉銀行
代表者氏名 取締役頭取 米本 務
- 2 指定納付受託者に納入させる歳入
インターネットを利用し、クレジットカードにて納付する自転車駐車場の手数料
- 3 指定納付受託者に代理納付させる期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

千葉市告示第297号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、自転車駐車場の手数料収納事務を次のとおり委託しましたので、同条第2項の規定により告示します。

令和6年4月1日

千葉市長 神谷 俊一

- 1 委託する相手方 千葉市中央区末広3丁目17番15号
公益社団法人 千葉市シルバー人材センター
理事長 稲生 勝義
- 2 委託施設
 - (1) 幕張駅第6自転車駐車場
 - (2) 新検見川駅第6自転車駐車場
 - (3) 新検見川駅第10自転車駐車場
 - (4) 都賀駅第3自転車駐車場
 - (5) 本千葉駅第1自転車駐車場
 - (6) 鎌取駅第4自転車駐車場
 - (7) 菅田駅第4自転車駐車場
 - (8) 土気駅第1自転車駐車場
 - (9) 土気駅第2自転車駐車場
 - (10) 浜野駅第3自転車駐車場
 - (11) 千葉みなと駅第3自転車駐車場
 - (12) 京成稲毛駅第1自転車駐車場
 - (13) 千葉寺駅第3自転車駐車場
 - (14) 大森台駅第1自転車駐車場
 - (15) おゆみ野駅第1自転車駐車場
 - (16) スポーツセンター駅第1自転車駐車場
 - (17) 千城台駅第1自転車駐車場
- 3 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

千葉市告示第298号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により使用料等の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和6年4月1日

千葉市長 神谷俊一

- 1 委託の先
スポーツクラブNAS株式会社
東京都港区虎ノ門4丁目3番1号
代表取締役社長 黒田 雅実
- 2 委託施設
青葉の森スポーツプラザ（野球場・陸上競技場・庭球場・弓道場）
- 3 委託期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

千葉市告示第299号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を締結したので、同条第6項の規定により次のとおり告示します。

令和6年 4月 1日

千葉市長 神谷俊一

- 1 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
氏名 山崎 聡一郎
住所 東京都江戸川区清新町一丁目4-11-201
- 2 包括外部監査契約の期間の始期
令和6年4月1日
- 3 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用の額並びに執務費用及び諸経費の額の合算
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告の提出後に支払う。

千葉市告示第300号

千葉市国民健康保険条例（昭和61年千葉市条例第10号）第13条第1項、第17条の5第1項及び第21条第1項の規定に基づき、令和6年度の国民健康保険料率を決定したので、同条例第13条第3項、第17条の5第3項及び第21条第3項の規定により次のとおり、告示します。

令和6年4月1日

千葉市長 神谷俊一

第13条第1項に規定する保険料率（基礎賦課額）

- (1) 所得割 100分の6.95
- (2) 被保険者均等割 20,640円
- (3) 世帯別平等割
 - ア イ及びウ以外の世帯 24,840円
 - イ 一般特定世帯 12,420円
 - ウ 一般特定継続世帯 18,630円

第17条の5第1項に規定する保険料率（後期高齢者支援金等賦課額）

- (1) 所得割 100分の2.9
- (2) 被保険者均等割 8,400円
- (3) 世帯別平等割
 - ア イ及びウ以外の世帯 10,080円
 - イ 一般特定世帯 5,040円
 - ウ 一般特定継続世帯 7,560円

第21条第1項に規定する保険料率（介護納付金賦課額）

- (1) 所得割 100分の2.36
- (2) 被保険者均等割 10,680円
- (3) 世帯別平等割 8,040円

千葉市告示第301号

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法第10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のように告示する。

令和6年4月4日

千葉市長 神谷俊一

番号	位置	生産緑地 地区番号	特定生産緑地 の面積	指定の告示日
022-290	緑区おゆみ野中央6 丁目地内	472	約 0.08 ha	令和4年9月30日

千葉市告示第302号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から、指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示します。

令和6年4月4日

千葉市長 神谷俊一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類
ディアフレンズ美浜 千葉県千葉市美浜区磯辺 2-21-1	社会福祉法人 春陽会 千葉県千葉市美浜区磯辺 2-21-1 理事長 白井 正一	令和6年3月31日	1210100721	重度訪問介護

千葉市告示第303号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定により、次の事業者を指定障害福祉サービス事業者として指定したので、同法第51条第1号の規定により告示します。

令和6年4月4日

千葉市長 神谷俊一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類
東千葉 医療ホームヘルプサービス 千葉県千葉市中央区椿森1-8-6 賀山ビル1F	日本訪問医療株式会社 千葉県千葉市中央区祐光4-16-14 代表取締役 中村 俊輔	令和6年5月1日	1210106397	居宅介護・ 重度訪問介護

千葉市告示第305号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から、指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示します。

令和6年4月10日

千葉市長 神谷俊一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類
ここあ訪問介護サービス 千葉県千葉市花見川区畑 町426-1-206	合同会社 一心 千葉県千葉市若葉区下田 1332-23 代表社員 片岡 秀歩	令和6年4月30日	1210104202	重度訪問介護

千葉市告示第308号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、令和6年度千葉市一般会計補正予算を別紙のとおり公表します。

令和6年4月10日

千葉市長 神谷俊一

一般会計

令和6年度千葉市一般会計補正予算(第1号)

令和6年度千葉市の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,618,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ517,018,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年4月10日

千葉市長 神谷俊一

一般会計

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
		千円	千円	千円
19 国庫支出金		102,070,255	7,618,000	109,688,255
	2 国庫補助金	19,279,023	7,618,000	26,897,023
歳入	合計	509,400,000	7,618,000	517,018,000

一般会計

歳出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		34,866,649	5,000	34,871,649
	2 徴税費	4,270,917	5,000	4,275,917
3 民生費		196,197,201	7,613,000	203,810,201
	1 社会福祉費	80,744,205	7,613,000	88,357,205
歳出合計		509,400,000	7,618,000	517,018,000

一般会計

令和6年度千葉市一般会計補正予算に関する説明書(第1号)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
19 国庫支出金	102,070,255	7,618,000	109,688,255
歳入合計	509,400,000	7,618,000	517,018,000

一般会計

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国・県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 総務費	34,866,649	5,000	34,871,649	5,000			
3 民生費	196,197,201	7,613,000	203,810,201	7,613,000			
歳出合計	509,400,000	7,618,000	517,018,000	7,618,000			

一般会計
2 歳入

(款) 19 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

目	補正前の 予算額	補正予算額	計	節 分 金額		説 明
				区 分	金額	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	
1 総務費国庫補助金	1,707,600	5,000	1,712,600	3 徴税費補助金	5,000	1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金収入 5,000 千円
2 民生費国庫補助金	4,548,491	7,613,000	12,161,491	1 社会福祉費補助金	7,613,000	1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金収入 7,613,000 千円
計	19,279,023	7,618,000	26,897,023			

一般会計
3 歳出

(表) 2 総務費 (項) 2 徴収費

目	補正前の 予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				一 般 財 源	節		税 明 明
				特 定 財 源			区 分		金 額		
				国・県 支出金	地方債	その他					
2 賦課徴収費	千円 1,902,296	千円 5,000	千円 1,907,296	千円 5,000	千円	千円	千円	12 委託料	千円 5,000	1 税務システム改修(定額減税に伴う 調整給付金対応)事業費 5,000千円	
計	4,270,917	5,000	4,275,917	5,000							

(表) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費

目	補正前の 予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				一 般 財 源	節		税 明 明
				特 定 財 源			区 分		金 額		
				国・県 支出金	地方債	その他					
7 価格高騰重点 支援給付金 事業費	千円 -	千円 1,815,000	千円 1,815,000	千円 1,815,000	千円	千円	千円	8 旅費	千円 10	1 価格高騰重点支援給付金事業費 1,815,000千円	
							10 雑用費	290			
							11 役務費	2,490			
							12 委託料	42,059			
							13 使用料及び賃借料	151			
							18 負担金、補助金及び交付金	1,770,000			

一般会計

(表) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費

目	補正前の 予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			一 般 財 源	節		税 明 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国・県 支出金	地方債	その他				
8 定額減税調整 給付金事業費	千円 -	千円 5,798,000	千円 5,798,000	千円 5,798,000	千円	千円	千円	12 委託料	千円 578,000	1 定額減税調整給付金事業費 5,798,000千円
							18 負担金、補助金及び交付金	5,220,000		
計	89,744,205	7,613,000	88,357,205	7,613,000						

千葉県告示第314号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定により、次の事業者を指定障害福祉サービス事業者として指定したので、同法第51条第1号の規定により告示します。

令和6年4月12日

千葉県長 神谷 俊一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類
こころケアサービス 千葉県千葉市若葉区みつわ台1-29-1	合同会社一心 千葉県千葉市若葉区下田町1332-23 代表社員 片岡 秀歩	令和6年5月1日	1210106405	居宅介護・ 重度訪問介護

千葉県告示第315号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当する機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和6年4月15日

千葉県長 神谷 俊一

名称	所在地	指定年月日
(診療所)		
医療法人社団ナイズ キャップクリニック稲毛海岸	千葉県美浜区高洲3-13-1 イオンマリンピアショッピングセンター本館4階	令和6年4月1日
(歯科)		
馬場歯科医院	千葉県稲毛区穴川3-11-14	令和6年3月1日
K BEAUTY DENTAL CLINIC	千葉県中央区中央2-2-1 エクセレントセンタービル4階	令和6年4月1日
(薬局)		
日本調剤 千葉中央薬局	千葉県中央区仁戸名町697-10	令和6年4月1日
中央調剤薬局	千葉県中央区本千葉町1-1 日土地千葉中央ビル102	令和6年3月1日
(訪問看護)		
サポートライフケア訪問看護 ステーション	千葉県美浜区高洲4-7-11 センターパーク稲毛海岸A棟101号室	令和6年4月1日

千葉県告示第316号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当する機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和6年4月15日

千葉市長 神谷 俊一

名称	所在地	指定年月日
(病院)		
医療法人社団駿心会 いなげ西病院	千葉市稲毛区稲毛町5-8-6	令和6年4月1日
(診療所)		
医療法人社団幸訪会 いなげファミリー内科クリニック	千葉市稲毛区園生町1111-1 プチモンド稲毛1-A	令和6年4月1日
ちば宇津木皮膚科	千葉市中央区本町3-1-1	令和6年4月1日
医療法人社団Blue Bird 青い鳥クリニック千葉	千葉市中央区弁天1-33-2	令和6年4月1日
坂口医院	千葉市花見川区長作町600-7	令和6年4月1日
出口眼科医院	千葉市若葉区小倉台1-13-8	令和6年4月1日
医療法人社団興仁会 板谷内科クリニック	千葉市若葉区都賀3-9-1 都賀M3ビル1F	令和6年4月1日
医療法人社団鳳仁会 若林皮膚科医院	千葉市若葉区小倉町859-1	令和6年4月1日
一般財団法人柏戸記念財団 小倉台柏戸クリニック	千葉市若葉区小倉台4-18-3	令和6年4月1日
千葉市桜木園	千葉市若葉区桜木8-31-15	令和6年4月1日
あすなる皮膚科	千葉市緑区あすみが丘 4-4-21	令和6年4月1日

こんだこども医院	千葉市緑区おゆみ野中央 1-25-7	令和6年4月1日
ドクターケンクリニック	千葉市緑区あすみが丘 2-1-10	令和6年4月1日
たみたに小児科	千葉市美浜区幕張西3-3-1	令和6年4月1日
医療法人社団 森整形外科クリニック (歯科)	千葉市美浜区真砂2-6-1	令和6年4月1日
第一歯科吉田医院	千葉市稲毛区小仲台2-13-1 村田ビル3F	令和6年4月1日
橋本歯科医院	千葉市中央区松波2-5-8	令和6年4月1日
円城寺歯科医院	千葉市中央区道場南2-1-1	令和6年4月1日
たけい歯科	千葉市中央区千葉寺町310-1	令和6年4月1日
医療法人社団祥和会 矢作歯科医院	千葉市中央区矢作町798-4	令和6年4月1日
医療法人社団秀和会 浜野歯科医院	千葉市中央区浜野町1398	令和6年4月1日
佐藤歯科医院	千葉市花見川区朝日ヶ丘 1-25-1	令和6年4月1日
山崎歯科	千葉市花見川区千種町295-2 千葉鉄工団地会館3F	令和6年4月1日
良原歯科医院	千葉市花見川区南花園 2-5-17 良原総業ビル2F	令和6年3月15日
野呂歯科クリニック	千葉市若葉区野呂町207	令和6年4月1日
毛利歯科	千葉市緑区土気町1632-1	令和6年4月1日
井上歯科医院	千葉市稲毛区天台4-1-13 宏友ビル2階	令和6年3月15日
(薬局)		
ヤックスドラッグ薬局 仁戸名店	千葉市中央区仁戸名町702-1	令和6年4月1日

ヤックスドラッグ亥鼻薬局	千葉市中央区矢作町810	令和6年4月1日
ヤックスドラッグ椿森薬局	千葉市中央区椿森6-2-16	令和6年4月1日
柏井薬局	千葉市花見川区柏井町815-5	令和6年4月1日
あつみ薬局 幕張本郷店	千葉市花見川区幕張本郷1-11-26 リビエール本郷101-B	令和6年4月1日
桜木マル薬局	千葉市若葉区若松町2135-10 千葉北ビル3F-A	令和6年3月15日
ヤックスドラッグ 磯辺海浜薬局	千葉市美浜区磯辺3-34-4	令和6年4月1日
(訪問看護)		
さかいりハ訪問看護ステーション・千葉	千葉市稲毛区緑町1-23-12 緑町ハイリビング壱番館101号室	令和6年4月1日
訪問看護ステーションあすか	千葉市若葉区貝塚町1065-1 ガーデンコート貝塚B101	令和6年4月1日
ルミナスの和訪問看護ステーション	千葉市稲毛区小仲台6-2-7 富士ビル501号	令和6年4月1日

千葉市告示第317号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和6年4月15日

千葉市長 神谷俊一

名 称	所 在 地	廃止年月日
(診療所)		
中野耳鼻咽喉科医院	千葉市中央区仁戸名町555	令和5年12月29日
稲毛中央外科医院	千葉市稲毛区稲毛東4-3-3	令和6年3月31日
(歯科)		
坂本歯科医院	千葉市若葉区桜木8-5-34	令和6年3月31日

千葉市公告第296号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年4月1日

千葉市長 神谷 俊一

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

ローコード・ノーコードツールライセンス賃貸借契約

(2) 概要

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 履行場所

千葉市役所又は本市が指定する場所

(4) 契約期間

令和6年5月1日から令和7年3月31日まで

2 競争入札参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和6・7年度千葉市物品入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの

エ 民事再生法(平成11年法律第225号)の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領(昭和60年8月1日施行)に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者
カ 千葉市内において、都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定に違反している者

キ 法人税(個人にあっては所得税)並びに消費税及び地方消費税を完納していない者
ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあっては、千葉市税(延滞金を含む)を完納していないもの

ケ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあっては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

(3) 令和元年度から令和5年度までに、国、都道府県、市町村、独立行政法人又は民間企業において、本件と同種・同規模以上の業務実績があること。

3 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市総務局情報経営部業務改革推進課

電話 043-245-5706

Eメール gyomukaikaku.GEI@city.chiba.lg.jp

4 入札参加資格確認申請書の配布及び提出等

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 配布場所等

千葉市ホームページ「入札情報等」のポータルページの「発注情報一覧」内の「物品」のリンク(<https://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujoho/anken/buppin/index.html>)にある当事業の箇所からダウンロードすること。

また、公告の日から前記3の契約事務担当課においても配布する(日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分まで)。

(2) 提出場所等

持参又は郵送によることとする。なお、郵送により提出する場合は、令和6年4月8日(月)午後5時必着とする。

(3) 確認通知

令和6年4月10日(水)までに、申請者に入札参加資格確認結果通知書を発送する。

5 入札説明書等の交付

千葉市ホームページ「入札情報等」のポータルページの「発注情報一覧」内の「物品」のリンク(<https://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujoho/anken/buppin/index.html>)にある当事業の箇所からダウンロードすること。

また、公告の日から令和6年4月8日(月)まで前記3の契約事務担当課においても無償により交付する(日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分まで)。

6 仕様書に関する質問及び回答

(1) 提出期間

公告の日から令和6年4月5日(金)午後5時まで

(2) 提出方法

質問回答書を前記3の契約事務担当課に電子メールで提出すること。

(3) 質問に対する回答期限

令和6年4月10日(水)

(4) 回答方法

当該質問提出期間内に受理したすべての質問内容及び回答を、全入札参加者に対して電子メールで回答する。

7 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

令和6年4月12日(金)午後2時00分

(2) 入札及び開札の場所

千葉市総務局情報経営部業務改革推進課

(千葉市役所新庁舎高層棟3階L301会議室)

(3) 入札方法

総俣で行う。入札者は、原則として前記(1)、(2)の入札及び開札の日時及び場所に出席して、入札書を商号及び入札件名を記載した封筒に入れて提出すること。入札書を提出する際は、必ず入札金額積算内訳書を同封すること。

ただし、郵便による入札の場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書して、前記3の契約事務担当課宛とし、日曜日、土曜日及び休日を除く入札日前日の午後5時00分までに書留郵便にて必着のこと。

<留意事項>

- ・入札書等は、二重封筒(内封筒及び外封筒)により送付すること。
- ・入札書等を持参する場合は、入札参加資格確認結果通知書を持参すること。
- ・代理人が入札書等を持参する場合は代表者からの委任を受けること。

(4) 入札保証金

要。ただし、千葉市契約規則(昭和40年千葉市規則第3号)第8条に該当する場合は、免除とする。

(5) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。

なお、落札者となるべき同価の入札を行ったものが2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(6) 無効となる入札 千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

8 その他

(1) 契約保証金

要。ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等については、前記3の契約事務担当課で閲覧できる。

(5) 詳細は、入札説明書による。

千葉市公告第297号

制限付一般競争入札(電子入札)について次のとおり公告します。

令和6年4月1日

千葉市長 神谷俊一

1 制限付一般競争入札(電子入札)に付する事項

(1) 調達物品及び数量

2WDダブルキャブダンプ
1台

(2) 調達物品の特質等

仕様書のとおり

(3) 納入期限

令和7年3月21日

(4) 納入場所

中央・美浜公園緑地事務所

2 競争参加資格

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和6・7年度千葉市物品入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 業種「車両」、希望順位「第1希望」で登録している者であること。

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該開札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法(平成11年法律第225号)の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領(昭和60年8月1日施行)に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から開札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法(昭和43年法律第100号)に違反している者

(4) ちば電子調達システムの電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)により参加できる者であること。

(5) 公告日から遡って5年の間に、車両を納入した実績を有する者であること。

3 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市財政局資産経営部契約課契約第二班

電話 043-245-5089

4 入札参加手続

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請期間内に、前記3へ電子入札システムにより提出資料を提出し、入札参加申請を行わなければならない。ただし、やむを得ない理由により、電子入札システムを利用できない者は、前記3へ問い合わせること。紙入札が認められた場合は、前記3より紙入札方式参加申請書を電子メールにより送付するため、書留郵便又は持参により、次の提出資料とあわせて、入札参加申請期間内に前記3へ提出すること。

(1) 入札参加申請期間

公告の日の翌日から令和6年4月8日(月)午後5時まで

(2) 提出資料

公告日から遡って5年の間に、車両を納入した実績を証する契約書等(写)

5 仕様書等の配布

ちば電子調達システムの入札情報サービスからダウンロードすること。

6 入札及び開札等

(1) 入札期間

令和6年4月9日(火)午前9時から令和6年4月18日(木)午前11時まで(電子入札システムの運用時間内に限る。)

(2) 入札方法

総価で行う。入札内訳書を添付し、前記3へ電子入札システムにより提出すること。

(3) 辞退

入札参加者は、入札書を提出する前の入札期間中であれば、入札を辞退することができる。

この際、入札辞退届を前記3へ電子入札システムにより提出すること。

(4) 入札保証金 免除(ただし、千葉市契約規則(昭和40年千葉市規則第3号)第8条第2項の規定に該当する場合は、当該入札保証金の納付の免除に係る部分に相当する額を違約金として徴収するものとする。)

(5) 無効又は失格となる入札

次のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。

ア 電子入札約款(平成24年4月13日施行)第7条各号に該当する入札は、無効とする。

イ 電子入札約款第8条各号に該当する入札は、失格とする。

ウ 入札約款第6条において無効と定める入札は、無効とする。

エ 指定した入札内訳書を使用しない場合は無効とする。

(6) 開札日時及び開札場所

令和6年4月18日(木)午後1時頃 千葉市役所6階入札室

(7) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札候補者とする。その者の入札参加資格の確認の結果、入札参加資格があると認めた場合は、当該候補者を落札者として決定する。

落札候補者において入札参加資格がないと認めた場合は、その者の入札を無効とし、当該候補者に次いで低い価格をもって有効な入札を行った者を新たな落札候補者として入札参加資格の確認を行う。以下、落札候補者となるべき同価の入札を行った者が2者以上あるときは、

くじにより落札候補者を決定する。

(8) 落札決定通知

落札者を決定後、速やかに、電子調達システムの落札者決定通知書により、入札参加者すべてに通知する。

(9) 入札参加資格確認結果通知

落札者に対する入札参加資格確認の結果は、落札者決定通知をもって代えるものとする。また、入札参加資格がないと認めた者に対しては、一般競争入札参加資格確認結果通知書(千葉市一般競争入札による物品調達実施要領様式第2号)を電子メールにより送付する。

(10) 再度入札

開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札を行う。

ア 再度入札の回数は、2回とする。

イ 再度入札には、前回の入札に参加しなかった者、開札に立ち会わなかった者、前回の入札を無効とされた者又は最低制限価格を設けた入札において、前回の入札価格が最低制限価格を下回った者は参加できない。

ウ 再度入札の通知は、前回の入札において有効な入札をした者に対し、電子入札システムの、再度入札の期間及び開札の日時を記載した「再入札通知書」及び「再入札通知書到着のお知らせ」の電子メールにより通知する。

7 その他

(1) 入札への参加を希望する者が1者であっても、原則として入札を執行する。

(2) 契約保証金 要(ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。)

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(5) 契約条項等については、千葉市財政局資産経営部契約課で閲覧できる。

(6) 詳細は、入札仕様書による。

千葉市公告第298号

制限付一般競争入札（電子入札）について次のとおり公告します。

令和6年4月1日

千葉市長 神谷 俊一

1 制限付一般競争入札（電子入札）に付する事項

(1) 業務名称

- ア 配水管布設業務委託（寒川6-1）
- イ 出来形確認測量業務委託（寒川6-1）
- ウ 境界杭埋設業務委託（寒川6-1）

(2) 業務概要、業務場所、業務期間及び業種

業務案件ごとに別表に記載

(3) 予定価格及び最低制限価格

業務案件ごとに別表に記載

2 入札参加資格

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないもの

- ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
- イ 当該業務の開札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所による更生手続開始決定がなされていないもの
- エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所による再生計画認可決定がなされていないもの
- オ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
- カ 千葉市内に本店、支店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む。）を完納していないもの
- キ 千葉市内に本店、支店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者で当該特別徴収を行っていないもの
- ク 千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）又は千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を、入札参加申請期限の日から開札日までの間に受けている者

(2) ちば電子調達システムの電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により

参加できる者

- (3) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合にあつては、組合の定款又は規約に共同受注の定めがある者
- (4) その他、業務案件ごとに別表に定める入札参加資格要件を満たす者

3 入札担当課

〒260-0832

千葉市中央区寒川町2丁目150番

千葉市都市局都市部寒川土地区画整理事務所

電話 043-266-0201

ファクシミリ 043-266-0207

メールアドレス samugawa.URU@city.chiba.lg.jp

4 入札参加手続

入札への参加を希望する者は、申請期間内に、前記3へ電子入札システムにより提出資料を提出し、入札参加申請を行わなければならない。なお、提出資料の返却はしない。

ただし、やむを得ない理由により、電子入札システムを利用できない者は、前記3へ問い合わせること。紙入札が認められた場合は、郵送又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書（紙申請用）（千葉市都市局業務委託等一般競争入札実施要領（令和4年11月1日施行）様式第1号）及び紙入札方式参加申請書（千葉市都市局業務委託等一般競争入札実施要領（令和4年11月1日施行）様式第2号）を、次の提出資料とあわせて提出すること。

(1) 入札参加申請期間

業務案件ごとに別表に記載

(2) 提出資料

業務案件ごとに別表に記載

5 設計図書等の交付及び質問回答

(1) 設計図書等の交付

ちば電子調達システムの入札情報サービス (https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portals/Public/LPCOP10L_INIT_Action.do) からダウンロードすること。

なお、交付期間については、業務案件ごとに別表に記載する。

(2) 質問回答

質問回答の方法及び質問回答期限については、設計図書等に記載する。

質問回答期限までに前記3に質問回答書を電子メールにより提出すること。

6 入札及び開札

(1) 入札期間及び開札の日時

業務案件ごとに別表に記載

(2) 開札場所

千葉市中央区寒川町2丁目150番 寒川土地区画整理事務所

(3) 入札方法

積算内訳書を添付し、前記3へ電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札が認められた場合は、入札（見積）書（千葉市都市局業務委託等一般競争入札実施要領様式第3号）及び積算内訳書を、商号又は名称及び業務名を記載した封筒に封かんした上で、書留郵便による郵送又は持参により提出すること。

(4) 辞退

入札参加者は、入札書を提出する前の入札期間中であれば、入札を辞退することができる。この際、辞退届を前記3へ電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札が認められた場合は、入札（見積）辞退届（千葉市都市局業務委託等一般競争入札実施要領様式第4号）を、商号又は名称及び業務名を記載した封筒に封かんした上で、書留郵便による郵送又は持参により提出すること。

(5) 入札保証金 免除（ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第8条第2項の規定に該当する場合は、当該入札保証金の納付の免除に係る部分に相当する額を違約金として徴収するものとする。）

(6) 無効又は失格となる入札

次のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。なお、入札の有効、無効又は失格の確認は、開札後、落札候補者となり得る者に対してのみ行う。

ア 電子入札約款（平成24年4月13日施行）第7条各号に該当する入札は、無効とする。

イ 電子入札約款第8条各号に該当する入札は、失格とする。

7 落札候補者の決定、入札参加資格確認及び落札者の決定

(1) 落札候補者の決定、入札参加資格確認及び落札者の決定

開札後、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札候補者とする。その者の入札参加資格の確認の結果、入札参加資格があると認めた場合は、当該候補者を落札者として決定する。

落札候補者において入札参加資格がないと認めた場合は、その者の入札を無効とし、当該候補者に次いで低い価格をもって有効な入札を行った者を新たな落札候補者として入札参加資格の確認を行う。以下、落札候補者において入札参加資格がないと認めた場合は、順次、同様にして入札参加資格があると認める者が確認されるまで入札参加資格の確認を行う。

なお、落札候補者となるべき同価の入札を行った者が2人以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。

(2) 落札決定通知

落札者を決定後、速やかに、電子入札システムの落札者決定通知書により、入札参加者全てに通知する。

(3) 入札参加資格確認結果通知

落札者に対する入札参加資格確認の結果は、落札者決定通知書をもって代えるものとする。

また、入札参加資格がないと認めた者に対しては、一般競争入札参加資格確認結果通知書（千葉市都市局業務委託等一般競争入札実施要領様式第5号）を電子メール等により通知する。

8 再度入札

開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札を行う。

(1) 再度入札の回数は、2回を限度とする。

(2) 再度入札には、前回の入札において入札が無効、失格又は未入札となった者は参加できないものとする。

(3) 再度入札の通知は、前回の入札において有効な入札をした者に対し、電子入札システムの「再入札通知書」及び「再入札通知書到着のお知らせ」の電子メールにより通知する。

(4) 再度入札の期間及び開札の日時は、再入札通知書に記載する。

(5) 開札場所は、前記6（2）と同様とする。

(6) 再度入札の方法は、積算内訳書を添付し、前記3へ電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札が認められた場合は、入札（見積）書（千葉市都市局業務委託等一般競争入札実施要領様式第3号）及び積算内訳書を、商号又は名称及び業務名を記載した封筒に封かんした上で、書留郵便による郵送又は持参により提出すること。なお、再度入札を辞退するときは、前記6（4）によるものとする。

9 契約条件等

(1) 契約保証金 要（ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。）

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 支払条件

業務案件ごとに別表に記載

(4) 契約手続中に不正行為等があった場合は、契約手続を中止することがある。

(5) 契約条項については、前記5の設計図書等に含めて交付する。

- (6) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (7) 他に契約条件等がある場合は、業務案件ごとに別表の備考欄に記載する。

10 その他

- (1) 入札への参加を希望する者が1者であっても、原則として入札を執行する。
- (2) 電子入札システムの運用時間は、午前8時00分から午前0時00分とする。
- (3) 積算にあたり、現場確認を希望する場合は、あらかじめ入札担当課へ連絡すること。
- (4) 契約事務に関し、この公告に定めのない事項については、千葉市契約規則の規定によるものとする。

別表

ア 配水管布設業務委託（寒川6-1）

(ページ1/1)

入札に関する事項（その1）	
業務場所	千葉市中央区寒川町一丁目地内
業務期間	契約締結日の翌日から令和7年3月25日まで
業種	水道施設工事
業務概要	配水管撤去・布設工（開削） 一式
予定価格	落札決定後に公表
最低制限価格	落札決定後に公表
入札参加資格要件	1 令和6、7年度千葉市建設工事入札参加資格者名簿（業種：水道施設工事）に登録されている者 2 千葉市内に本店を有する者 3 千葉県企業局小規模配水管申請者施行の施工業者名簿に登録されている者
入札参加申請期間	令和6年4月1日（月）の午後1時から 令和6年4月5日（金）の午後5時まで （電子入札システムの運用時間内に限る。）
提出資料	入札参加資格要件で求めている資料等
設計図書等の交付方法	ちば電子調達システムの入札情報サービスからダウンロードすること。
設計図書等の交付期間	令和6年4月1日（月）の午後1時から 令和6年4月16日（火）の正午まで
入札期間	令和6年4月10日（水）の午後1時から 令和6年4月16日（火）の正午まで （電子入札システムの運用時間内に限る。） ※「積算内訳書」を添付すること。
開札の日時	令和6年4月16日（火）中の午後2時00分以降 業務名称の記号順に行う。
支払条件	前払金 無 完了払
備考	

※本業務の別表は1ページのみです。

このページに記載されていない事項もあります。公告の本文を必ずご確認ください。

別表

イ 出来形確認測量業務委託（寒川6-1）

（ページ1/1）

入札に関する事項（その1）	
業務場所	千葉市中央区寒川町一丁目地内外
業務期間	契約締結日の翌日から令和7年3月25日まで
業種	測量
業務概要	4級基準点測量 N=79点 街区出来形確認測量 A=5.4ha 画地出来形確認測量 A=5.4ha
予定価格	落札決定後に公表
最低制限価格	落札決定後に公表
入札参加資格要件	1 令和6、7年度千葉市測量・コンサルタント入札参加資格者名簿（業種：測量）に登録されている者 2 千葉市内に本店、支店又は営業所等を有する者 3 測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項に定める測量業者の登録を受けている者。 4 平成26年度から令和5年度までに、国（公社及び団体を含む。）又は地方公共団体が発注した、出来形確認測量を含む業務を元請けとして履行した実績を有する者（契約書の写し等、実績の概要がわかる資料を添付すること。）
入札参加申請期間	令和6年4月1日（月）の午後1時から 令和6年4月5日（金）の午後5時まで （電子入札システムの運用時間内に限る。）
提出資料	入札参加資格要件で求めている資料等
設計図書等の交付方法	ちば電子調達システムの入札情報サービスからダウンロードすること。
設計図書等の交付期間	令和6年4月1日（月）の午後1時から 令和6年4月16日（火）の正午まで
入札期間	令和6年4月10日（水）の午後1時から 令和6年4月16日（火）の正午まで （電子入札システムの運用時間内に限る。） ※「積算内訳書」を添付すること。
開札の日時	令和6年4月16日（火）中の午後2時00分以降 業務名称の記号順に行う。
支払条件	前払金 無 完了払
備考	

※本業務の別表は1ページのみです。

このページに記載されていない事項もあります。公告の本文を必ずご確認ください。

別表

ウ 境界杭埋設業務委託（寒川6-1）

（ページ1/1）

入札に関する事項（その1）	
業務場所	千葉市中央区寒川町一丁目地内外
業務期間	契約締結日の翌日から令和7年3月25日まで
業種	測量
業務概要	画地境界杭（本設杭）設置 石杭 N=204本 画地境界杭（本設杭）設置 プレート N=10本 画地境界杭（仮設杭）設置 N=211本 境界点間測量 L=2ha
予定価格	落札決定後に公表
最低制限価格	落札決定後に公表
入札参加資格要件	1 令和6、7年度千葉市測量・コンサルタント入札参加資格者名簿（業種：測量）に登録されている者 2 千葉市内に本店を有する者 3 測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項に定める測量業者の登録を受けている者。 4 平成26年度から令和5年度までに用地測量を含む測量業務を履行した実績を有する者（契約書の写し等、実績の概要がわかる資料を添付すること。）
入札参加申請期間	令和6年4月1日（月）の午後1時から 令和6年4月5日（金）の午後5時まで （電子入札システムの運用時間内に限る。）
提出資料	入札参加資格要件で求めている資料等
設計図書等の交付方法	ちば電子調達システムの入札情報サービスからダウンロードすること。
設計図書等の交付期間	令和6年4月1日（月）の午後1時から 令和6年4月16日（火）の正午まで
入札期間	令和6年4月10日（水）の午後1時から 令和6年4月16日（火）の正午まで （電子入札システムの運用時間内に限る。） ※「積算内訳書」を添付すること。
開札の日時	令和6年4月16日（火）中の午後2時00分以降 業務名称の記号順に行う。
支払条件	前払金 無 完了払
備考	

※本業務の別表は1ページのみです。

このページに記載されていない事項もあります。公告の本文を必ずご確認ください。

千葉市公告第299号

制限付一般競争入札（電子入札）について次のとおり公告します。

令和6年4月1日

千葉市長 神谷 俊一

1 制限付一般競争入札（電子入札）に付する事項

(1) 業務名称

ア 道路・下水維持補修業務委託（若7-6-1）その3

(2) 業務概要、業務場所、業務期間及び業種

業務案件ごとに別表に記載

(3) 予定価格及び最低制限価格

業務案件ごとに別表に記載

2 入札参加資格

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないもの

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者

イ 当該業務の開札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所による更生手続開始決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所による再生計画認可決定がなされていないもの

オ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

カ 千葉市内に本店、支店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む。）を完納していないもの

キ 千葉市内に本店、支店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者で当該特別徴収を行っていないもの

ク 千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）又は千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を、入札参加申請期限の日から開札日までの間に受けている者

(2) ちば電子調達システムの電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により参加できる者

(3) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合にあつては、組

合の定款又は規約に共同受注の定めがある者

(4) その他、業務案件ごとに別表に定める入札参加資格要件を満たす者

3 入札担当課

〒264-0001

千葉市若葉区金親町244-6

千葉市建設局土木部若葉土木事務所管理課

電話 043-306-0655

ファクシミリ 043-306-0968

メールアドレス kanri.WPW@city.chiba.lg.jp

4 入札参加手続

入札への参加を希望する者は、申請期間内に、前記3へ電子入札システムにより提出資料を提出し、入札参加申請を行わなければならない。なお、提出資料の返却はしない。

ただし、やむを得ない理由により、電子入札システムを利用できない者は、前記3へ問い合わせること。紙入札が認められた場合は、郵送又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書（紙申請用）（千葉市建設局業務委託等一般競争入札実施要領様式第1号）及び紙入札方式参加申請書（千葉市建設局業務委託等一般競争入札実施要領（平成28年10月1日施行）様式第2号）を、次の提出資料とあわせて提出すること。

(1) 入札参加申請期間

業務案件ごとに別表に記載

(2) 提出資料

業務案件ごとに別表に記載

5 設計図書等の交付

ちば電子調達システムの入札情報サービス (https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portals/Public/LPCOP10L_INIT_Action.do) からダウンロードすること。

なお、交付期間については、業務案件ごとに別表に記載する。

6 入札及び開札

(1) 入札期間及び開札の日時

業務案件ごとに別表に記載

(2) 開札場所

千葉市若葉区金親町244-6 千葉市若葉土木事務所

(3) 入札方法

積算内訳書を添付し、前記3へ電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札が認められた場合は、入札（見積）書（千葉市建設局業務委託等一般競争入札実施要領様式第3

号)及び積算内訳書を、商号又は名称及び業務名を記載した封筒に封かんした上で、書留郵便による郵送又は持参により提出すること。

(4) 辞退

入札参加者は、入札書を提出する前に入札期間中であれば、入札を辞退することができる。この際、辞退届を前記3へ電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札が認められた場合は、入札(見積)辞退届(千葉市建設局業務委託等一般競争入札実施要領様式第4号)を、商号又は名称及び業務名を記載した封筒に封かんした上で、書留郵便による郵送又は持参により提出すること。

(5) 入札保証金 免除(ただし、千葉市契約規則(昭和40年千葉市規則第3号)第8条第2項の規定に該当する場合は、当該入札保証金の納付の免除に係る部分に相当する額を違約金として徴収するものとする。)

(6) 無効又は失格となる入札

次のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。なお、入札の有効、無効又は失格の確認は、開札後、落札候補者となり得る者に対してのみ行う。

ア 電子入札約款(平成24年4月13日施行)第7条各号に該当する入札は、無効とする。

イ 電子入札約款第8条各号に該当する入札は、失格とする。

7 落札候補者の決定、入札参加資格確認及び落札者の決定

(1) 落札候補者の決定、入札参加資格確認及び落札者の決定

開札後、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格で入札をした者うち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札候補者とする。その者の入札参加資格の確認の結果、入札参加資格があると認めた場合は、当該候補者を落札者として決定する。

落札候補者において入札参加資格がないと認めた場合は、その者の入札を無効とし、当該候補者に次いで低い価格をもって有効な入札を行った者を新たな落札候補者として入札参加資格の確認を行う。以下、落札候補者において入札参加資格がないと認めた場合は、順次、同様にして入札参加資格があると認める者が確認されるまで入札参加資格の確認を行う。

なお、落札候補者となるべき同価の入札を行った者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。

落札者の決定は、千葉市契約規則、電子入札約款、千葉市電子入札運用基準、千葉市建設局業務委託等一般競争入札実施要綱及び千葉市建設局業務委託等一般競争入札実施要領の定めるところによる。

(2) 落札決定通知

落札者を決定後、令和6年4月18日(木)に電子入札システムの落札者決定通知書により、入札参加者全てに通知する予定である。

(3) 入札参加資格確認結果通知

落札者に対する入札参加資格確認の結果は、落札者決定通知書をもって代えるものとする。

また、入札参加資格がないと認めた者に対しては、一般競争入札参加資格確認結果通知書(千葉市建設局業務委託等一般競争入札実施要領様式第5号)をファクシミリにより通知する。

8 再度入札

開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札を行う。

(1) 再度入札の回数は、1回とする。

(2) 再度入札には、1回目の入札において入札が無効、失格又は未入札となった者は参加できないものとする。

(3) 再度入札の通知は、1回目の入札において有効な入札をした者に対し、電子入札システムの「再入札通知書」及び「再入札通知書到着のお知らせ」の電子メールにより通知する。

(4) 再度入札の期間及び開札の日時は、再入札通知書に記載する。

(5) 開札場所は、前記6(2)と同様とする。

(6) 再度入札の方法は、積算内訳書を添付し、前記3へ電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札が認められた場合は、入札(見積)書(千葉市建設局業務委託等一般競争入札実施要領様式第3号)及び積算内訳書を、商号又は名称及び業務名を記載した封筒に封かんした上で、書留郵便による郵送又は持参により提出すること。なお、再度入札を辞退するときは、前記6(4)によるものとする。

9 契約条件等

(1) 契約保証金 要(ただし、千葉市契約規則第29条第1号又は第2号に該当する場合は、免除とする。)

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 支払条件
業務案件ごとに別表に記載

(4) 契約手続中に不正行為等があった場合は、契約手続を中止することがある。

(5) 契約条項については、前記5の設計図書等に含めて交付する。

(6) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 他に契約条件等がある場合は、業務案件ごとに別表の備考欄に記載する。

10 その他

(1) 入札への参加を希望する者が1者であっても、原則として入札を執行する。

(2) 電子入札システムの運用時間は、午前8時00分から午前0時00分とする。

別表

ア 道路・下水維持補修業務委託（若7-6-1）その3

（ページ1/2）

入札に関する事項（その1）	
業務場所	千葉市若葉区内
施工地区	若7 ※別添 施工地区図（道路・下水維持補修業務委託）を参照
業務期間	令和6年5月1日から令和6年9月30日まで
業種	「土木一式工事」及び「ほ装工事」
業務概要	当初設計の数量を概算数量により積算し、契約後、業務現場での取合い等を精査の上、設計数量を確定して契約変更を行う。 車道舗装打替え工 2箇所 切削オーバーレイ工 1箇所 インターロッキングブロック撤去・再設置工 1箇所 プレキャストL型側溝工 1箇所 道路除草工 415㎡ 道路巡回工 10回 取付管布設替え工 2箇所 人孔蓋高さ調整工 2箇所
予定価格	落札決定後に公表
最低制限価格	落札決定後に公表
入札参加資格要件	1 令和6・7年度千葉市建設工事入札参加資格者名簿（業種：「土木一式工事」及び「ほ装工事」）に登録されている者 2 千葉市若葉区に本店を有する者 3 緊急時（土・日・祝日・平日夜間を含む。）において、作業車1台以上及び2名以上の作業員を確保し、2時間以内に現場に急行し作業を開始できること。 4 資格審査期間（開札から落札者決定までの間）に令和6年度前期分（業務期間：令和6年4月1日から令和6年9月30日まで）として建設局各課で発注した同種の業務委託（「道路・下水維持補修業務委託」）を受注していない者（開札順序が本業務より前の開札で落札者もしくは落札候補者となった場合も含む。）

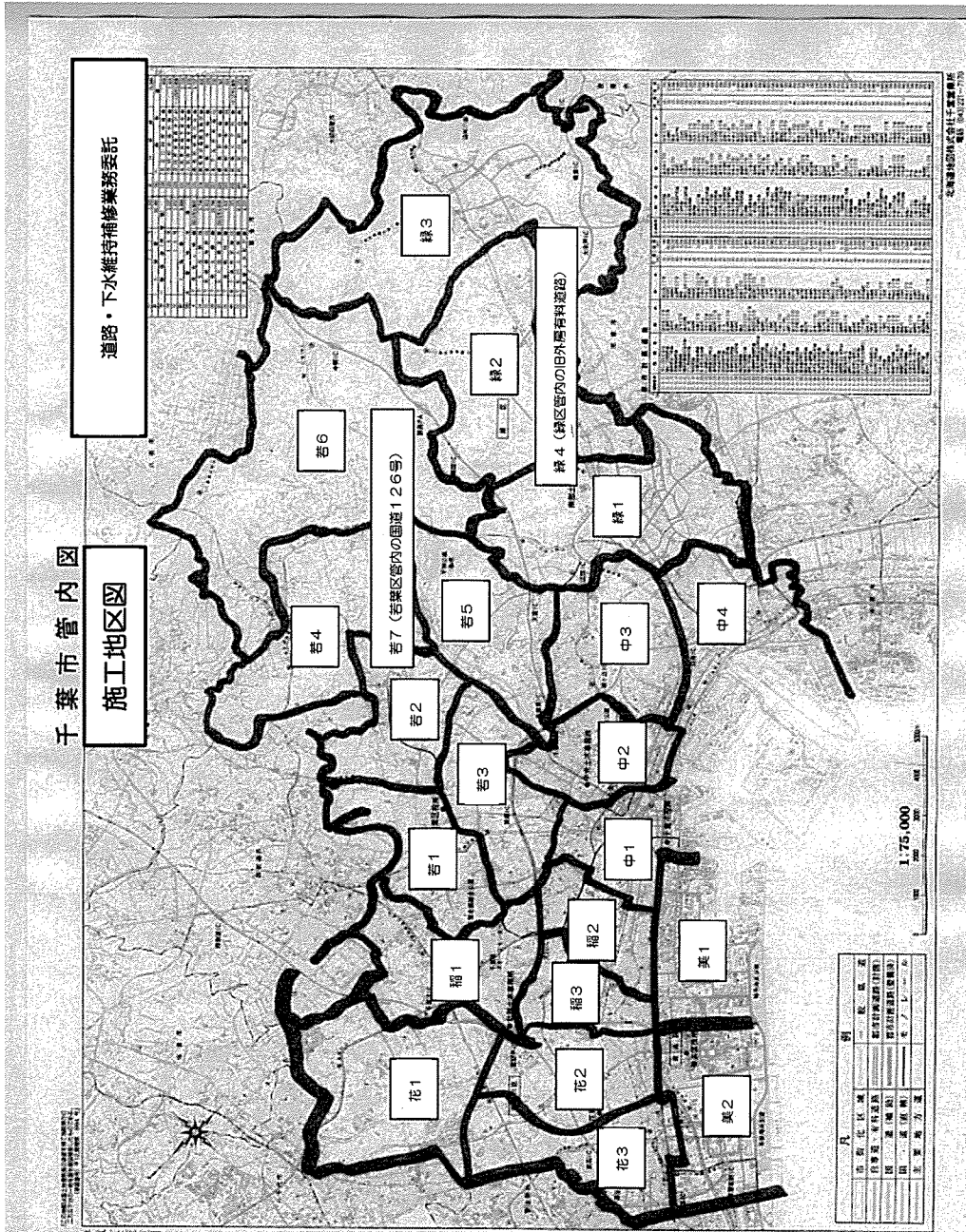
※本業務の別表は2ページありますので、ご注意ください。（このページは1ページ目です。）
 このページに記載されていない事項もあります。公告の本文及び他ページを必ずご確認ください。

ア 道路・下水維持補修業務委託（若7-6-1）その3

（ページ2/2）

入札に関する事項（その2）	
入札参加申請期間	令和6年4月1日（月）の午後1時から 令和6年4月5日（金）の午後5時まで （電子入札システムの運用時間内に限る。）
提出資料	1 競争参加資格確認申請添付書 2 装備能力一覧表
設計図書等の交付方法	ちば電子調達システムの入札情報サービスからダウンロードすること。
設計図書等の交付期間	令和6年4月1日（月）の午後1時から 令和6年4月16日（火）の正午まで
入札期間	令和6年4月10日（水）の午後1時から 令和6年4月16日（火）の正午まで （電子入札システムの運用時間内に限る。） ※「積算内訳書」を添付すること。
開札の日時	令和6年4月16日（火）の午後2時00分以降 公告の番号順かつ業務名称の記号順に行う。
支払条件	前払金 有 部分完了払 1回 完了払
備考	ちば電子調達システムにおける工種又は業種は、「土木一式工事」となっております。

※本業務の別表は2ページありますので、ご注意ください。（このページは2ページ目です。）
 このページに記載されていない事項もあります。公告の本文及び他ページを必ずご確認ください。



千葉市公告第300号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年4月1日

千葉市長 神谷 俊一

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
議会AI音声認識システムASPサービス提供業務委託
- (2) 契約概要
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 履行場所
仕様書のとおり
- (4) 委託期間
令和6年4月17日から令和7年3月31日まで

2 競争参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
 - イ 当該業務の入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
 - ウ 会社更生法（昭和14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていないもの
 - オ 都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
 - カ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの
 - キ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を、対象業務の入札参加資格確認申請期限の日から入札日までの間に受けている者
 - (2) 令和4・5年度千葉市委託入札参加資格者名簿に登録があること。
 - (3) 令和元年度～令和5年度の間に、政令市、特別区、都道府県において、議場傍聴席モニターに字幕表示を可能とするためのASPサービス提供業務を履行した実績を有する者
- 3 契約事務担当課
〒260-8722
千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市議会事務局調査課広報班
電話 043-245-5472
- 4 入札参加資格確認申請書類の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書類等の配布

千葉市「入札情報等」ポータルページの「発注情報一覧」内の「業務委託」
(URL:<https://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsu-joho/anken-itaku/index.html>)の当事業の箇所からダウンロードすること。

(2) 提出場所

公告の日から令和6年4月5日(金)までに前記3の契約事務担当課に持参又は郵送により提出すること。持参による場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時00分から午後5時00分までとし、郵送による場合は、令和6年4月5日(金)の午後5時00分までに書留郵便にて必着とする。

5 入札説明書等の交付

前記4(1)同様、千葉市「入札情報等」ポータルページの「発注情報一覧」内の「業務委託」
(URL:<https://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsu-joho/anken-itaku/index.html>)の当事業の箇所からダウンロードすること。

6 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

令和6年4月17日(水)午後1時30分

※ 郵送の場合は、令和6年4月16日(火)午後5時00分までに前記3の契約事務担当課へ書留郵便にて必着のこと。

(2) 入札及び開札の場所

千葉市議会 第2委員会室(千葉市役所 低層棟6階)

(3) 入札方法

入札金額は、全委託期間における当該サービスの提供に要する金額(総額)の税抜き額を記載すること。

(4) 入札保証金

要(ただし、千葉市契約規則(昭和40年千葉市規則第3号)第8条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除とする。)

(5) 最低制限価格

無し

(6) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする(落札者はただちに積算内訳書を提出すること。)

なお、落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する(書留郵便で入札した者がくじ引きの対象者となった場合は、入札事務に関係のない立ち会い職員が、書留郵便で入札した者に代わってくじを引く。)

(7) 無効となる入札

千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

7 その他

(1) 契約保証金

要(ただし、千葉市契約規則第29条各号のいずれかに該当する場合は、免除とする。)

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等を示す場所

前記3の契約事務担当課で閲覧できる。

(5) 詳細は入札説明書による。

千葉市公告第301号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第2項の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により令和6年度第1次農用地利用集積計画を定めたので、改正前の同法第19条の規定により公告します。

なお、その関係書類は令和6年4月1日から令和6年4月15日まで経済農政局農政部農地活用推進課において、縦覧に供します。

令和6年4月1日

千葉市長 神谷 俊一

千葉市公告第302号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

令和6年4月5日

千葉市長 神谷 俊一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 スーパーバリュー幕張西店
所在地 千葉市美浜区幕張西一丁目1番7号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社スーパーバリュー
代表者の氏名 代表取締役 内田 貴之
住所 埼玉県上尾市愛宕三丁目1番40号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の設置者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称 株式会社スーパーバリュー
代表者氏名 代表取締役 岸本 圭司
所在地 埼玉県上尾市愛宕三丁目1番40号

(変更後)

名称 株式会社スーパーバリュー
代表者氏名 代表取締役 内田 貴之
所在地 埼玉県上尾市愛宕三丁目1番40号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

小売業者		住所	主として販売する物品
氏名(名称)	代表者		
株式会社 スーパーバリュー	代表取締役 岸本 圭司	埼玉県上尾市愛宕三 丁目1番40号	生鮮食料品、生活関連品

(変更後)

小売業者		住所	主として販売する物品
氏名(名称)	代表者		
株式会社 スーパーバリュー	代表取締役 内田 貴之	埼玉県上尾市愛宕三 丁目1番40号	生鮮食料品、生活関連品

4 変更の年月日

(1) (2) 令和5年11月27日

5 変更する理由

- (1) 設置者の代表者に変更が生じたため
- (2) 小売業者の代表者に変更が生じたため

6 届出の年月日

令和6年3月28日

7 縦覧場所

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市経済農政局経済部産業支援課

8 縦覧期間及び時間

(1) 縦覧期間

令和6年4月5日から令和6年8月5日まで（土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(2) 時間

午前9時から午後5時15分まで

千葉市公告第303号

道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により次のとおり公告します。
その関係図面は、千葉市都市局建築部建築指導課において縦覧に供します。

令和6年4月5日

千葉市長 神谷俊一

- 1 指定年月日及び番号 令和6年4月5日 第R5-25号
- 2 指定道路の種類 第42条第1項第5号の規定による道路
- 3 申請者氏名 有限会社トーカイテクノス
代表取締役 島中 一寿
- 4 道路の敷地となる土地の地名地番 花見川区作新台五丁目1484番1の一部

5 道路の概要

幅員	延長	すみ切りの長さ	側溝の幅	自動車転回広場
5.00m	16.00m	2.00m×2.00m 2.00m×2.00m	U-0.25m	-

千葉市公告第304号

制限付一般競争入札（電子入札）について次のとおり公告します。

令和6年4月8日

千葉市長 神谷 俊一

1 制限付一般競争入札（電子入札）に付する事項

(1) 委託名

千葉市地方卸売市場警備業務委託（令和6年6月～令和9年3月）

(2) 委託場所

千葉市美浜区高浜2丁目2番1号

千葉市地方卸売市場

(3) 委託期間

令和6年6月1日から令和9年3月31日まで（長期継続契約）

2 競争参加資格

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和6・7年度千葉市委託入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者
 - イ 当該開札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていないもの
 - オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から開札日までの間に受けている者
 - カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
- (3) 千葉市内に本店を有する者であること。
- (4) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による警備業の認定を受けている者であること。
- (5) 公告日から遡って5年の間に、11,500㎡以上の延床面積を有する施設の人的警備業務を、元請として12か月以上継続して履行した実績を有する者であること。
- (6) ちば電子調達システムの電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により参加できる

者であること。

3 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市財政局資産経営部契約課契約第二班

電話 043-245-5089

4 入札参加手続

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請期間内に、前記3へ電子入札システムにより提出書類を提出し、入札参加申請を行わなければならない。ただし、やむを得ない理由により、電子入札システムを利用できない者は、前記3へ問い合わせること。紙入札が認められた場合は、前記3の契約事務担当課が指定する申請書類（紙入札方式参加申請書）を次の提出資料とあわせて、入札参加申請期間内に書留郵便による郵送又は持参により、前記3へ提出すること。

(1) 入札参加申請期間

公告の日の翌日から令和6年4月23日（火）午後5時まで

(2) 提出書類

ア 委託業務経歴書（様式第3号）

イ 警備業認定証（写し）

5 入札説明書の配布

千葉市「入札情報等」ポータルページ (<http://www.city.chiba.jp/business/hatchu/nyusatsu/joho/index.html>) の「発注情報一覧」内の「業務委託」のリンクからダウンロードすること。

6 入札手続等

(1) 入札期間

令和6年4月24日（水）午前9時から令和6年5月15日（水）午後5時まで（電子入札システムの運用時間内に限る。）

(2) 開札日時

令和6年5月16日（木）午前9時15分頃

(3) 開札場所

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市財政局資産経営部契約課入札室（立会い不要）

(4) 入札方法

入札金額は、契約初年度に要する金額の税抜額を記載のこと。

（参考：入札金額＝月額×契約初年度に要する月数（10か月）の税抜額）

また、次年度以降の1回に支払う金額に変更がないようにすること。

（契約期間全体の総額ではないので注意すること。）

前記3へ電子入札システムにより提出すること。

(5) 入札保証金

免除（ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第8条第2項の規定に該当する場合は、当該入札保証金の納付の免除に係る部分に相当する額を違約金として徴収するものとする。）

(6) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札候補者とする。なお、入札金額が最低制限価格に満たない場合は、失格とする。

落札候補者は開札日の翌日（翌日が日曜日、土曜日及び休日にあたるときはその翌日）の午前中までに積算内訳書（前記3の契約事務担当課が指定する様式を用いること）を提出するものとする。積算内訳書に不備がないことが認められた場合、入札参加資格の確認を行う。

落札候補者の入札参加資格の確認の結果、入札参加資格があると認めた場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。

落札候補者において入札参加資格がないと認めた場合は、その者の入札を無効とし、当該落札候補者に次いで低い価格をもって有効な入札を行った者を新たな落札候補者として積算内訳書及び入札参加資格の確認を行う。

(7) 無効又は失格となる入札

次のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。

- ア 電子入札約款（平成24年4月13日施行）第7条各号に該当する入札は、無効とする。
- イ 電子入札約款第8条各号に該当する入札は、失格とする。
- ウ 入札約款第6条において無効と定める入札は、無効とする。

(8) 入札結果の通知方法

落札者を決定後、速やかに電子入札システムの落札者決定通知書により、入札参加者すべてに通知する。また紙入札方式へ移行した者が落札者となった場合は、電子メールにて落札者決定通知書を送付する。

(9) 辞退

入札参加者は、入札書を提出する前の入札期間中であれば、入札を辞退することができる。この際、入札辞退届を前記3へ電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札が認められた場合は、入札辞退届を、商号又は名称及び委託名を記載した封筒に封緘した上で、郵送又は持参により前記3へ提出すること。

(10) 再度入札

開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札を行う。

ア 再度入札の回数は、2回とする。

イ 再度入札には、前回の入札において入札が無効、失格又は未入札となった者は参加できないものとする。

ウ 再度入札の通知は、前回の入札において有効な入札をした者に対し、電子入札システムの、再度入札の期間及び開札の日時を記載した「再入札通知書」及び「再入札通知書到着のお知らせ」の電子メールにより通知する。

7 その他

- (1) 入札への参加を希望する者が1者であっても、原則として入札を執行する。
- (2) 契約保証金 要（ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。）
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 契約条項等については、千葉市財政局資産経営部契約課で閲覧できる。
- (6) この契約を締結した翌年度以降の契約について予算が措置されない場合は、変更契約の締結又は契約の解除を行う。なお、変更契約の締結又は契約の解除により受注者が損害を受けることがあっても、発注者は損害賠償責任を負わない。
- (7) 詳細は、入札説明書による。

千葉市公告第305号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年4月8日

千葉市長 神谷 俊一

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

千葉市客引き行為等の防止巡回指導業務委託

(2) 委託内容

ア 条例の周知・啓発

イ 禁止区域の巡回・客引き行為者への口頭指導

ウ 地域団体や県警と合同での啓発活動の実施

エ 禁止行為をしている者の人数等の把握

(3) 委託内容の特質等

入札説明書及び仕様書で指定したとおりの条件を満たすこと。

(4) 委託期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

(履行日は委託期間のうち、94日間)

(5) 委託場所

客引き行為等禁止区域（中央区富士見地区）

2 競争入札参加資格

一般競争入札に参加する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和6・7年度千葉市委託入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

(3) 令和元年度から令和5年度に同種及び同規模の業務委託を履行した者であること。

3 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市市民局市民自治推進部地域安全課

電話 043-245-5264

4 入札参加資格確認申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加の申込みをしなければならない。

(1) 配布場所等 公告の日から前記3の契約事務担当課において配布する（日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時00分から午後5時00分まで）。

(2) 提出場所等 公告の日から令和6年4月15日（月）までに前記3の契約事務担当課に持参又は郵便により提出すること。持参の場合、日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時00分から午後5時00分までとし、郵便の場合、封筒に「入札参加資格申請書等在中」と朱書きして、令和6年4月12日（金）までに書留郵便にて必着のこと。

5 入札説明書の交付

公告の日から令和6年4月15日（月）まで前記3の契約事務担当課において無償により交付する（日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時00分から午後5時00分まで）。

6 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時 令和6年4月25日（木）午後3時00分（郵送の場合は、前日（日曜日、土曜日及び休日を除く。）午後5時00分までに前記3の契約事務担当課へ書留郵便にて必着のこと。）

(2) 入札及び開札の場所 千葉市役所本庁舎8階 M会議室801

(3) 入札方法 入札書に記載する額は総価とする。

(4) 入札保証金 要（ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第8条に該当する場合は、免除とする。）

(5) 最低制限価格 有

(6) 落札者の決定方法 開札後、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とし、最低制限価格に満たない応札をしたものは失格とする。なお、落札者となるべき同価の入札を行った者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(7) 無効となる入札 千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

7 その他

(1) 契約保証金 要（ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。）

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等については、千葉市市民局市民自治推進部地域安全課で閲覧できる。

(5) 詳細は、入札説明書による。

千葉市公告第308号

制限付一般競争入札（電子入札）について次のとおり公告します。

令和6年4月8日

千葉市長 神谷 俊一

1 制限付一般競争入札（電子入札）に付する事項

(1) 業務名称

令和6年度草刈業務委託（検見川稲毛地区）

(2) 業務概要、業務場所、業務期間及び業種

業務案件ごとに別表に記載

(3) 予定価格及び最低制限価格

業務案件ごとに別表に記載

2 入札参加資格

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、

次のいずれにも該当しないもの

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者

イ 当該業務の開札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所による更生手続開始決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所による再生計画認可決定がなされていないもの

オ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

カ 千葉市内に本店、支店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む。）を完納していないもの

キ 千葉市内に本店、支店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者で当該特別徴収を行っていないもの

ク 千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）又は千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を、入札参加申請期限の日から開札日までの間に受けている者

(2) ちば電子調達システムの電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により参加できる者

(3) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合にあつては、

組合の定款又は規約に共同受注の定めがある者

(4) その他、業務案件ごとに別表に定める入札参加資格要件を満たす者

3 入札担当課

〒263-0035

千葉市稲毛区稲毛町5丁目264番5号

千葉市都市局都市部検見川稲毛土地区画整理事務所

電話 043-276-3057

ファクシミリ 043-276-1300

メールアドレス kemigawainage-dn@city.chiba.lg.jp

4 入札参加手続

入札への参加を希望する者は、申請期間内に、前記3へ電子入札システムにより提出資料を提出し、入札参加申請を行わなければならない。なお、提出資料の返却はしない。

ただし、やむを得ない理由により、電子入札システムを利用できない者は、前記3へ問い合わせること。紙入札が認められた場合は、郵送又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書（紙申請用）（千葉市都市局業務委託等一般競争入札実施要領（令和4年11月1日施行）様式第1号）及び紙入札方式参加申請書（千葉市都市局業務委託等一般競争入札実施要領（令和4年11月1日施行）様式第2号）を、次の提出資料とあわせて提出すること。

(1) 入札参加申請期間

業務案件ごとに別表に記載

(2) 提出資料

業務案件ごとに別表に記載

5 設計図書等の交付及び質問回答

(1) 設計図書等の交付

ちば電子調達システムの入札情報サービス (https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portals/Public/LPC0P10L_INIT_Action.do) からダウンロードすること。

なお、交付期間については、業務案件ごとに別表に記載する。

(2) 質問回答

質問回答の方法及び質問回答期限については、設計図書等に記載する。

質問回答期限までに前記3に質問回答書を電子メールにより提出すること。

6 入札及び開札

(1) 入札期間及び開札の日時

業務案件ごとに別表に記載

(2) 開札場所

千葉市稲毛区稲毛町5丁目264番5号 検見川稲毛土地区画整理事務所

(3) 入札方法

積算内訳書を添付し、前記3へ電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札が認められた場合は、入札（見積）書（千葉市都市局業務委託等一般競争入札実施要領様式第3号）及び積算内訳書を、商号又は名称及び業務名を記載した封筒に封かんした上で、書留郵便による郵送又は持参により提出すること。

(4) 辞退

入札参加者は、入札書を提出する前の入札期間中であれば、入札を辞退することができ、この際、辞退届を前記3へ電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札が認められた場合は、入札（見積）辞退届（千葉市都市局業務委託等一般競争入札実施要領様式第4号）を、商号又は名称及び業務名を記載した封筒に封かんした上で、書留郵便による郵送又は持参により提出すること。

(5) 入札保証金 免除（ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第8条第2項の規定に該当する場合は、当該入札保証金の納付の免除に係る部分に相当する額を違約金として徴収するものとする。）

(6) 無効又は失格となる入札

次のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。なお、入札の有効、無効又は失格の確認は、開札後、落札候補者となり得る者に対してのみ行う。

ア 電子入札約款（平成24年4月13日施行）第7条各号に該当する入札は、無効とする。

イ 電子入札約款第8条各号に該当する入札は、失格とする。

7 落札候補者の決定、入札参加資格確認及び落札者の決定

(1) 落札候補者の決定、入札参加資格確認及び落札者の決定

開札後、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札候補者とする。その者の入札参加資格の確認の結果、入札参加資格があると認めた場合は、当該候補者を落札者として決定する。

落札候補者において入札参加資格がないと認めた場合は、その者の入札を無効とし、当該候補者に次いで低い価格をもって有効な入札を行った者を新たな落札候補者として入札参加資格の確認を行う。以下、落札候補者において入札参加資格がないと認めた場合は、順次、同様にして入札参加資格があると認める者が確認されるまで入札参加資格の確認を行う。

なお、落札候補者となるべき同値の入札を行った者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。

(2) 落札決定通知

落札者を決定後、速やかに、電子入札システムの落札者決定通知書により、入札参加者全てに通知する。

(3) 入札参加資格確認結果通知

落札者に対する入札参加資格確認の結果は、落札者決定通知書をもって代えるものとする。

また、入札参加資格がないと認めた者に対しては、一般競争入札参加資格確認結果通知書（千葉市都市局業務委託等一般競争入札実施要領様式第5号）を電子メール等により通知する。

8 再度入札

開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札を行う。

(1) 再度入札の回数は、2回を限度とする。

(2) 再度入札には、前回の入札において入札が無効、失格又は未入札となった者は参加できないものとする。

(3) 再度入札の通知は、前回の入札において有効な入札をした者に対し、電子入札システムの「再入札通知書」及び「再入札通知書到着のお知らせ」の電子メールにより通知する。

(4) 再度入札の期間及び開札の日時は、再入札通知書に記載する。

(5) 開札場所は、前記6（2）と同様とする。

(6) 再度入札の方法は、積算内訳書を添付し、前記3へ電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札が認められた場合は、入札（見積）書（千葉市都市局業務委託等一般競争入札実施要領様式第3号）及び積算内訳書を、商号又は名称及び業務名を記載した封筒に封かんした上で、書留郵便による郵送又は持参により提出すること。なお、再度入札を辞退するときは、前記6（4）によるものとする。

9 契約条件等

(1) 契約保証金 要（ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。）

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 支払条件

業務案件ごとに別表に記載

(4) 契約手続中に不正行為等があった場合は、契約手続を中止することがある。

(5) 契約条項については、前記5の設計図書等に含めて交付する。

(6) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 他に契約条件等がある場合は、業務案件ごとに別表の備考欄に記載する。

10 その他

- (1) 入札への参加を希望する者が1者であっても、原則として入札を執行する。
- (2) 電子入札システムの運用時間は、午前8時00分から午前0時00分とする。
- (3) 積算にあたり、現場確認を希望する場合は、あらかじめ入札担当課へ連絡すること。
- (4) 契約事務に関し、この公告に定めのない事項については、千葉市契約規則の規定によるものとする。

別表

令和6年度草刈業務委託（検見川稲毛地区）

（ページ1/1）

入札に関する事項（その1）	
業務場所	千葉市花見川区検見川町5丁目地内外
業務期間	契約締結日の翌日から令和6年11月30日まで
業種	緑地管理・道路清掃
業務概要	公園除草工 機械除草（肩掛式）38,900㎡ 機械除草（ハンドガイド+肩掛式）65,000㎡ 道路除草工 機械除草（肩掛式）13,000㎡
予定価格	落札決定後に公表
最低制限価格	落札決定後に公表
入札参加資格要件	1 令和6・7年度千葉市委託入札参加資格者名簿（業種：緑地管理・道路清掃）の「除草・緑地管理」に登録されている者 2 千葉市内に本店を有する者 3 平成26年度から令和5年度までに同種業務（道路・公園における除草作業）の実績を有する者（契約書の写し等、実績の概要がわかる資料を添付すること。）
入札参加申請期間	令和6年4月8日（月）の午後1時から 令和6年4月12日（金）の午後5時まで （電子入札システムの運用時間内に限る。）
提出資料	入札参加資格要件で求めている資料等
設計図書等の交付方法	ちば電子調達システムの入札情報サービスからダウンロードすること。
設計図書等の交付期間	令和6年4月8日（月）の午後1時から 令和6年4月23日（火）の正午まで
入札期間	令和6年4月17日（水）の午後1時から 令和6年4月23日（火）の正午まで （電子入札システムの運用時間内に限る。） ※「積算内訳書」を添付すること。
開札の日時	令和6年4月23日（火）中の午後1時00分以降 業務名称の記号順に行う。
支払条件	前払金 無 完了払
備考	

※本業務の別表は1ページのみです。

このページに記載されていない事項もあります。公告の本文を必ずご確認ください。

千葉市公告第309号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年4月8日

千葉市長 神谷 俊一

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

千葉市立千葉高等学校 教務支援システム賃貸借（長期継続契約）

(2) 調達物品の特質等

入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書」という）のとおりに

(3) 契約期間

契約締結日から令和11年12月31日

(4) 賃貸借期間

令和7年1月1日から令和11年12月31日まで（60か月）

(5) 納入場所

千葉市立千葉高等学校

2 競争参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和6・7年度千葉市物品入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められて（以下「入札参加資格の認定」という。）いる者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

(3) 平成31年度から令和5年度において、本市または国、県もしくは他の地方公共団体に対し、当該業務と同種・同規模の業務を履行した実績を有する者であること。

(4) 当該賃貸物品納入等、アフターサービス・メンテナンスを本市の求めに応じて、迅速に提供できる者であること。

3 契約事務担当課

〒263-0043 千葉市稲毛区小仲台9丁目4番1号

千葉市立千葉高等学校

電話 043-251-6245

電子メールアドレス chiba.HIS@city.chiba.lg.jp

4 入札参加資格確認申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の配布

公告の日から千葉市ホームページ内「入札情報等」の入札（見積）募集案件「その他」のページ（<https://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujo/anken/buppin/index.html>）に掲載するので、当事業の箇所からダウンロードして使用すること。

(2) 提出期間

公告の日から令和6年4月25日（木）まで

(3) 提出方法

入札参加資格確認申請書等は、前記3の契約事務担当課への持参又は郵送により提出すること。

持参による場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分までとし、郵便による場合は、封筒に「入札参加資格申請書等在中」と朱書きして、前記3の契約事務担当課宛てに、令和6年4月25日（木）までに書留郵便にて必着のこと。

(4) 入札参加資格の確認通知

令和6年5月7日（火）までに、入札参加資格の確認審査の結果について、申請者宛てに「入札参加資格確認結果通知書」を送付する。

5 入札説明書の交付

公告の日から千葉市ホームページ内「入札情報等」の入札（見積）募集案件「物品」のページ（<https://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujo/anken/buppin/index.html>）に掲載するので、当事業の箇所からダウンロードして使用すること。

6 入札及び仕様書等に関する質問

(1) 提出期間

令和6年4月8日（月）から令和6年4月25日（木）午後4時30分まで

(2) 提出方法

前記3の契約事務担当課の電子メールアドレス宛てに送信すること。送信に当たっては、表題は「千葉市立千葉高等学校 教務支援システム賃貸借（長期継続契約）に関する質問」とすること。

持ち込み、郵送、FAX、電話等による質問は受け付けない。質問受付の終了時刻に関しては受付場所における着信主義とし、受理しているかどうかの判断は契約事務担当課が行うものとする。ただし、電話による受理確認は差支えない。

(3) 質問に対する回答

令和6年5月7日(木)までに、当該質問書提出期間内に受理したすべての質問内容及び回答を、千葉市ホームページ内「入札情報等」の入札(見積)募集案件「物品」のページ(<https://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsu-joho/anken/buppin/index.html>)に掲載し、回答する。

7 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

令和6年5月21日(火)午後2時30分(郵送の場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く前日午後5時00分までに前記3の契約事務担当課へ書留郵便にて必着のこと。)

(2) 入札及び開札の場所

千葉市立千葉高等学校 管理・特別教室棟 1階 小会議室

(3) 入札方法

入札金額は、契約初年度(令和7年1月1日から令和7年3月31日まで)に要する借入金額の税抜額を記載すること(借入期間全体の総額ではないので注意すること。)。また、次年度以降の1回に支払う金額に変更がないようにすること。

(参考:入札金額=月額単価の税抜額×3か月)

(4) 入札保証金

要(ただし、千葉市契約規則(昭和40年千葉市規則第3号)第8条に該当する場合は、免除とする。)

(5) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。

(6) 無効となる入札

千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

8 その他

(1) 契約保証金 要(ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。)

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等については、前記3の契約事務担当課で閲覧できる。

(5) 詳細は、入札説明書による。

千葉市公告第315号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定によりこれを公衆の縦覧に供するため次のとおり公告します。

令和6年4月9日

千葉市
千葉市長 神谷俊一

1 都市計画事業の種類及び名称

千葉市都市計画下水道事業千葉市第1号公共下水道
千葉市都市計画下水道事業千葉市第2号公共下水道
千葉市都市計画下水道事業千葉市第3号公共下水道

2 縦覧場所

千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市建設局下水道企画部下水道経営課

千葉市公告第316号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による認可の告示を受けたので、同法第66条第2項の規定により次のとおり公告します。

令和6年4月9日

千葉市
千葉市長 神谷俊一

- 1 施行者の名称
千葉市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
千葉市都市計画下水道事業千葉市第1号公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和11年12月23日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

千葉市公告第317号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による認可の告示を受けたので、同法第66条第2項の規定により次のとおり公告します。

令和6年4月9日

千葉市
千葉市長 神谷俊一

- 1 施行者の名称
千葉市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
千葉市都市計画下水道事業千葉市第2号公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和44年12月25日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

千葉市公告第318号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による認可の告示を受けたので、同法第66条第2項の規定により次のとおり公告します。

令和6年4月9日

千葉市
千葉市長 神谷俊一

- 1 施行者の名称
千葉市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
千葉市都市計画下水道事業千葉市第3号公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和48年3月23日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

千葉市公告第319号

令和6年4月1日付け千葉市公告第296号により公告した一般競争入札の「ローコード・ノーコードツールライセンス賃貸借契約」は仕様書に不備があったことから、入札を中止したため公告します。

令和6年4月10日

千葉市長 神谷俊一

千葉市公告第320号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年4月11日

千葉市長 神谷 俊一

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

AI-OCRサービス利用契約

(2) 概要

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 履行場所

千葉市役所又は本市が指定する場所

(4) 契約期間

令和6年5月1日から令和7年3月31日まで

2 競争入札参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和6・7年度千葉市物品入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの

エ 民事再生法(平成11年法律第225号)の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていないもの

オ 千葉市内において、都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定に違反している者

カ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税(延滞金を含む)を完納していないもの

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

ク 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領(昭和60年8月1日施行)に基づく指名停止措置等を、入札参加資格確認申請期限の日から入札日までの間に受けている者

(3) 過去2年以内に、本市又は国、県、他の地方公共団体若しくは企業に対して2回以上AI-OCRを導入した実績のあること。(実績を証明できる契約書の写しなどを添付すること)

3 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市総務局情報経営部業務改革推進課

電話 043-245-5797

Eメール gyomukaikaku.GEI@city.chiba.lg.jp

4 入札参加資格確認申請書の配布及び提出等

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 配布場所等

千葉市ホームページ「入札情報等」のポータルページの「発注情報一覧」内の「物品」のリンク(<https://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujob/o/anken/buppin/index.html>)にある当事業の箇所からダウンロードすること。

また、公告の日から前記3の契約事務担当課においても配布する(日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分まで)。

(2) 提出場所等

持参、郵送又は千葉市電子申請システムによることとする。なお、郵送により提出する場合は、簡易書留又は特定記録にて提出することとし、令和6年4月17日(水)午後5時必着とする。

千葉市電子申請システムにより提出する場合は、以下のURLより令和6年4月17日(水)午後5時までに手続を完了すること。なお、申請にあたっては、令和6・7年度千葉市委託入札参加資格者名簿に登録されているメールアドレスを用いることとする。

URL：https://apply.e-tumo.jp/city-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=29948

(3) 確認通知

令和6年4月19日(金)までに、申請者に入札参加資格確認結果通知書を発送する。

5 入札説明書等の交付

千葉市ホームページ「入札情報等」のポータルページの「発注情報一覧」内の「物品」のリンク(<https://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujob/o/anken/buppin/index.html>)にある当事業の箇所からダウンロードすること。

また、公告の日から令和6年4月19日(金)まで前記3の契約事務担当課においても無償により交付する(日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分まで)。

6 仕様書に関する質問及び回答

(1) 提出期間

公告の日から令和6年4月17日(水)まで

(2) 提出方法

質問回答書を前記3の契約事務担当課に電子メールで提出すること。

- (3) 質問に対する回答期限
令和6年4月19日(金)
- (4) 回答方法
当該質問提出期間内に受理したすべての質問内容及び回答を、全入札参加者に対して電子メールで回答する。
- 7 入札手続等
- (1) 入札及び開札の日時
令和6年4月22日(月)午後2時00分
- (2) 入札及び開札の場所
千葉市総務局情報経営部業務改革推進課
(千葉市役所新庁舎低層棟4階M401会議室)
- (3) 入札方法
総価で行う。入札者は、原則として前記(1)、(2)の入札及び開札の日時及び場所に出席して、入札書を商号及び入札件名を記載した封筒に入れて提出すること。入札書を提出する際は、必ず入札金額積算内訳書を同封すること。
ただし、郵便による入札の場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書して、前記3の契約事務担当課宛とし、日曜日、土曜日及び休日を除く入札日前日の午後5時00分までに書留郵便にて必着のこと。
<留意事項>
・入札書等は、二重封筒(内封筒及び外封筒)により送付すること。
・入札書等を持参する場合は、入札参加資格確認結果通知書を持参すること。
・代理人が入札書等を持参する場合は代表者からの委任を受けること。
- (4) 入札保証金
要。ただし、千葉市契約規則(昭和40年千葉市規則第3号)第8条に該当する場合は、免除とする。
- (5) 落札者の決定方法
千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。
なお、落札者となるべき同価の入札を行ったものが2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- (6) 無効となる入札 千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札
- 8 その他
- (1) 契約保証金
要。ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 契約条項等については、前記3の契約事務担当課で閲覧できる。
- (5) 詳細は、入札説明書による。

千葉市公告第321号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年4月11日

千葉市長 神谷俊一

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
ローコード・ノーコードツールライセンス賃貸借契約
- (2) 概要
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 履行場所
千葉市役所又は本市が指定する場所
- (4) 契約期間
令和6年5月1日から令和7年3月31日まで

2 競争入札参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和6・7年度千葉市物品入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。
- ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者
- イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
- ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの
- エ 民事再生法(平成11年法律第25号)の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていないもの
- オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領(昭和60年8月1日施行)に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者
- カ 千葉市内において、都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定に違反している者
- キ 法人税(個人にあつては所得税)並びに消費税及び地方消費税を完納していない者
- ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税(延滞金を含む)を完納していないもの
- ケ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの
- (3) 令和元年度から令和5年度までに、国、都道府県、市町村、独立行政法人又は民間企業において、本件と同種・同規模以上の業務実績があること。

3 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市総務局情報経営部業務改革推進課

電話 043-245-5706

Eメール gyomukaikaku.GEI@city.chiba.lg.jp

4 入札参加資格確認申請書の配布及び提出等

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 配布場所等

千葉市ホームページ「入札情報等」のポータルページの「発注情報一覧」内の「物品」のリンク (<https://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujoho/anken/buppin/index.html>) にある当事業の箇所からダウンロードすること。

また、公告の日から前記3の契約事務担当課においても配布する（日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分まで）。

(2) 提出場所等

持参又は郵送によることとする。なお、郵送により提出する場合は、令和6年4月17日（水）午後5時必着とする。

(3) 確認通知

令和6年4月19日（金）までに、申請者に入札参加資格確認結果通知書を発送する。

5 入札説明書等の交付

千葉市ホームページ「入札情報等」のポータルページの「発注情報一覧」内の「物品」のリンク (<https://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujoho/anken/buppin/index.html>) にある当事業の箇所からダウンロードすること。

また、公告の日から令和6年4月17日（水）まで前記3の契約事務担当課においても無償により交付する（日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分まで）。

6 仕様書に関する質問及び回答

(1) 提出期間

公告の日から令和6年4月17日（水）午後5時まで

(2) 提出方法

質問回答書を前記3の契約事務担当課に電子メールで提出すること。

(3) 質問に対する回答期限

令和6年4月19日（金）

(4) 回答方法

当該質問提出期間内に受理したすべての質問内容及び回答を、全入札参加者に対して電子メールで回答する。

7 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

令和6年4月23日（火）午後2時00分

(2) 入札及び開札の場所

千葉市総務局情報経営部業務改革推進課

（千葉市役所新庁舎高層棟3階L303会議室）

(3) 入札方法

総俵で行う。入札者は、原則として前記（1）、（2）の入札及び開札の日時及び場所に出席して、入札書を商号及び入札件名を記載した封筒に入れて提出すること。入札書を提出する際は、必ず入札金額積算内訳書を同封すること。

ただし、郵便による入札の場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書して、前記3の契約事務担当課宛とし、日曜日、土曜日及び休日を除く入札日前日の午後5時00分までに書留郵便にて必着のこと。

<留意事項>

- ・入札書等は、二重封筒（内封筒及び外封筒）により送付すること。
- ・入札書等を持参する場合は、入札参加資格確認結果通知書を持参すること。
- ・代理人が入札書等を持参する場合は代表者からの委任を受けること。

(4) 入札保証金

要。ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第8条に該当する場合は、免除とする。

(5) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。

なお、落札者となるべき同価の入札を行ったものが2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(6) 無効となる入札 千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

8 その他

(1) 契約保証金

要。ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等については、前記3の契約事務担当課で閲覧できる。

(5) 詳細は、入札説明書による。

千葉市公告第322号

開発行為に関する工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和6年4月12日

千葉市長 神谷 俊一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
（3工区）中央区川戸町412番30乃至同番66
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
千葉市中央区弁天二丁目20番20号
株式会社拓匠開発 代表取締役 工藤 英之

千葉市公告第323号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年4月15日

千葉市長 神谷 俊一

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
令和6年度機密文書一括再資源化処理業務委託
- (2) 契約概要
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 履行場所
千葉市役所本庁舎ほか仕様書で示す場所
- (4) 契約期間
契約締結日から令和7年3月31日まで

2 競争参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和6・7年度千葉市委託入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
 - イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの
 - オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者
 - カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
 - キ 法人税（個人にあつては所得税）並びに消費税及び地方消費税を完納していない者
 - ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの
 - ケ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条に基づく許可を取得していること。ただし、以下に該当する場合は、この限りではない。
 - ア 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみを取り扱う者で、同法第7条若しくは第14条に基づく許可を取得していない者。
 - イ 処分に係る協力会社を届け出する場合で、当該協力会社が機密文書を有償で買い取り再資源化するときは、その処理施設においてISO/IEC 27001認証を取得していること。
- (4) 令和元年度から令和5年度の間に、同種業務の履行実績を有する者であること。

3 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市総務局総務部総務課

電話 043-245-5026

4 入札参加資格確認申請書類の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の配布

千葉市「入札情報等」のポータルページで、「発注情報一覧」内「業務委託」のリンク

(<http://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/hyusatsu.joho/anken/itaku/index.html>) 当事業の箇所からダウンロードすること。

(2) 提出場所等

公告の日の翌日から令和6年4月22日(月)までに前記3の契約事務担当課に持参又は郵送により提出すること。持参による場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分までとし、郵送による場合は、令和6年4月19日(金)の午後4時00分までに書留郵便にて必着とする。

5 入札説明書等の交付

前記4(1)同様、千葉市「入札情報等」のポータルページで「発注情報一覧」内「業務委託」のリンク当事業の箇所からダウンロードすること。

6 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時 令和6年5月7日(火)午前10時30分(郵送の場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く前日午後4時までに前記3の契約事務担当課へ書留郵便にて必着のこと。)

(2) 入札及び開札の場所 千葉市役所本庁舎高層棟5階 M会議室501

(3) 入札方法 単価で行う。

(4) 入札保証金 要(ただし、千葉市契約規則(昭和40年千葉市規則第3号)第8条に該当する場合は、免除とする。)

(5) 最低制限価格 有

(6) 落札者の決定方法 千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とし、最低制限価格に満たない応札をしたものは失格とする。なお、落札者となるべき同価の入札を行った者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(7) 無効となる入札 千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

7 その他

(1) 契約保証金 要(ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。)

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等は、前記3の契約事務担当課で閲覧できる。

(5) 詳細は入札説明書による。

千葉市公告第328号

制限付一般競争入札(電子入札)について次のとおり公告します。

令和6年4月15日

千葉市長 神谷俊一

1 制限付一般競争入札(電子入札)に付する事項

(1) 業務名称

ア 千葉駅東口周辺交通環境改善基礎調査業務委託

イ 千葉公園蓮華亭周辺外警備業務委託

(2) 業務概要、業務場所、業務期間及び業種

業務案件ごとに別表に記載

(3) 予定価格及び最低制限価格

業務案件ごとに別表に記載

2 入札参加資格

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないもの

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者

イ 当該業務の開札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所による更生手続開始決定がなされていないもの

エ 民事再生法(平成11年法律第225号)の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所による再生計画認可決定がなされていないもの

オ 千葉市内において、都市計画法(昭和43年法律第100号)に違反している者

カ 千葉市内に本店、支店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税(延滞金を含む。)を完納していないもの

キ 千葉市内に本店、支店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者で当該特別徴収を行っていないもの

ク 千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領(昭和60年8月1日施行)又は千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領(昭和60年8月1日施行)に基づく指名停止措置等を、入札参加申請期限の日から開札日までの間に受けている者

(2) ちば電子調達システムの電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)により参加できる者

(3) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合にあっては、組合の定款又は規約に共同受注の定めがある者

(4) その他、業務案件ごとに別表に定める入札参加資格要件を満たす者

3 入札担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市都市局都市総務課

電話 043-245-5355

ファクシミリ 043-245-5559

メールアドレス toshisomur@city.chiba.lg.jp

4 入札参加手続

入札への参加を希望する者は、申請期間内に、前記3へ電子入札システムにより提出資料を提出し、入札参加申請を行わなければならない。なお、提出資料の返却はしない。

ただし、やむを得ない理由により、電子入札システムを利用できない者は、前記3へ問い合わせること。紙入札が認められた場合は、郵送又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書（紙申請用）（千葉市都市局業務委託等一般競争入札実施要領（令和4年11月1日施行）様式第1号）及び紙入札方式参加申請書（千葉市都市局業務委託等一般競争入札実施要領（令和4年11月1日施行）様式第2号）を、次の提出資料とあわせて提出すること。

(1) 入札参加申請期間

業務案件ごとに別表に記載

(2) 提出資料

業務案件ごとに別表に記載

5 設計図書等の交付及び質問回答

(1) 設計図書等の交付

ちば電子調達システムの入札情報サービス (https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portals/Public/LPCOP10L_INIT_Action.do) からダウンロードすること。

なお、交付期間については、業務案件ごとに別表に記載する。

(2) 質問回答

質問回答の方法及び質問回答期限については、設計図書等に記載する。

質問回答期限までに前記3に質問回答書を電子メールにより提出すること。

6 入札及び開札

(1) 入札期間及び開札の日時

業務案件ごとに別表に記載

(2) 開札場所

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所4階

(3) 入札方法

積算内訳書を添付し、前記3へ電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札が認められた場合は、入札（見積）書（千葉市都市局業務委託等一般競争入札実施要領様式第3号）及び積算内訳書を、商号又は名称及び業務名を記載した封筒に封かんした上で、書留郵便による郵送又は持参により提出すること。

(4) 辞退

入札参加者は、入札書を提出する前の入札期間中であれば、入札を辞退することができる。この際、辞退届を前記3へ電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札が認められた場合は、入札（見積）辞退届（千葉市都市局業務委託等一般競争入札実施要領様式第4号）を、商号又は名称及び業務名を記載した封筒に封かんした上で、書留郵便による郵送又は持参により提出すること。

(5) 入札保証金 免除（ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第8条第2項の規定に該当する場合は、当該入札保証金の納付の免除に係る部分に相当する額を違約金として徴収するものとする。）

(6) 無効又は失格となる入札

次のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。なお、入札の有効、無効又は失格の確認は、開札後、落札候補者となり得る者に対してのみ行う。

ア 電子入札約款（平成24年4月13日施行）第7条各号に該当する入札は、無効とする。

イ 電子入札約款第8条各号に該当する入札は、失格とする。

7 落札候補者の決定、入札参加資格確認及び落札者の決定

(1) 落札候補者の決定、入札参加資格確認及び落札者の決定

開札後、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札候補者とする。その者の入札参加資格の確認の結果、入札参加資格があると認めた場合は、当該候補者を落札者として決定する。

落札候補者において入札参加資格がないと認めた場合は、その者の入札を無効とし、当該候補者に次いで低い価格をもって有効な入札を行った者を新たな落札候補者として入札参加資格の確認を行う。以下、落札候補者において入札参加資格がないと認めた場合は、順次、同様にして入札参加資格があると認める者が確認されるまで入札参加資格の確認を行う。

なお、落札候補者となるべき同値の入札を行った者が2人以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。

(2) 落札決定通知

落札者を決定後、速やかに、電子入札システムの落札者決定通知書により、入札参加者全てに通知する。

(3) 入札参加資格確認結果通知

落札者に対する入札参加資格確認の結果は、落札者決定通知書をもって代えるものとする。

また、入札参加資格がないと認められた者に対しては、一般競争入札参加資格確認結果通知書（千葉市都市局業務委託等一般競争入札実施要領様式第5号）を電子メール等により通知する。

8 再度入札

開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札を行う。

(1) 再度入札の回数は、2回を限度とする。

(2) 再度入札には、前回の入札において入札が無効、失格又は未入札となった者は参加できないものとする。

(3) 再度入札の通知は、前回の入札において有効な入札をした者に対し、電子入札システムの「再入札通知書」及び「再入札通知書到着のお知らせ」の電子メールにより通知する。

(4) 再度入札の期間及び開札の日時は、再入札通知書に記載する。

(5) 開札場所は、前記6(2)と同様とする。

(6) 再度入札の方法は、積算内訳書を添付し、前記3へ電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札が認められた場合は、入札（見積）書（千葉市都市局業務委託等一般競争入札実施要領様式第3号）及び積算内訳書を、商号又は名称及び業務名を記載した封筒に封かんした上で、書留郵便による郵送又は持参により提出すること。なお、再度入札を辞退するときは、前記6(4)によるものとする。

9 契約条件等

(1) 契約保証金 要（ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は免除とする。）

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 支払条件

業務案件ごとに別表に記載

(4) 契約手続中に不正行為等があった場合は、契約手続を中止することがある。

(5) 契約条項については、前記5の設計図書等を含めて交付する。

(6) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 他に契約条件等がある場合は、業務案件ごとに別表の備考欄に記載する。

10 その他

(1) 入札への参加を希望する者が1者であっても、原則として入札を執行する。

(2) 電子入札システムの運用時間は、午前8時00分から午前0時00分とする。

(3) 積算にあたり、現場確認を希望する場合は、あらかじめ入札担当課へ連絡すること。

(4) 契約事務に関し、この公告に定めのない事項については、千葉市契約規則の規定によるものとする。

別表

ア 千葉駅東口周辺交通環境改善基礎調査業務委託

(ページ1/1)

入札に関する事項 (その1)	
業務場所	千葉市中央区富士見1丁目地内外
業務期間	契約締結日の翌日から令和7年3月21日まで
業種	土木関係建設コンサルタント業務
業務概要	本業務委託は、千葉駅周辺活性化グランドデザインの見直しを検討するための基礎調査として、千葉駅東口周辺の交通環境の現状を把握するとともに、車中心からヒト中心の道路の空間再編に向けた可能性について検討することを目的とする。
予定価格	落札決定後に公表
最低制限価格	落札決定後に公表
入札参加資格要件	① 令和6・7年度千葉市測量・コンサルタント入札参加資格者名簿に「土木：道路」かつ「土木：交通量」で登録の業者 ② 千葉市内に本店・支店または営業所等を有する者 ③ 技術士（総合技術管理部門または建設部門）またはRCCM（道路）の資格を有する専門技術者を配置できること。 ④ 平成31年度以降で令和5年度までに元請けとして、本業務又は同種同業務（官公庁）の履行実績があること（実績を確認できる書類を添付のこと）。
入札参加申請期間	令和6年4月15日（月）の午後1時から 令和6年4月19日（金）の午後5時まで （電子入札システムの運用時間内に限る。）
提出資料	入札参加資格要件で求めている資料等
設計図書等の交付方法	ちば電子調達システムの入札情報サービスからダウンロードすること。
設計図書等の交付期間	令和6年4月15日（月）の午後1時から 令和6年5月1日（水）の正午まで
入札期間	令和6年4月24日（水）の午後1時から 令和6年5月1日（水）の正午まで （電子入札システムの運用時間内に限る。） ※「積算内訳書」を添付すること。
開札の日時	令和6年5月1日（水）中の午後2時00分以降 業務名称の記号順に行う。
支払条件	前払金 有 完了払
備考	

※本業務の別表は1ページのみです。

このページに記載されていない事項もあります。公告の本文を必ずご確認ください。

別表

イ 千葉公園蓮華亭周辺外警備業務委託

(ページ1/1)

入札に関する事項 (その1)	
業務場所	千葉市中央区弁天3丁目地内
業務期間	契約締結日の翌日から令和6年7月19日まで
業種	大分類「警備・受付・施設運営」 中分類「施設警備」
業務概要	千葉公園のオオガハス開花期間中の蓮華亭周辺等の警備
予定価格	落札決定後に公表
最低制限価格	落札決定後に公表
入札参加資格要件	1 令和6・7年度千葉市委託入札参加資格者名簿のうち、大分類に「警備・受付・施設運営」、中分類に「施設警備」が登録されていること。 2 地区区分が「市内」業者であること。 3. 警備業法(昭和47年法律第117号)第4条の規定による警備業の認定を受けていること。
入札参加申請期間	令和6年4月15日（月）の午後1時から 令和6年4月19日（金）の午後5時まで （電子入札システムの運用時間内に限る。）
提出資料	入札参加資格要件で求めている資料等
設計図書等の交付方法	ちば電子調達システムの入札情報サービスからダウンロードすること。
設計図書等の交付期間	令和6年4月15日（月）の午後1時から 令和6年5月1日（水）の正午まで
入札期間	令和6年4月24日（水）の午後1時から 令和6年5月1日（水）の正午まで （電子入札システムの運用時間内に限る。） ※「積算内訳書」を添付すること。
開札の日時	令和6年5月1日（水）中の午後1時00分以降 業務名称の記号順に行う。
支払条件	前払金 無 完了払
備考	

※本業務の別表は1ページのみです。

このページに記載されていない事項もあります。公告の本文を必ずご確認ください。

千葉市公告第329号

制限付一般競争入札（電子入札）について次のとおり公告します。

令和6年4月15日

千葉市長 神谷 俊一

1 制限付一般競争入札（電子入札）に付する事項

(1) 業務名称

雑草除去業務委託（東幕張6-1）

(2) 業務概要、業務場所、業務期間及び業種

業務案件ごとに別表に記載

(3) 予定価格及び最低制限価格

業務案件ごとに別表に記載

2 入札参加資格

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、

次のいずれにも該当しないもの

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者

イ 当該業務の開札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所による更生手続開始決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所による再生計画認可決定がなされていないもの

オ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

カ 千葉市内に本店、支店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む。）を完納していないもの

キ 千葉市内に本店、支店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者で当該特別徴収を行っていないもの

ク 千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）又は千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を、入札参加申請期限の日から開札日までの間に受けている者

(2) ちば電子調達システムの電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により参加できる者

(3) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合にあつては、

組合の定款又は規約に共同受注の定めがある者

(4) その他、業務案件ごとに別表に定める入札参加資格要件を満たす者

3 入札担当課

〒262-0032

千葉市花見川区幕張町4丁目46番1号

千葉市都市局都市部東幕張土地区画整理事務所

電話 043-276-0456

ファクシミリ 043-276-1977

メールアドレス higashimakuhari-dn@city.chiba.lg.jp

4 入札参加手続

入札への参加を希望する者は、申請期間内に、前記3へ電子入札システムにより提出資料を提出し、入札参加申請を行わなければならない。なお、提出資料の返却はしない。

ただし、やむを得ない理由により、電子入札システムを利用できない者は、前記3へ問い合わせること。紙入札が認められた場合は、郵送又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書（紙申請用）（千葉市都市局業務委託等一般競争入札実施要領（令和4年11月1日施行）様式第1号）及び紙入札方式参加申請書（千葉市都市局業務委託等一般競争入札実施要領（令和4年11月1日施行）様式第2号）を、次の提出資料とあわせて提出すること。

(1) 入札参加申請期間

業務案件ごとに別表に記載

(2) 提出資料

業務案件ごとに別表に記載

5 設計図書等の交付及び質問回答

(1) 設計図書等の交付

ちば電子調達システムの入札情報サービス（https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portals/Public/LPCOP10L_INIT_Action.do）からダウンロードすること。

なお、交付期間については、業務案件ごとに別表に記載する。

(2) 質問回答

質問回答の方法及び質問回答期限については、設計図書等に記載する。

質問回答期限までに前記3に質問回答書を電子メールにより提出すること。

6 入札及び開札

(1) 入札期間及び開札の日時

業務案件ごとに別表に記載

(2) 開札場所

千葉市花見川区幕張町4丁目46番1号 東幕張土地区画整理事務所

(3) 入札方法

積算内訳書を添付し、前記3へ電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札が認められた場合は、入札（見積）書（千葉市都市局業務委託等一般競争入札実施要領様式第3号）及び積算内訳書を、商号又は名称及び業務名を記載した封筒に封かんした上で、書留郵便による郵送又は持参により提出すること。

(4) 辞退

入札参加者は、入札書を提出する前の入札期間中であれば、入札を辞退することができる。この際、辞退届を前記3へ電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札が認められた場合は、入札（見積）辞退届（千葉市都市局業務委託等一般競争入札実施要領様式第4号）を、商号又は名称及び業務名を記載した封筒に封かんした上で、書留郵便による郵送又は持参により提出すること。

(5) 入札保証金 免除（ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第8条第2項の規定に該当する場合は、当該入札保証金の納付の免除に係る部分に相当する額を違約金として徴収するものとする。）

(6) 無効又は失格となる入札

次のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。なお、入札の有効、無効又は失格の確認は、開札後、落札候補者となり得る者に対してのみ行う。

ア 電子入札約款（平成24年4月13日施行）第7条各号に該当する入札は、無効とする。

イ 電子入札約款第8条各号に該当する入札は、失格とする。

7 落札候補者の決定、入札参加資格確認及び落札者の決定

(1) 落札候補者の決定、入札参加資格確認及び落札者の決定

開札後、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札候補者とする。その者の入札参加資格の確認の結果、入札参加資格があると認めた場合は、当該候補者を落札者として決定する。

落札候補者において入札参加資格がないと認めた場合は、その者の入札を無効とし、当該候補者に次いで低い価格をもって有効な入札を行った者を新たな落札候補者として入札参加資格の確認を行う。以下、落札候補者において入札参加資格がないと認めた場合は、順次、同様にして入札参加資格があると認める者が確認されるまで入札参加資格の確認を行う。

なお、落札候補者となるべき同価の入札を行った者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。

(2) 落札決定通知

落札者を決定後、速やかに、電子入札システムの落札者決定通知書により、入札参加者全てに通知する。

(3) 入札参加資格確認結果通知

落札者に対する入札参加資格確認の結果は、落札者決定通知書をもって代えるものとする。

また、入札参加資格がないと認めた者に対しては、一般競争入札参加資格確認結果通知書（千葉市都市局業務委託等一般競争入札実施要領様式第5号）を電子メール等により通知する。

8 再度入札

開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札を行う。

(1) 再度入札の回数は、2回を限度とする。

(2) 再度入札には、前回の入札において入札が無効、失格又は未入札となった者は参加できないものとする。

(3) 再度入札の通知は、前回の入札において有効な入札をした者に対し、電子入札システムの「再入札通知書」及び「再入札通知書到着のお知らせ」の電子メールにより通知する。

(4) 再度入札の期間及び開札の日は、再入札通知書に記載する。

(5) 開札場所は、前記6(2)と同様とする。

(6) 再度入札の方法は、積算内訳書を添付し、前記3へ電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札が認められた場合は、入札（見積）書（千葉市都市局業務委託等一般競争入札実施要領様式第3号）及び積算内訳書を、商号又は名称及び業務名を記載した封筒に封かんした上で、書留郵便による郵送又は持参により提出すること。なお、再度入札を辞退するときは、前記6(4)によるものとする。

9 契約条件等

(1) 契約保証金 要（ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。）

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 支払条件
業務案件ごとに別表に記載

(4) 契約手続中に不正行為等があった場合は、契約手続を中止することがある。

(5) 契約条項については、前記5の設計図書等に含めて交付する。

(6) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 他に契約条件等がある場合は、業務案件ごとに別表の備考欄に記載する。

10 その他

- (1) 入札への参加を希望する者が1者であっても、原則として入札を執行する。
- (2) 電子入札システムの運用時間は、午前8時00分から午前0時00分とする。
- (3) 積算にあたり、現場確認を希望する場合は、あらかじめ入札担当課へ連絡すること。
- (4) 契約事務に関し、この公告に定めのない事項については、千葉市契約規則の規定によるものとする。

別表

ア 雑草除去業務委託（東幕張6-1）

(ページ1/1)

入札に関する事項（その1）	
業務場所	千葉市花見川区武石町2丁目地内外
業務期間	契約締結日の翌日から令和6年8月31日まで
業種	緑地管理・道路清掃
業務概要	事業管理地除草作業 面積A=33,400㎡
予定価格	落札決定後に公表
最低制限価格	落札決定後に公表
入札参加資格要件	1 令和6・7年度千葉市委託入札参加資格者名簿に登録されている者で、登録業種（大分類）が「緑地管理・道路清掃」、（中分類）が「除草・緑地管理」であること。 2 千葉市内に本店を有する者
入札参加申請期間	令和6年4月15日（月）の午後1時から 令和6年4月19日（金）の午後5時まで （電子入札システムの運用時間内に限る。）
提出資料	入札参加資格要件で求めている資料等
設計図書等の交付方法	ちば電子調達システムの入札情報サービスからダウンロードすること。
設計図書等の交付期間	令和6年4月15日（月）の午後1時から 令和6年5月1日（水）の正午まで
入札期間	令和6年4月24日（水）の午後1時から 令和6年5月1日（水）の正午まで （電子入札システムの運用時間内に限る。） ※「積算内訳書」を添付すること。
開札の日時	令和6年5月1日（水）の午後1時00分
支払条件	前払金 無 完了払
備考	

※本業務の別表は1ページのみです。

このページに記載されていない事項もあります。公告の本文を必ずご確認ください。

千葉市公告第330号

制限付一般競争入札（電子入札）について次のとおり公告します。

令和6年4月15日

千葉市長 神谷 俊一

1 制限付一般競争入札（電子入札）に付する事項

(1) 業務名称

幸町公園外1か所ポンプ設備保守点検業務委託

(2) 業務概要、業務場所、業務期間及び業種

業務案件ごとに別表に記載

(3) 予定価格及び最低制限価格

業務案件ごとに別表に記載

2 入札参加資格

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、

次のいずれにも該当しないもの

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者

イ 当該業務の開札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所による更生手続開始決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第25号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所による再生計画認可決定がなされていないもの

オ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

カ 千葉市内に本店、支店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む。）を完納していないもの

キ 千葉市内に本店、支店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者で当該特別徴収を行っていないもの

ク 千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）又は千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を、入札参加申請期限の日から開札日までの間に受けている者

(2) ちば電子調達システムの電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により参加できる者

(3) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合にあつては、

組合の定款又は規約に共同受注の定めがある者

(4) その他、業務案件ごとに別表に定める入札参加資格要件を満たす者

3 入札担当課

〒261-0003

千葉市美浜区高浜7丁目2番1号

千葉市都市局公園緑地部中央・美浜公園緑地事務所

電話 043-279-8440

ファクシミリ 043-278-6287

メールアドレス chuo-mihamakoen-dn@city.chiba.lg.jp

4 入札参加手続

入札への参加を希望する者は、申請期間内に、前記3へ電子入札システムにより提出資料を提出し、入札参加申請を行わなければならない。なお、提出資料の返却はしない。

ただし、やむを得ない理由により、電子入札システムを利用できない者は、前記3へ問い合わせること。紙入札が認められた場合は、郵送又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書（紙申請用）（千葉市都市局業務委託等一般競争入札実施要領（令和4年11月1日施行）様式第1号）及び紙入札方式参加申請書（千葉市都市局業務委託等一般競争入札実施要領（令和4年11月1日施行）様式第2号）を、次の提出資料とあわせて提出すること。

(1) 入札参加申請期間

業務案件ごとに別表に記載

(2) 提出資料

業務案件ごとに別表に記載

5 設計図書等の交付及び質問回答

(1) 設計図書等の交付

ちば電子調達システムの入札情報サービス（https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portals/Public/LPCOP10L_INIT_Action.do）からダウンロードすること。

なお、交付期間については、業務案件ごとに別表に記載する。

(2) 質問回答

質問回答の方法及び質問回答期限については、設計図書等に記載する。

質問回答期限までに前記3に質問回答書を電子メールにより提出すること。

6 入札及び開札

(1) 入札期間及び開札の日時

業務案件ごとに別表に記載

(2) 開札場所

千葉市美浜区高浜7丁目2番1号 中央・美浜公園緑地事務所

(3) 入札方法

積算内訳書を添付し、前記3へ電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札が認められた場合は、入札（見積）書（千葉市都市局業務委託等一般競争入札実施要領様式第3号）及び積算内訳書を、商号又は名称及び業務名を記載した封筒に封かんした上で、書留郵便による郵送又は持参により提出すること。

(4) 辞退

入札参加者は、入札書を提出する前の入札期間中であれば、入札を辞退することができ、この際、辞退届を前記3へ電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札が認められた場合は、入札（見積）辞退届（千葉市都市局業務委託等一般競争入札実施要領様式第4号）を、商号又は名称及び業務名を記載した封筒に封かんした上で、書留郵便による郵送又は持参により提出すること。

(5) 入札保証金 免除（ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第8条第2項の規定に該当する場合は、当該入札保証金の納付の免除に係る部分に相当する額を違約金として徴収するものとする。）

(6) 無効又は失格となる入札

次のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。なお、入札の有効、無効又は失格の確認は、開札後、落札候補者となり得る者に対してのみ行う。

ア 電子入札約款（平成24年4月13日施行）第7条各号に該当する入札は、無効とする。

イ 電子入札約款第8条各号に該当する入札は、失格とする。

7 落札候補者の決定、入札参加資格確認及び落札者の決定

(1) 落札候補者の決定、入札参加資格確認及び落札者の決定

開札後、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札候補者とする。その者の入札参加資格の確認の結果、入札参加資格があると認めた場合は、当該候補者を落札者として決定する。

落札候補者において入札参加資格がないと認めた場合は、その者の入札を無効とし、当該候補者に次いで低い価格をもって有効な入札を行った者を新たな落札候補者として入札参加資格の確認を行う。以下、落札候補者において入札参加資格がないと認めた場合は、順次、同様にして入札参加資格があると認める者が確認されるまで入札参加資格の確認を行う。

なお、落札候補者となるべき同価の入札を行った者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。

(2) 落札決定通知

落札者を決定後、速やかに、電子入札システムの落札者決定通知書により、入札参加者全てに通知する。

(3) 入札参加資格確認結果通知

落札者に対する入札参加資格確認の結果は、落札者決定通知書をもって代えるものとする。

また、入札参加資格がないと認めた者に対しては、一般競争入札参加資格確認結果通知書（千葉市都市局業務委託等一般競争入札実施要領様式第5号）を電子メール等により通知する。

8 再度入札

開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札を行う。

(1) 再度入札の回数は、2回を限度とする。

(2) 再度入札には、前回の入札において入札が無効、失格又は未入札となった者は参加できないものとする。

(3) 再度入札の通知は、前回の入札において有効な入札をした者に対し、電子入札システムの「再入札通知書」及び「再入札通知書到着のお知らせ」の電子メールにより通知する。

(4) 再度入札の期間及び開札の日時は、再入札通知書に記載する。

(5) 開札場所は、前記6(2)と同様とする。

(6) 再度入札の方法は、積算内訳書を添付し、前記3へ電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札が認められた場合は、入札（見積）書（千葉市都市局業務委託等一般競争入札実施要領様式第3号）及び積算内訳書を、商号又は名称及び業務名を記載した封筒に封かんした上で、書留郵便による郵送又は持参により提出すること。なお、再度入札を辞退するときは、前記6(4)によるものとする。

9 契約条件等

(1) 契約保証金 要（ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。）

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 支払条件

業務案件ごとに別表に記載

(4) 契約手続中に不正行為等があった場合は、契約手続を中止することがある。

(5) 契約条項については、前記5の設計図書等に含めて交付する。

(6) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 他に契約条件等がある場合は、業務案件ごとに別表の備考欄に記載する。

10 その他

- (1) 入札への参加を希望する者が1者であっても、原則として入札を執行する。
- (2) 電子入札システムの運用時間は、午前8時00分から午前0時00分とする。
- (3) 契約事務に関し、この公告に定めのない事項については、千葉市契約規則の規定によるものとする。

別表

幸町公園外1か所ポンプ設備保守点検業務委託

(ページ1/1)

入札に関する事項(その1)	
業務場所	千葉市美浜区幸町1丁目地内外
業務期間	契約締結日翌日から令和7年3月31日まで
業種	建物設備等保守・修繕
業務概要	本委託は、幸町公園外1か所ポンプ設備の保守点検業務を行うものである。 【委託概要】 幸町公園 池循環ポンプ設備 花見川サイクリングコース 地下道排水ポンプ設備
予定価格	落札決定後に公表
最低制限価格	落札決定後に公表
入札参加資格要件	1. 本店が千葉市内にある者。 2. 令和6・7年度 千葉市入札参加資格者名簿に「建物設備等保守・修繕」で登録されている者。
入札参加申請期間	令和6年4月15日(月)の午後1時から 令和6年4月19日(金)の午後5時まで (電子入札システムの運用時間内に限る。)
提出資料	資格要件3にかかる実績については、入札参加申請に際し、実績を証する契約書、業務内容がわかる書類の写しを添付すること。 ちば電子調達システムの入札情報サービスからダウンロードすること。
設計図書等の交付方法	
設計図書等の交付期間	令和6年4月15日(月)の午後1時から 令和6年5月1日(水)の正午まで
入札期間	令和6年4月24日(水)の午後1時から 令和6年5月1日(水)の正午まで (電子入札システムの運用時間内に限る。) ※「積算内訳書」を添付すること。
開札の日時	令和6年5月1日(水)の午後1時00分以降 業務名称の記号順に行う。
支払条件	前払金 無 完了払
備考	

※本業務の別表は1ページのみです。

このページに記載されていない事項もあります。公告の本文を必ずご確認ください。

千葉市公告第331号

制限付一般競争入札（電子入札）について次のとおり公告します。

令和6年4月15日

千葉市長 神谷 俊一

1 制限付一般競争入札（電子入札）に付する事項

(1) 業務名称

- ア (主) 千葉大網線（土気町地区）外1用地測量業務委託（6-1）
- イ 市道横戸町78号線（横戸町地区）補償物件調査積算業務委託（6-1）
- ウ 排水路外草刈業務委託（高田排水路東部支線外6-1）
- エ 鹿島川排水路管理用地草刈業務委託（6-1）
- オ 二級河川生実川外草刈業務委託（6-1）
- カ 都市下水路草刈業務委託（浜田川外6-1）
- キ 排水路外草刈業務委託（多部田排水路外6-1）
- ク 調整池外草刈業務委託（土気調整池外6-1）
- ケ 鹿島川排水路管理用地草刈業務委託（6-2）
- コ 調整池外草刈業務委託（大和田調整池外6-1）
- サ 排水路外草刈業務委託（高田排水路本線外6-1）
- シ 二級河川坂月川外草刈業務委託（6-1）
- ス 二級河川支川都川草刈業務委託（6-1）

(2) 業務概要、業務場所、業務期間及び業種

業務案件ごとに別表に記載

(3) 予定価格及び最低制限価格

業務案件ごとに別表に記載

2 入札参加資格

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、

次のいずれにも該当しないもの

- ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
- イ 当該業務の開札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所による更生手続開始決定がなされていないもの
- エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所による再生計画認可決定がなされていないもの
- オ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
- カ 千葉市内に本店、支店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む。）を完納していないもの
- キ 千葉市内に本店、支店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者で当該特別徴収を行っていないもの
- ク 千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）又は千葉市物

品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を、入札参加申請期限の日から開札日までの間に受けている者

- (2) ちば電子調達システムの電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により参加できる者
- (3) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合にあつては、組合の定款又は規約に共同受注の定めがある者
- (4) その他、業務案件ごとに別表に定める入札参加資格要件を満たす者

3 入札担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市建設局建設総務課

電話 043-245-5364

ファクシミリ 043-245-5561

メールアドレス somu.CO@city.chiba.lg.jp

4 入札参加手続

入札への参加を希望する者は、申請期間内に、前記3へ電子入札システムにより提出資料を提出し、入札参加申請を行わなければならない。なお、提出資料の返却はしない。

ただし、やむを得ない理由により、電子入札システムを利用できない者は、前記3へ問い合わせること。紙入札が認められた場合は、郵送又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書（紙申請用）（千葉市建設局業務委託等一般競争入札実施要領様式第1号）及び紙入札方式参加申請書（千葉市建設局業務委託等一般競争入札実施要領（平成28年10月1日施行）様式第2号）を、次の提出資料とあわせて提出すること。

(1) 入札参加申請期間

業務案件ごとに別表に記載

(2) 提出資料

業務案件ごとに別表に記載

5 設計図書等の交付及び質問回答

(1) 設計図書等の交付

ちば電子調達システムの入札情報サービス (https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portals/Public/LPCOP10L_INIT_Action.do) からダウンロードすること。

なお、交付期間については、業務案件ごとに別表に記載する。

(2) 質問回答

質問回答の方法及び質問回答期限については、設計図書等に記載する。

質問回答期限までに前記3に質問回答書を電子メールにより提出すること。

6 入札及び開札

(1) 入札期間及び開札の日時

業務案件ごとに別表に記載

(2) 開札場所

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所本庁舎

(3) 入札方法

積算内訳書を添付し、前記3へ電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札が認められた場合は、入札（見積）書（千葉市建設局業務委託等一般競争入札実施要領様式第3号）及び積算内訳書を、商号又は名称及び業務名を記載した封筒に封かんした上で、書留郵便による郵送又は持参により提出すること。

(4) 辞退

入札参加者は、入札書を提出する前の入札期間中であれば、入札を辞退することができる。この際、辞退届を前記3へ電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札が認められた場合は、入札（見積）辞退届（千葉市建設局業務委託等一般競争入札実施要領様式第4号）を、商号又は名称及び業務名を記載した封筒に封かんした上で、書留郵便による郵送又は持参により提出すること。

(5) 入札保証金 免除（ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第8条第2項の規定に該当する場合は、当該入札保証金の納付の免除に係る部分に相当する額を違約金として徴収するものとする。）

(6) 無効又は失格となる入札

次のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。なお、入札の有効、無効又は失格の確認は、開札後、落札候補者となり得る者に対してのみ行う。

ア 電子入札約款（平成24年4月13日施行）第7条各号に該当する入札は、無効とする。

イ 電子入札約款第8条各号に該当する入札は、失格とする。

7 落札候補者の決定、入札参加資格確認及び落札者の決定

(1) 落札候補者の決定、入札参加資格確認及び落札者の決定

開札後、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札候補者とする。その者の入札参加資格の確認の結果、入札参加資格があると認めた場合は、当該候補者を落札者として決定する。

落札候補者において入札参加資格がないと認めた場合は、その者の入札を無効とし、当該候補者に次いで低い価格をもって有効な入札を行った者を新たな落札候補者として入札参加資格の確認を行う。以下、落札候補者において入札参加資格がないと認めた場合は、順次、同様にして入札参加資格があると認める者が確認されるまで入札参加資格の確認を行う。

なお、落札候補者となるべき同価の入札を行った者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。

(2) 落札決定通知

落札者を決定後、速やかに、電子入札システムの落札者決定通知書により、入札参加者全てに通知する。

(3) 入札参加資格確認結果通知

落札者に対する入札参加資格確認の結果は、落札者決定通知書をもって代えるものとする。

また、入札参加資格がないと認めた者に対しては、一般競争入札参加資格確認結果通知書（千葉市建設局業務委託等一般競争入札実施要領様式第5号）をファクシミリにより通知する。

8 再度入札

開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札を行う。

(1) 再度入札の回数は、2回とする。

(2) 再度入札には、前回の入札において入札が無効、失格又は未入札となった者は参加できないものとする。

(3) 再度入札の通知は、前回の入札において有効な入札をした者に対し、電子入札システムの「再入札通知書」及び「再入札通知書到着のお知らせ」の電子メールにより通知する。

(4) 再度入札の期間及び開札の日は、再入札通知書に記載する。

(5) 開札場所は、前記6(2)と同様とする。

(6) 再度入札の方法は、積算内訳書を添付し、前記3へ電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札が認められた場合は、入札（見積）書（千葉市建設局業務委託等一般競争入札実施要領様式第3号）及び積算内訳書を、商号又は名称及び業務名を記載した封筒に封かんした上で、書留郵便による郵送又は持参により提出すること。なお、再度入札を辞退するときは、前記6(4)によるものとする。

9 契約条件等

(1) 契約保証金 要（ただし、千葉市契約規則第29条第1号又は第2号に該当する場合に限り、免除とする。）

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 支払条件
業務案件ごとに別表に記載

(4) 契約手続中に不正行為等があった場合は、契約手続を中止することがある。

(5) 契約条項については、前記5の設計図書等に含めて交付する。

(6) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 他に契約条件等がある場合は、業務案件ごとに別表の備考欄に記載する。

10 その他

(1) 入札への参加を希望する者が1者であっても、原則として入札を執行する。

(2) 電子入札システムの運用時間は、午前8時00分から午前0時00分とする。

(3) 積算にあたり、現場確認を希望する場合は、あらかじめ入札担当課へ連絡すること。

(4) 契約事務に関し、この公告に定めのない事項については、千葉市契約規則の規定によるものとする。

別表

ア (主) 千葉大綱線(土気町地区)外1用地測量業務委託(6-1) (ページ1/1)

入札に関する事項(その1)	
業務場所	千葉市緑区土気町地内外1
業務期間	契約締結日の翌日から令和7年3月25日まで
業種	測量
業務概要	4級基準点測量 N=28点(観測のみ) 用地測量 A=9.84ha
予定価格	落札決定後に公表
最低制限価格	落札決定後に公表
入札参加資格要件	1 令和6・7年度千葉市測量・コンサルタント入札参加資格者名簿(業種:測量)に登録されている者 2 千葉市内に本店を有する者 3 測量法(昭和24年法律第188号)第55条第1項に定める測量業者の登録を受けている者(登録が確認できる書類を添付すること。)
入札参加申請期間	令和6年4月15日(月)の午後1時から 令和6年4月19日(金)の午後5時まで (電子入札システムの運用時間内に限る。)
提出資料	入札参加資格要件で求めている資料等
設計図書等の交付方法	ちば電子調達システムの入札情報サービスからダウンロードすること。
設計図書等の交付期間	令和6年4月15日(月)の午後1時から 令和6年5月1日(水)の正午まで
入札期間	令和6年4月24日(水)の午後1時から 令和6年5月1日(水)の正午まで (電子入札システムの運用時間内に限る。) ※「積算内訳書」を添付すること。
開札の日時	令和6年5月1日(水)中の午後2時00分以降 公告の番号順かつ業務名称の記号順に行う。
支払条件	前払金 無 完了払
備考	

※本業務の別表は1ページのみです。

このページに記載されていない事項もあります。公告の本文を必ずご確認ください。

別表

イ 市道横戸町78号線(横戸町地区)補償物件調査積算業務委託(6-1)(ページ1/1)

入札に関する事項(その1)	
業務場所	千葉市花見川区横戸町地内
業務期間	契約締結日の翌日から令和6年8月30日まで
業種	補償関係コンサルタント業務
業務概要	補償物件調査 一式 (詳細は設計図書等に記載のとおり。)
予定価格	落札決定後に公表
最低制限価格	落札決定後に公表
入札参加資格要件	1 令和6・7年度千葉市測量・コンサルタント入札参加資格者名簿(業種:補償関係コンサルタント業務)に登録されている者 2 千葉市内に本店を有する者 3 補償コンサルタント登録規程(昭和59年9月21日建設省告示1341号)に基づく補償コンサルタント登録を受けている者(登録が確認できる書類を添付すること。) 4 (一社)日本補償コンサルタント協会の物件部門に登録された補償業務管理士を配置できる者(登録証の写し及び健康保険証の写し等の常時雇用していることわかる資料を添付すること。)
入札参加申請期間	令和6年4月15日(月)の午後1時から 令和6年4月19日(金)の午後5時まで (電子入札システムの運用時間内に限る。)
提出資料	入札参加資格要件で求めている資料等
設計図書等の交付方法	ちば電子調達システムの入札情報サービスからダウンロードすること。
設計図書等の交付期間	令和6年4月15日(月)の午後1時から 令和6年5月1日(水)の正午まで
入札期間	令和6年4月24日(水)の午後1時から 令和6年5月1日(水)の正午まで (電子入札システムの運用時間内に限る。) ※「積算内訳書」を添付すること。
開札の日時	令和6年5月1日(水)中の午後2時00分以降 公告の番号順かつ業務名称の記号順に行う。
支払条件	前払金 無 完了払
備考	健康保険証の写しを添付する際には、保険者番号及び被保険者等記号・番号並びにQRコードにマスキング(黒塗り等)を施してください。

※本業務の別表は1ページのみです。

このページに記載されていない事項もあります。公告の本文を必ずご確認ください。

別表

ウ 排水路外草刈業務委託（高田排水路東部支線外6-1）

（ページ1/1）

入札に関する事項（その1）	
業務場所	千葉市緑区高田町地内外
業務期間	契約締結日の翌日から令和6年11月30日まで
業種	緑地管理・道路清掃
業務概要	除草工 除草工（肩掛式） A=48,400㎡ 除草工（ハンドガイド） A=20,000㎡
予定価格	落札決定後に公表
最低制限価格	落札決定後に公表
入札参加資格要件	1 令和6・7年度千葉市委託入札参加資格者名簿（業種：緑地管理・道路清掃）に登録されている者 2 千葉市内に本店を有する者 3 資格審査期間（開札から落札者決定までの間）に、建設局各課で発注した同種の業務委託（草刈・除草、水緑施設管理等）を受注していない者（開札順序が本業務より前の開札で落札者もしくは落札候補者となった場合を含む。）
入札参加申請期間	令和6年4月15日（月）の午後1時から 令和6年4月19日（金）の午後5時まで （電子入札システムの運用時間内に限る。）
提出資料	入札参加資格要件で求めている資料等
設計図書等の交付方法	ちば電子調達システムの入札情報サービスからダウンロードすること。
設計図書等の交付期間	令和6年4月15日（月）の午後1時から 令和6年5月1日（水）の正午まで
入札期間	令和6年4月24日（水）の午後1時から 令和6年5月1日（水）の正午まで （電子入札システムの運用時間内に限る。） ※「積算内訳書」を添付すること。
開札の日時	令和6年5月1日（水）中の午後2時00分以降 公告の番号順かつ業務名称の記号順に行う。
支払条件	前払金 無 完了払
備考	

※本業務の別表は1ページのみです。

このページに記載されていない事項もあります。公告の本文を必ずご確認ください。

別表

エ 鹿島川排水路管理用地草刈業務委託（6-1）

（ページ1/1）

入札に関する事項（その1）	
業務場所	千葉市若葉区上泉町地内外
業務期間	契約締結日の翌日から令和6年9月30日まで
業種	緑地管理・道路清掃
業務概要	除草工 除草工（肩掛式） A=60,000㎡
予定価格	落札決定後に公表
最低制限価格	落札決定後に公表
入札参加資格要件	1 令和6・7年度千葉市委託入札参加資格者名簿（業種：緑地管理・道路清掃）に登録されている者 2 千葉市内に本店を有する者 3 資格審査期間（開札から落札者決定までの間）に、建設局各課で発注した同種の業務委託（草刈・除草、水緑施設管理等）を受注していない者（開札順序が本業務より前の開札で落札者もしくは落札候補者となった場合を含む。）
入札参加申請期間	令和6年4月15日（月）の午後1時から 令和6年4月19日（金）の午後5時まで （電子入札システムの運用時間内に限る。）
提出資料	入札参加資格要件で求めている資料等
設計図書等の交付方法	ちば電子調達システムの入札情報サービスからダウンロードすること。
設計図書等の交付期間	令和6年4月15日（月）の午後1時から 令和6年5月1日（水）の正午まで
入札期間	令和6年4月24日（水）の午後1時から 令和6年5月1日（水）の正午まで （電子入札システムの運用時間内に限る。） ※「積算内訳書」を添付すること。
開札の日時	令和6年5月1日（水）中の午後2時00分以降 公告の番号順かつ業務名称の記号順に行う。
支払条件	前払金 無 完了払
備考	

※本業務の別表は1ページのみです。

このページに記載されていない事項もあります。公告の本文を必ずご確認ください。

別表

オ 二級河川生実川外草刈業務委託（6-1）

（ページ1/1）

入札に関する事項（その1）	
業務場所	千葉市中央区生実町地内外6
業務期間	契約締結日の翌日から令和6年11月30日まで
業種	緑地管理・道路清掃
業務概要	二級河川生実川 除草工（2回分）肩掛式 A=21,800㎡ ハンドガイド式 A=20,600㎡ 準用河川生実川 除草工（2回分）肩掛式 A=10,500㎡ ハンドガイド式 A=18,800㎡
予定価格	落札決定後に公表
最低制限価格	落札決定後に公表
入札参加資格要件	1 令和6・7年度千葉市委託入札参加資格者名簿（業種：緑地管理・道路清掃）に登録されている者 2 千葉市内に本店を有する者 3 資格審査期間（開札から落札者決定までの間）に、建設局各課で発注した同種の業務委託（草刈・除草、水緑施設管理等）を受注していない者（開札順序が本業務より前の開札で落札者もしくは落札候補者となった場合を含む。）
入札参加申請期間	令和6年4月15日（月）の午後1時から 令和6年4月19日（金）の午後5時まで （電子入札システムの運用時間内に限る。）
提出資料	入札参加資格要件で求めている資料等
設計図書等の交付方法	ちば電子調達システムの入札情報サービスからダウンロードすること。
設計図書等の交付期間	令和6年4月15日（月）の午後1時から 令和6年5月1日（水）の正午まで
入札期間	令和6年4月24日（水）の午後1時から 令和6年5月1日（水）の正午まで （電子入札システムの運用時間内に限る。） ※「積算内訳書」を添付すること。
開札の日時	令和6年5月1日（水）中の午後2時00分以降 公告の番号順かつ業務名称の記号順に行う。
支払条件	前払金 無 完了払
備考	

※本業務の別表は1ページのみです。

このページに記載されていない事項もあります。公告の本文を必ずご確認ください。

別表

カ 都市下水道草刈業務委託（浜田川外6-1）

（ページ1/1）

入札に関する事項（その1）	
業務場所	千葉市花見川区幕張町1丁目地内外
業務期間	契約締結日の翌日から令和6年11月30日まで
業種	緑地管理・道路清掃
業務概要	除草工 除草工（人力） A=5,000㎡ 除草工（肩掛式） A=44,840㎡ 伐採工 伐採工 N=20本
予定価格	落札決定後に公表
最低制限価格	落札決定後に公表
入札参加資格要件	1 令和6・7年度千葉市委託入札参加資格者名簿（業種：緑地管理・道路清掃）に登録されている者 2 千葉市内に本店を有する者 3 資格審査期間（開札から落札者決定までの間）に、建設局各課で発注した同種の業務委託（草刈・除草、水緑施設管理等）を受注していない者（開札順序が本業務より前の開札で落札者もしくは落札候補者となった場合を含む。）
入札参加申請期間	令和6年4月15日（月）の午後1時から 令和6年4月19日（金）の午後5時まで （電子入札システムの運用時間内に限る。）
提出資料	入札参加資格要件で求めている資料等
設計図書等の交付方法	ちば電子調達システムの入札情報サービスからダウンロードすること。
設計図書等の交付期間	令和6年4月15日（月）の午後1時から 令和6年5月1日（水）の正午まで
入札期間	令和6年4月24日（水）の午後1時から 令和6年5月1日（水）の正午まで （電子入札システムの運用時間内に限る。） ※「積算内訳書」を添付すること。
開札の日時	令和6年5月1日（水）中の午後2時00分以降 公告の番号順かつ業務名称の記号順に行う。
支払条件	前払金 無 完了払
備考	

※本業務の別表は1ページのみです。

このページに記載されていない事項もあります。公告の本文を必ずご確認ください。

別表

キ 排水路外草刈業務委託（多部田排水路外6-1）

（ページ1/1）

入札に関する事項（その1）	
業務場所	千葉市若葉区多部田町地内外
業務期間	契約締結日の翌日から令和6年11月30日まで
業種	緑地管理・道路清掃
業務概要	除草工 除草工（肩掛式） A=53,100㎡
予定価格	落札決定後に公表
最低制限価格	落札決定後に公表
入札参加資格要件	1 令和6・7年度千葉市委託入札参加資格者名簿（業種：緑地管理・道路清掃）に登録されている者 2 千葉市内に本店を有する者 3 資格審査期間（開札から落札者決定までの間）に、建設局各課で発注した同種の業務委託（草刈・除草、水緑施設管理等）を受注していない者（開札順序が本業務より前の開札で落札者もしくは落札候補者となった場合を含む。）
入札参加申請期間	令和6年4月15日（月）の午後1時から 令和6年4月19日（金）の午後5時まで （電子入札システムの運用時間内に限る。）
提出資料	入札参加資格要件で求めている資料等
設計図書等の交付方法	ちば電子調達システムの入札情報サービスからダウンロードすること。
設計図書等の交付期間	令和6年4月15日（月）の午後1時から 令和6年5月1日（水）の正午まで
入札期間	令和6年4月24日（水）の午後1時から 令和6年5月1日（水）の正午まで （電子入札システムの運用時間内に限る。） ※「積算内訳書」を添付すること。
開札の日時	令和6年5月1日（水）中の午後2時00分以降 公告の番号順かつ業務名称の記号順に行う。
支払条件	前払金 無 完了払
備考	

※本業務の別表は1ページのみです。

このページに記載されていない事項もあります。公告の本文を必ずご確認ください。

別表

ク 調整池外草刈業務委託（土気調整池外6-1）

（ページ1/1）

入札に関する事項（その1）	
業務場所	千葉市緑区土気町地内外
業務期間	契約締結日の翌日から令和6年11月30日まで
業種	緑地管理・道路清掃
業務概要	除草工 除草工（肩掛式） A=47,900㎡ 寄植え刈込み A=430㎡
予定価格	落札決定後に公表
最低制限価格	落札決定後に公表
入札参加資格要件	1 令和6・7年度千葉市委託入札参加資格者名簿（業種：緑地管理・道路清掃）に登録されている者 2 千葉市内に本店を有する者 3 資格審査期間（開札から落札者決定までの間）に、建設局各課で発注した同種の業務委託（草刈・除草、水緑施設管理等）を受注していない者（開札順序が本業務より前の開札で落札者もしくは落札候補者となった場合を含む。）
入札参加申請期間	令和6年4月15日（月）の午後1時から 令和6年4月19日（金）の午後5時まで （電子入札システムの運用時間内に限る。）
提出資料	入札参加資格要件で求めている資料等
設計図書等の交付方法	ちば電子調達システムの入札情報サービスからダウンロードすること。
設計図書等の交付期間	令和6年4月15日（月）の午後1時から 令和6年5月1日（水）の正午まで
入札期間	令和6年4月24日（水）の午後1時から 令和6年5月1日（水）の正午まで （電子入札システムの運用時間内に限る。） ※「積算内訳書」を添付すること。
開札の日時	令和6年5月1日（水）中の午後2時00分以降 公告の番号順かつ業務名称の記号順に行う。
支払条件	前払金 無 完了払
備考	

※本業務の別表は1ページのみです。

このページに記載されていない事項もあります。公告の本文を必ずご確認ください。

別表

ケ 鹿島川排水路管理用地草刈業務委託(6-2)

(ページ1/1)

入札に関する事項(その1)	
業務場所	千葉市若葉区富田町地内外
業務期間	契約締結日の翌日から令和6年9月30日まで
業種	緑地管理・道路清掃
業務概要	除草工 除草工(肩掛式) A=50,000㎡
予定価格	落札決定後に公表
最低制限価格	落札決定後に公表
入札参加資格要件	1 令和6・7年度千葉市委託入札参加資格者名簿(業種:緑地管理・道路清掃)に登録されている者 2 千葉市内に本店を有する者 3 資格審査期間(開札から落札者決定までの間)に、建設局各課で発注した同種の業務委託(草刈・除草、水緑施設管理等)を受注していない者(開札順序が本業務より前の開札で落札者もしくは落札候補者となった場合を含む。)
入札参加申請期間	令和6年4月15日(月)の午後1時から 令和6年4月19日(金)の午後5時まで (電子入札システムの運用時間内に限る。)
提出資料	入札参加資格要件で求めている資料等
設計図書等の交付方法	ちば電子調達システムの入札情報サービスからダウンロードすること。
設計図書等の交付期間	令和6年4月15日(月)の午後1時から 令和6年5月1日(水)の正午まで
入札期間	令和6年4月24日(水)の午後1時から 令和6年5月1日(水)の正午まで (電子入札システムの運用時間内に限る。) ※「積算内訳書」を添付すること。
開札の日時	令和6年5月1日(水)中の午後2時00分以降 公告の番号順かつ業務名称の記号順に行う。
支払条件	前払金 無 完了払
備考	

※本業務の別表は1ページのみです。

このページに記載されていない事項もあります。公告の本文を必ずご確認ください。

別表

コ 調整池外草刈業務委託(大和田調整池外6-1)

(ページ1/1)

入札に関する事項(その1)	
業務場所	千葉市緑区下大和田町地内外
業務期間	契約締結日の翌日から令和6年11月30日まで
業種	緑地管理・道路清掃
業務概要	除草工 除草工(人力) A=1,600㎡ 除草工(肩掛式) A=47,100㎡
予定価格	落札決定後に公表
最低制限価格	落札決定後に公表
入札参加資格要件	1 令和6・7年度千葉市委託入札参加資格者名簿(業種:緑地管理・道路清掃)に登録されている者 2 千葉市内に本店を有する者 3 資格審査期間(開札から落札者決定までの間)に、建設局各課で発注した同種の業務委託(草刈・除草、水緑施設管理等)を受注していない者(開札順序が本業務より前の開札で落札者もしくは落札候補者となった場合を含む。)
入札参加申請期間	令和6年4月15日(月)の午後1時から 令和6年4月19日(金)の午後5時まで (電子入札システムの運用時間内に限る。)
提出資料	入札参加資格要件で求めている資料等
設計図書等の交付方法	ちば電子調達システムの入札情報サービスからダウンロードすること。
設計図書等の交付期間	令和6年4月15日(月)の午後1時から 令和6年5月1日(水)の正午まで
入札期間	令和6年4月24日(水)の午後1時から 令和6年5月1日(水)の正午まで (電子入札システムの運用時間内に限る。) ※「積算内訳書」を添付すること。
開札の日時	令和6年5月1日(水)中の午後2時00分以降 公告の番号順かつ業務名称の記号順に行う。
支払条件	前払金 無 完了払
備考	

※本業務の別表は1ページのみです。

このページに記載されていない事項もあります。公告の本文を必ずご確認ください。

別表

サ 排水路外草刈業務委託（高田排水路本線外6-1）

（ページ1/1）

入札に関する事項（その1）	
業務場所	千葉市緑区高田町地内外
業務期間	契約締結日の翌日から令和6年11月30日まで
業種	緑地管理・道路清掃
業務概要	除草工 除草工（肩掛式） A=49,100㎡ 伐採工 伐採工（チェーンソー） N=20本
予定価格	落札決定後に公表
最低制限価格	落札決定後に公表
入札参加資格要件	1 令和6・7年度千葉市委託入札参加資格者名簿（業種：緑地管理・道路清掃）に登録されている者 2 千葉市内に本店を有する者 3 資格審査期間（開札から落札者決定までの間）に、建設局各課で発注した同種の業務委託（草刈・除草、水緑施設管理等）を受注していない者（開札順序が本業務より前の開札で落札者もしくは落札候補者となった場合を含む。）
入札参加申請期間	令和6年4月15日（月）の午後1時から 令和6年4月19日（金）の午後5時まで （電子入札システムの運用時間内に限る。）
提出資料	入札参加資格要件で求めている資料等
設計図書等の交付方法	ちば電子調達システムの入札情報サービスからダウンロードすること。
設計図書等の交付期間	令和6年4月15日（月）の午後1時から 令和6年5月1日（水）の正午まで
入札期間	令和6年4月24日（水）の午後1時から 令和6年5月1日（水）の正午まで （電子入札システムの運用時間内に限る。） ※「積算内訳書」を添付すること。
開札の日時	令和6年5月1日（水）中の午後2時00分以降 公告の番号順かつ業務名称の記号順に行う。
支払条件	前払金 無 完了払
備考	

※本業務の別表は1ページのみです。

このページに記載されていない事項もあります。公告の本文を必ずご確認ください。

別表

シ 二級河川坂月川外草刈業務委託（6-1）

（ページ1/1）

入札に関する事項（その1）	
業務場所	千葉市若葉区坂月町地内外7
業務期間	契約締結日の翌日から令和6年11月30日まで
業種	緑地管理・道路清掃
業務概要	二級河川坂月川 除草工（1回目）肩掛式 A=4,800㎡ ハンドガイド式 A=20,900㎡ 人力 A=12㎡ 除草工（2回目）肩掛式 A=6,700㎡ ハンドガイド式 A=32,900㎡ 人力 A=12㎡ 急傾斜地（五十土町） 除草工 人力 A=900㎡ 急傾斜地（大椎町） 除草工 人力 A=400㎡
予定価格	落札決定後に公表
最低制限価格	落札決定後に公表
入札参加資格要件	1 令和6・7年度千葉市委託入札参加資格者名簿（業種：緑地管理・道路清掃）に登録されている者 2 千葉市内に本店を有する者 3 資格審査期間（開札から落札者決定までの間）に、建設局各課で発注した同種の業務委託（草刈・除草、水緑施設管理等）を受注していない者（開札順序が本業務より前の開札で落札者もしくは落札候補者となった場合を含む。）
入札参加申請期間	令和6年4月15日（月）の午後1時から 令和6年4月19日（金）の午後5時まで （電子入札システムの運用時間内に限る。）
提出資料	入札参加資格要件で求めている資料等
設計図書等の交付方法	ちば電子調達システムの入札情報サービスからダウンロードすること。
設計図書等の交付期間	令和6年4月15日（月）の午後1時から 令和6年5月1日（水）の正午まで
入札期間	令和6年4月24日（水）の午後1時から 令和6年5月1日（水）の正午まで （電子入札システムの運用時間内に限る。） ※「積算内訳書」を添付すること。
開札の日時	令和6年5月1日（水）中の午後2時00分以降 公告の番号順かつ業務名称の記号順に行う。
支払条件	前払金 無 完了払
備考	

※本業務の別表は1ページのみです。

このページに記載されていない事項もあります。公告の本文を必ずご確認ください。

別表

ス 二級河川支川都川草刈業務委託（6-1）

（ページ1/1）

入札に関する事項（その1）	
業務場所	千葉市若葉区大宮町地内外3
業務期間	契約締結日の翌日から令和6年11月30日まで
業 種	緑地管理・道路清掃
業務概要	除草工（1回目）肩掛式 A=4,900㎡ ハンドガイド式 A=35,400㎡ （2回目）肩掛式 A=2,300㎡ ハンドガイド式 A=31,400㎡
予定価格	落札決定後に公表
最低制限価格	落札決定後に公表
入札参加資格要件	1 令和6・7年度千葉市委託入札参加資格者名簿（業種：緑地管理・道路清掃）に登録されている者 2 千葉市内に本店を有する者 3 資格審査期間（開札から落札者決定までの間）に、建設局各課で発注した同種の業務委託（草刈・除草、水緑施設管理等）を受注していない者（開札順序が本業務より前の開札で落札者もしくは落札候補者となった場合を含む。）
入札参加申請期間	令和6年4月15日（月）の午後1時から 令和6年4月19日（金）の午後5時まで （電子入札システムの運用時間内に限る。）
提出資料	入札参加資格要件で求めている資料等
設計図書等の交付方法	ちば電子調達システムの入札情報サービスからダウンロードすること。
設計図書等の交付期間	令和6年4月15日（月）の午後1時から 令和6年5月1日（水）の正午まで
入札期間	令和6年4月24日（水）の午後1時から 令和6年5月1日（水）の正午まで （電子入札システムの運用時間内に限る。） ※「積算内訳書」を添付すること。
開札の日時	令和6年5月1日（水）中の午後2時00分以降 公告の番号順かつ業務名称の記号順に行う。
支払条件	前払金 無 完了払
備考	

※本業務の別表は1ページのみです。

このページに記載されていない事項もあります。公告の本文を必ずご確認ください。

千葉市公告第332号

制限付一般競争入札（電子入札）について次のとおり公告します。

令和6年4月15日

千葉市長 神谷 俊一

1 制限付一般競争入札（電子入札）に付する事項

(1) 業務名称

- ア 下水道施設重点点検業務委託（6-1）
- イ 下水道施設草刈業務委託（こてはし台調整池外6-1）
- ウ 黒砂ポンプ場沈砂池設備修繕

(2) 業務概要、業務場所、業務期間及び業種

業務案件ごとに別表に記載

(3) 予定価格及び最低制限価格

業務案件ごとに別表に記載

2 入札参加資格

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないもの

- ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
 - イ 当該業務の開札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所による更生手続開始決定がなされていないもの
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所による再生計画認可決定がなされていないもの
 - オ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
 - カ 千葉市内に本店、支店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む。）を完納していないもの
 - キ 千葉市内に本店、支店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者で当該特別徴収を行っていないもの
 - ク 千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）又は千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を、入札参加申請期限の日から開札日までの間に受けている者
- (2) ちば電子調達システムの電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により参加できる者
- (3) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合にあつては、

組合の定款又は規約に共同受注の定めがある者

(4) その他、業務案件ごとに別表に定める入札参加資格要件を満たす者

3 入札担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市建設局下水道企画部下水道経理課

電話 043-245-5407

ファクシミリ 043-245-5562

メールアドレス gesuikairi@city.chiba.lg.jp

4 入札参加手続

入札への参加を希望する者は、申請期間内に、前記3へ電子入札システムにより提出資料を提出し、入札参加申請を行わなければならない。なお、提出資料の返却はしない。

ただし、やむを得ない理由により、電子入札システムを利用できない者は、前記3へ問い合わせること。紙入札が認められた場合は、郵送又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書（紙申請用）（千葉市建設局業務委託等一般競争入札実施要領（平成28年10月1日施行）様式第1号）及び紙入札方式参加申請書（千葉市建設局業務委託等一般競争入札実施要領様式第2号）を、次の提出資料とあわせて提出すること。

(1) 入札参加申請期間

業務案件ごとに別表に記載

(2) 提出資料

業務案件ごとに別表に記載

5 設計図書等の交付及び質問回答

(1) 設計図書等の交付

ちば電子調達システムの入札情報サービス (https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portals/Public/LPC0P10L_INIT_Action.do) からダウンロードすること。

なお、交付期間については、業務案件ごとに別表に記載する。

(2) 質問回答

質問回答の方法及び質問回答期限については、設計図書等に記載する。

質問回答期限までに前記3に質問回答書を電子メールにより提出すること。

6 入札及び開札

(1) 入札期間及び開札の日時

業務案件ごとに別表に記載

(2) 開札場所

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所本庁舎

(3) 入札方法

積算内訳書を添付し、前記3へ電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札が認められた場合は、入札（見積）書（千葉市建設局業務委託等一般競争入札実施要領様式第3号）及び積算内訳書を、商号又は名称及び業務名を記載した封筒に封かんした上で、書留郵便による郵送又は持参により提出すること。

(4) 辞退

入札参加者は、入札書を提出する前の入札期間中であれば、入札を辞退することができる。この際、辞退届を前記3へ電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札が認められた場合は、入札（見積）辞退届（千葉市建設局業務委託等一般競争入札実施要領様式第4号）を、商号又は名称及び業務名を記載した封筒に封かんした上で、書留郵便による郵送又は持参により提出すること。

(5) 入札保証金 免除（ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第8条第2項の規定に該当する場合は、当該入札保証金の納付の免除に係る部分に相当する額を違約金として徴収するものとする。）

(6) 無効又は失格となる入札

次のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。なお、入札の有効、無効又は失格の確認は、開札後、落札候補者となり得る者に対してのみ行う。

ア 電子入札約款（平成24年4月13日施行）第7条各号に該当する入札は、無効とする。

イ 電子入札約款第8条各号に該当する入札は、失格とする。

7 落札候補者の決定、入札参加資格確認及び落札者の決定

(1) 落札候補者の決定、入札参加資格確認及び落札者の決定

開札後、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札候補者とする。その者の入札参加資格の確認の結果、入札参加資格があると認めた場合は、当該候補者を落札者として決定する。

落札候補者において入札参加資格がないと認めた場合は、その者の入札を無効とし、当該候補者に次いで低い価格をもって有効な入札を行った者を新たな落札候補者として入札参加資格の確認を行う。以下、落札候補者において入札参加資格がないと認めた場合は、順次、同様にして入札参加資格があると認める者が確認されるまで入札参加資格の確認を行う。

なお、落札候補者となるべき同値の入札を行った者が2人以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。

(2) 落札決定通知

落札者を決定後、速やかに、電子入札システムの落札者決定通知書により、入札参加者全てに通知する。

(3) 入札参加資格確認結果通知

落札者に対する入札参加資格確認の結果は、落札者決定通知書をもって代えるものとする。

のとする。

また、入札参加資格がないと認められた者に対しては、一般競争入札参加資格確認結果通知書（千葉市建設局業務委託等一般競争入札実施要領様式第5号）をファクシミリにより通知する。

8 再度入札

開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札を行う。

- (1) 再度入札の回数は、2回とする。
- (2) 再度入札には、前回の入札において入札が無効、失格又は未入札となった者は参加できないものとする。
- (3) 再度入札の通知は、前回の入札において有効な入札をした者に対し、電子入札システムの「再入札通知書」及び「再入札通知書到着のお知らせ」の電子メールにより通知する。
- (4) 再度入札の期間及び開札の日時は、再入札通知書に記載する。
- (5) 開札場所は、前記6（2）と同様とする。
- (6) 再度入札の方法は、積算内訳書を添付し、前記3へ電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札が認められた場合は、入札（見積）書（千葉市建設局業務委託等一般競争入札実施要領様式第3号）及び積算内訳書を、商号又は名称及び業務名を記載した封筒に封かんした上で、書留郵便による郵送又は持参により提出すること。なお、再度入札を辞退するときは、前記6（4）によるものとする。

9 契約条件等

- (1) 契約保証金 要（ただし、千葉市契約規則第29条第1号又は第2号に該当する場合に限り、免除とする。）
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 支払条件
業務案件ごとに別表に記載
- (4) 契約手続中に不正行為等があった場合は、契約手続を中止することがある。
- (5) 契約条項については、前記5の設計図書等を含めて交付する。
- (6) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (7) 他に契約条件等がある場合は、業務案件ごとに別表の備考欄に記載する。

10 その他

- (1) 入札への参加を希望する者が1者であっても、原則として入札を執行する。
- (2) 電子入札システムの運用時間は、午前8時00分から午前0時00分とする。
- (3) 積算にあたり、現場確認を希望する場合は、あらかじめ入札担当課へ連絡すること。
- (4) 契約事務に関し、この公告に定めのない事項については、千葉市契約規則の規定によるものとする。

別表

ア 下水道施設重点点検業務委託（6-1）

（ページ1/1）

入札に関する事項（その1）	
業務場所	千葉市中央区中央1丁目地内外
業務期間	契約締結日の翌日から令和7年3月21日まで
業種	施設等運転管理他
業務概要	マンホール点検工 N=991箇所 人孔管渠内清掃工（昼間） N=47箇所
予定価格	落札決定後に公表
最低制限価格	落札決定後に公表
入札参加資格要件	1 令和6・7年度千葉市委託入札参加資格者名簿（業種：施設等運転管理他）の下水道管渠内清掃（収集・運搬を含む）及び下水道管渠内調査に登録されている者 2 千葉市内に本店を有する者 3 千葉市又は千葉県の産業廃棄物処理業（汚泥）の許可（収集・運搬）を有する者（許可証の写しを添付すること。） 4 高圧洗浄車及び4t以下の揚泥車（3の許可を受けた際に届け出た車両に限る。）を専属に使用できること（名称・用途・規格・数量・保有又はリースについて記載した一覧表、その内容が確認できる書類の写し[車検証等]、及び保有の場合は車両のナンバープレートが確認できる写真を添付すること。）
入札参加申請期間	令和6年4月15日（月）の午後1時から 令和6年4月19日（金）の午後5時まで （電子入札システムの運用時間内に限る。）
提出資料	入札参加資格要件で求めている資料等
設計図書等の交付方法	ちば電子調達システムの入札情報サービスからダウンロードすること。
設計図書等の交付期間	令和6年4月15日（月）の午後1時から 令和6年5月1日（水）の正午まで
入札期間	令和6年4月24日（水）の午後1時から 令和6年5月1日（水）の正午まで （電子入札システムの運用時間内に限る。） ※「積算内訳書」を添付すること。
開札の日時	令和6年5月1日（水）中の午後2時00分以降 業務名称の記号順に行う。
支払条件	前払金 無 完了払
備考	機械等をリースにて手配する場合、リース契約書の写しを提出し担当職員の確認を受けた後に契約締結いたします。 提出資料で業務期間内に有効期限が満了するものについては、満了前に更新手続きもしくは同内容の契約を締結し、その写しを提出してください。

※本業務の別表は1ページのみです。

このページに記載されていない事項もあります。公告の本文を必ずご確認ください。

別表

イ 下水道施設草刈業務委託（こてはし台調整池外6-1）

（ページ1/1）

入札に関する事項（その1）	
業務場所	千葉市花見川区こてはし台2丁目地内外
業務期間	契約締結日の翌日から令和6年11月30日まで
業種	緑地管理・道路清掃
業務概要	除草工 除草工（人力） 500㎡ 除草工（肩掛式） 12,300㎡ 除草工（水中） 1,700㎡ 樹木剪定工 樹木剪定工 20本
予定価格	落札決定後に公表
最低制限価格	落札決定後に公表
入札参加資格要件	1 令和6・7年度千葉市委託入札参加資格者名簿（業種：緑地管理・道路清掃）に登録されている者 2 千葉市内に本店を有する者 3 資格審査期間（開札から落札者決定までの間）に、令和6度分として建設局各課で発注した同種の業務委託（草刈・除草、水緑施設管理）を受注していない者（開札順序が本業務より前の開札で落札者もしくは落札候補者となった場合を含む。）
入札参加申請期間	令和6年4月15日（月）の午後1時から 令和6年4月19日（金）の午後5時まで （電子入札システムの運用時間内に限る。）
提出資料	入札参加資格要件で求めている資料等
設計図書等の交付方法	ちば電子調達システムの入札情報サービスからダウンロードすること。
設計図書等の交付期間	令和6年4月15日（月）の午後1時から 令和6年5月1日（水）の正午まで
入札期間	令和6年4月24日（水）の午後1時から 令和6年5月1日（水）の正午まで （電子入札システムの運用時間内に限る。） ※「積算内訳書」を添付すること。
開札の日時	令和6年5月1日（水）中の午後2時00分以降 公告の番号順かつ業務名称の記号順に行う。
支払条件	前払金 無 完了払
備考	

※本委託の別表は1ページのみです。

このページに記載されていない事項もあります。公告の本文を必ずご確認ください。

別表

ウ 黒砂ポンプ場沈砂池設備修繕

(ページ1/1)

入札に関する事項 (その1)	
業務場所	千葉市美浜区幸町2-20-20
業務期間	契約締結日の翌日から令和7年3月18日まで
業 種	機械器具設置工事
業務概要	黒砂ポンプ場沈砂池設備の整備 一式
予定価格	落札決定後に公表
最低制限価格	落札決定後に公表
入札参加資格要件	1 令和6・7年度千葉市建設工事入札資格者名簿(業種:機械器具設置工事)に登録されている者 2 千葉市内に本店、支店又は営業所等を有する者
入札参加申請期間	令和6年4月15日(月)の午後1時から 令和6年4月19日(金)の午後5時まで (電子入札システムの運用時間内に限る。)
提出資料	入札参加資格要件で求めている資料等
設計図書等の交付方法	ちば電子調達システムの入札情報サービスからダウンロードすること。
設計図書等の交付期間	令和6年4月15日(月)の午後1時から 令和6年5月1日(水)の正午まで
入札期間	令和6年4月24日(水)の午後1時から 令和6年5月1日(水)の正午まで (電子入札システムの運用時間内に限る。) ※「積算内訳書」を添付すること。
開札の日時	令和6年5月1日(水)中の午後2時00分以降 公告の番号順かつ業務名称の記号順に行う。
支払条件	前払金 無 竣工払
備考	

※本委託の別表は1ページのみです。

このページに記載されていない事項もあります。公告の本文を必ずご確認ください。

千葉市水道局告示第7号

水道法第16条の2第1項の規定により、下記の者を千葉市水道局指定給水装置工事事業者に指定したので、千葉市水道局指定給水装置工事事業者規程第5条第1号の規定により告示します。

令和 6年 4月 2日

千葉市長 神谷 俊一

所在地	千葉県富津市田倉483番地22
商 号	株式会社錦織商店
代 表 者	代表取締役 錦織 浩美
指定年月日	令和6年 3月 8日
指 定 番 号	第525号

千葉市水道局告示第8号

水道法第16条の2第1項の規定により、下記の者を千葉市水道局指定給水装置工事事業者に指定したので、千葉市水道局指定給水装置工事事業者規程第5条第1号の規定により告示します。

令和 6年 4月 2日

千葉市長 神谷 俊一

所在地	千葉県千葉市中央区星久喜町652番地2
商号	株式会社石起
代表者	代表取締役 石谷 知範
指定年月日	令和6年 3月 8日
指定番号	第526号

千葉市水道局告示第9号

水道法第16条の2第1項の規定により、下記の者を千葉市水道局指定給水装置工事事業者に指定したので、千葉市水道局指定給水装置工事事業者規程第5条第1号の規定により告示します。

令和 6年 4月 2日

千葉市長 神谷 俊一

所在地	千葉県鎌ヶ谷市東初富六丁目9番32号
商号	株式会社清田
代表者	代表取締役 清田 学
指定年月日	令和6年 3月 13日
指定番号	第527号

千葉市水道局告示第10号

水道法第16条の2第1項の規定により、下記の者を千葉市水道局指定給水装置工事事業者に指定したので、千葉市水道局指定給水装置工事事業者規程第5条第1号の規定により告示します。

令和 6年 4月 2日

千葉市長 神谷 俊一

所在地	千葉県山武郡九十九里町片貝1049番地2
商号	小高水道
代表者	小高 友之
指定年月日	令和5年 9月 8日
指定番号	第300号

千葉市水道局告示第11号

水道法第16条の2第1項の規定により、下記の者を千葉市水道局指定給水装置工事事業者に指定したので、千葉市水道局指定給水装置工事事業者規程第5条第1号の規定により告示します。

令和 6年4月15日

千葉市長 神谷 俊一

所在地	東京都港区赤坂一丁目1番1号
商号	株式会社ザイマックス分割準備会社
代表者	代表取締役 辛島 秀夫
指定年月日	令和6年3月22日
指定番号	第528号

千葉市中央区選挙管理委員会告示第1号

令和6年の千葉市職員の職名に関する規則の一部改正に伴い、千葉市中央区選挙管理委員会規程（平成4年千葉市中央区選挙管理委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日提出

千葉市中央区選挙管理委員会委員長 増田昌彦

第24条第3項中「前項に定めるもののほか、必要があるときは、課に総括主幹、主査補、副主査、主任主事、主任技師及び技師を置くことができる。」を「前項に定めるもののほか、必要があるときは、課に総括主幹、主査補、副主査、主任主事、主任技師、技師その他所要の職員を置くことができる。」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

千葉市稲毛区選挙管理委員会告示第1号

千葉市稲毛区選挙管理委員会規程（平成4年千葉市稲毛区選挙管理委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

千葉市稲毛区選挙管理委員会委員長 山木 学

第24条第2項中、「主任技師及び技師」を「主任技師、技師その他所要の職員」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

千葉県緑区選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る令和5年度の選挙人名簿の抄本の閲覧状況は、次のとおりである。

令和6年4月10日提出

千葉県緑区選挙管理委員会委員長 小 峰 敏 和

千葉県緑区選挙管理委員会告示第3号

令和5年度においては、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12の規定により準用する同法第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る在外選挙人名簿の抄本の閲覧がなかった。

令和6年4月10日提出

千葉県緑区選挙管理委員会委員長 小 峰 敏 和

申出者の氏名等	利用目的の概要	閲覧年月日	閲覧に係る選挙人の範囲
株式会社 読売新聞東京本社 編成局 世論調査部 世論調査部長 湯本 浩司 東京都千代田区大手町1-7-1	政治・選挙に関する世論調査	令和5年 5月2日	第8投票区 計45件
一般社団法人 新情報センター 事務局長 山本 恭久 東京都渋谷区恵比寿1-19-15	政治・選挙に関する統計調査	令和5年 5月23日	第2及び 第20投票区 計100件
一般社団法人 共同通信社 社長 水谷 亨 東京都港区東新橋1-7-1	政治・選挙に関する世論調査	令和5年 9月6日	第12及び第 20投票区 計24件
一般社団法人 新情報センター 事務局長 山本 恭久 東京都渋谷区恵比寿1-19-15	政治・選挙に関する統計調査	令和5年 9月20日	第20及び 第21投票区 計100件
一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦 東京都中央区銀座5-15-8	政治・選挙に関する世論調査	令和5年 11月14日	第6及び 第10投票区 計19件
一般社団法人 新情報センター 事務局長 山本 恭久 東京都渋谷区恵比寿1-19-15	政治・選挙に関する統計調査	令和6年 2月6日	第22投票区 計50件

千葉市農業委員会公告 第4号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第1項の規定により令和6年度第1回千葉市農業委員会総会を招集するので、千葉市農業委員会総会会議規則(昭和38年千葉市農業委員会規則第1号)第2条第2項の規定により公告します。

令和6年4月3日

千葉市農業委員会
会長 長谷部 衡平

1 日 時

令和6年4月15日(月) 9時30分

2 場 所

千葉中央コミュニティセンター8階 千鳥・海鷗

3 付議事項

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請について
- (3) 農地法第4条の規定による許可申請について(一時転用)
- (4) 農地法第5条の規定による許可申請について
- (5) 農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)
- (6) 特定生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について
- (7) 千葉市農用地利用集積計画(案)の決定について
- (8) 農用地利用集積等促進計画(案)の意見について
- (9) 令和6年度最適化活動の目標の設定等について

職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月4日

千葉市人事委員会委員長 酒 井 正 利

千葉市人事委員会規則第1号

職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する権限の一部を委任する規則(平成3年千葉市人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「修士課程又は」を「修士課程若しくは」に改め、「限る。）」の次に「又は公認心理師の資格を有する者」を加える。

附 則

この規則は、交付の日から施行する。

千葉市人事委員会公告第1号

令和6年度職員採用試験（上級）の実施について

職員の任用に関する規則に基づき、市長及び消防局長から通知のあった令和7年度採用予定の職及び職員数等のうち、上級（事務、技術、消防士）の採用について、競争試験によるものとし、次のとおり試験の方法と基準を定め実施することとしたので、公告します。

令和6年4月15日

千葉市人事委員会委員長 酒 井 正 利

1 試験区分、採用予定人員、職務内容

試験区分		採用予定人員 (人程度)	職務内容	
上 級	事務	行政A	65	市長部局、各行政委員会事務局等で、一般行政事務に従事（事務（福祉）は、主として保健福祉局、こども未来局及び各区保健福祉センター等で、各種福祉業務における相談・援助・指導及び福祉施策の企画・事業推進等の業務に従事。事務（児童福祉）は、主として児童相談所及び各区保健福祉センター等に勤務し、児童福祉に関する相談・援助・指導及び児童福祉施策の企画・事業推進等の業務に従事。事務（情報）は、主として情報経営部及び各情報システムの所管課等で、デジタル政策に関する企画、情報システムの構築・運用におけるプロジェクト管理等を行い、庁内外の関係者と調整・協力しながら、千葉市の行政デジタル化に向けた業務に従事。
		行政B	8	
		福祉	10	
		児童福祉	6	
		情報	若干名	
	技術	土木	13	市長部局等で、それぞれの専門技術的業務に従事
		建築	5	
		電気	若干名	
		機械	若干名	
		化学	5	
		造園	5	
		農業	若干名	
	消防士	行政	14	消防局、消防署等で、消火・救急・救助活動及び消防用設備等の設置指導、消防同意、危険物規制、火災原因調査、建物への立入検査等の消防業務に従事
		建築	5	
電気				
化学				
	救急士	4		

（注） 若干名とは、1～3人程度をいう。

2 受験資格

次の（1）から（3）までの要件をすべて満たす人

（1）次のいずれかに該当する人（消防士は次のアに該当する人に限る。）

- ア 日本国籍を有する人
- イ 出入国管理及び難民認定法による永住者
- ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者

（2）次のいずれにも該当しない人

- ア 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する人
- イ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

（3）それぞれの試験区分の要件に該当する人

試験区分		要件	
上 級	事務	行政A	《事務・技術・消防士の共通要件》 次のいずれかに該当する人 (1)平成8年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人 ただし、事務（行政B）は昭和39年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人、事務（児童福祉）は平成元年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人（いずれも学歴不問）
		行政B	
		福祉	
		児童福祉	
		情報	
	技術	土木	(2)平成15年4月2日以降に生まれた人で、次のいずれかに該当する人 ア 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人または令和7年3月31日までに卒業見込みの人 イ 人事委員会がアと同等の資格があると認める人
		建築	
		電気	《事務（児童福祉）のみの資格要件》 児童福祉司任用資格取得（見込み）の人
		機械	《事務（情報）のみの資格要件》 別表の情報処理技術者試験（「情報処理の促進に関する法律」に基づき経済産業省が認定する国家試験で平成28年度以前に実施されていた情報処理技術者試験を含む。）又は情報処理安全確保支援士試験の（ア）～（テ）のうち、いずれかの試験に合格している人
		化学	
		造園	
		農業	

上級	消防士	《消防士(救急救命士)のみの資格要件》 救急救命士免許取得(見込み)の人
	行政	
	建築	
	電気	
	化学	

別表

(ア) 基本情報技術者試験
(イ) 応用情報技術者試験
(ウ) ITストラテジスト試験
(エ) システムアーキテクト試験
(オ) プロジェクトマネージャ試験
(カ) ネットワークスペシャリスト試験
(キ) データベーススペシャリスト試験
(ク) ITサービスマネージャ試験
(ケ) システム監査技術者試験
(コ) 情報セキュリティマネジメント試験
(サ) 情報処理安全確保支援士試験
(シ) 情報セキュリティスペシャリスト試験
(ス) システムアナリスト試験
(セ) アプリケーションエンジニア試験
(ソ) ソフトウェア開発技術者試験
(タ) テクニカルエンジニア試験(データベース、システム管理、ネットワーク、情報セキュリティのいずれか)
(チ) 上級システムアドミニストレータ試験
(ツ) プロダクションエンジニア試験
(テ) 第一種情報処理技術者試験

3 受付方法・期間

(1) 受付方法

電子申請(インターネットによる申込み)

※電子申請を利用できない場合は郵送による申込みも可。

(2) 期間

令和6年5月8日(水)午前9時から5月21日(火)午後5時まで(5月21日(火)午後5時までに受信されたものに限る。)

4 試験の日時・場所、合格発表(予定)

試験	日時	場所・方法	合格発表
第一次試験	(午前) 【事務、消防士(行政、救急救命士)】 教養試験(択一式)	令和6年6月16日(日) 集合・着席 【事務、消防士(行政、救急救命士)】 午前9時 (午前8時30分から受付) 試験開始:午前9時30分	千葉市立花園中学校 又は 千葉市立千葉高等学校 又は 千葉市役所本庁舎 【面談試験、集団討論試験、体力検査対象者の発表】 令和6年6月21日(金) 対象者のみに電子メールにより通知する。
	(午後) 【事務(行政A、福祉、情報、技術、消防士(建築、電気、化学)専門試験(択一式)】 【消防士(救急救命士)】 論文試験	午後0時50分 (午後0時20分から受付) 試験開始:午後1時20分 試験終了: 1 事務(行政B) 午前10時30分 2 事務(児童福祉)、 消防士(行政) 正午 3 消防士(救急救命士) 午後2時20分 4 【事務(行政A、福祉、情報)、 技術、消防士(建築、電気、化学)】 午後3時20分	

	【事務（行政A、福祉、児童福祉）、技術】 面談試験 【事務（情報）】 面談試験（WEB方式） 【事務（行政B）】 集団討論試験	令和6年6月27日（木） ～7月3日（水）のうち1日	千葉中央コミュニティセンター又は千葉市役所本庁舎又はWEB方式	【第一次試験合格発表】 令和6年7月8日（月） 合格者のみに電子メールにより通知する。
	【消防士】 体力検査	令和6年6月25日（火） 及び26日（水）のうち1日	千葉市消防学校	
第二次試験	【全試験区分】 適性検査	令和6年7月8日（月）午前9時 ～11日（木）午後5時	WEB方式	【第二次試験合格発表】 令和6年8月中旬～下旬 合格者のみに文書により通知する。
	【事務、技術、消防士（行政、建築、電気、化学）】 論文試験	令和6年7月13日（土）	千葉市役所本庁舎	
	【全試験区分】 面接試験	令和6年7月18日（木） ～8月2日（金）のうち1日	千葉市役所本庁舎	

- (注) 1 第一次試験で実施する面談試験、集団討論試験及び体力検査の対象者については、筆記試験（択一式）の結果に基づいて決定する。
- 2 千葉市職員募集ホームページ（city.chiba.jp/jinji/boshu/）でも、第一次試験で実施する面談試験、集団討論試験及び体力検査の対象者、第一次試験及び第二次試験合格者の受験番号を発表日以後1週間掲載する。
- 3 第二次試験は第一次試験の合格者に対して実施する。

5 試験の方法・配点・内容

試験方法		配点	試験内容
第一次試験	筆記試験 【事務（行政A、福祉、児童福祉、情報）、消防士（行政）】 消防士（行政、救急救命士） 教養試験 （択一式 150分）	【事務（行政A、福祉、児童福祉、情報）、消防士（行政）】 100点 【消防士（救急救命士）】 50点	公務員として必要な一般教養について、大学卒業程度の活字印刷文による筆記試験【55問中45問選択解答】 ※知識分野（社会科学、人文科学、自然科学） 30問中20問選択解答 知能分野（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈） 25問全問解答
	【事務（行政B）】 教養試験 （択一式 60分）	100点	論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための活字印刷文による筆記試験【60問全問解答】
第一次試験	筆記試験 【事務（行政A、福祉、情報）、技術、消防士（建築、電気、化学）】 専門試験 （択一式 120分）	【事務（行政A、福祉、情報）、消防士（建築、電気、化学）】 100点 【技術】 200点	試験区分に応じた専門的知識（別表1「専門試験出題分野一覧表」のとおり）について、大学卒業程度の活字印刷文による筆記試験【事務（行政A）は50問中40問選択解答、その他は40問全問解答】
	【消防士（救急救命士）】 論文試験 （記述式 60分）	150点	与えられたテーマについて記述する筆記試験（800字程度）
	【事務（行政A、福祉、児童福祉、情報）、技術】 面談試験	200点	主として人物、性格等についての個別面談による試験（態度、表現力、積極性、協調性、ストレス耐性等）
	【事務（行政B）】 集団討論試験	200点	与えられたテーマに対する討論形式での口述試験（態度、表現力、積極性、指導力、協調性、社会性等）
	【消防士】 体力検査	【消防士（行政）（建築、電気、化学）】 100点 【消防士（救急救命士）】 200点	職務遂行に必要な体力についての検査（握力、反復横とび、立ち幅とび、腕立て伏せ、シャトルラン）

第二次試験	【全試験区分】 適性検査	—	性格適性及び職務適性等についての検査 (面接試験の参考とする。)
	【事務(行政A、福祉、 児童福祉、情報)、技術、 消防士(建築、電気、化学)] 論文試験 (記述式60分)	50点	与えられたテーマについて記述する筆記試験 (800字程度)
	【事務(行政B)、消防士(行政)] 自己PR論文試験 (記述式60分)	50点	自己PRできる経験や成果について記述する筆記試験 (800字程度)
	【全試験区分】 面接試験	150点	主として人物、性格等についての個別面接による試験 (態度、表現力、積極性、協調性、専門性、堅実性、ストレス耐性等)
	【事務(行政B)] 語学加算	10点	英語、中国語、韓国語について高度な語学力を有し、 「語学加算対象一覧表」(別表2)の要件に該当する 場合に加点する。
	【消防士] 身体検査	—	消防士としての職務遂行に必要な健康度等の検査(医 療機関等で受診し、作成された健康診断書の提出を求 める。) ※結果は面接試験の評価における資料とする。

- (注) 1 第一次試験の合格者は、筆記試験の結果と、他の試験の結果
(事務・技術の場合は面接試験又は集団討論試験の結果、消防
士の場合は体力検査の結果)を総合して決定する。
- 2 消防士(救急救命士)について、第一次試験における論文試
験の採点の対象は、第一次試験で実施する体力検査の対象者
のみとする。
- 3 消防士の身体検査における主な基準は次のとおりとする。
- ・視力: 矯正視力を含み両眼で0.7以上かつ一眼でそれぞれ0.3以上
 - ・聴力: 左右とも正常であること
- 4 最終合格者は、第二次試験の結果により決定し、第一次試験
の結果は反映しない。

別表1 専門試験出題分野一覧表

試験区分		出題分野
上級	事務	行政A 政治学、行政学、憲法、行政法、民法、労働法、経済学、財政学、社会政策、 国際関係、経営学、教育学、社会福祉概論(社会保障を含む。)、社会学概論
		福祉 社会福祉概論(社会保障を含む。)、社会学概論、心理学概論(社会 心理学を含む。)、社会調査
		情報 基礎理論、コンピュータシステム、技術要素、開発技術、プロジェ クトマネジメント、サービスマネジメント、システム戦略、経営戦 略、企業と法務
	技術	土木 数学・物理・情報、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計 画、土木計画、材料・施工
		建築 数学・物理・情報、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構 造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工
		電気 数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電 力工学、電子工学、情報・通信工学
機械 数学・物理・情報、材料力学、流体力学、熱工学、電気工学、機械 力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作		
化学 数学・物理・情報、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化 学、有機化学・有機工業化学、化学工学		
上級	消防士	造園 造園学原論、造園材料・施工、造園管理、造園計画・設計(都市・ 地方計画を含む。)、造園関連基礎
		農業 栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、 土壌肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般
		建築 数学・物理・情報、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構 造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工
上級	消防士	電気 数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電 力工学、電子工学、情報・通信工学
		化学 数学・物理・情報、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化 学、有機化学・有機工業化学、化学工学

別表2 語学加算対象一覧表

対象試験等名称		加点対象
英語	実用英語技能検定試験	準1級以上
	TOEIC	730点以上
	TOEFL(iBT)	80点以上
	TOEFL(PBT)	550点以上
	国際連合公用語英語検定試験	B級以上

中国語	中国語検定試験	準1級以上
	中国語コミュニケーション能力検定	700点以上
韓国語	韓国語能力試験	5級以上
	ハングル能力検定試験	2級以上

- 6 採用予定年月日
令和7年4月1日（繰上げ採用もあり）
- 7 採用候補者名簿の有効期間
採用候補者名簿の有効期間は3年とする。
- 8 例題等の公表
教養試験及び専門試験の例題並びに論文試験及び自己PR論文試験の過去の課題について、次の方法により公表するものとする。
 (1) 千葉県職員募集ホームページへの掲載
 (2) 行政資料室及び図書館（分館を除く。）での閲覧
 (3) 人事委員会事務局での閲覧

- 9 試験結果について
この採用試験の結果については、照会することができるものとする。

対象者	内容												請求期間	
	第一次試験						第二次試験							
	教養試験、専門試験の得点	論文試験の得点	面談試験、集団討論試験及び体力検査の対象となった者の最低点※	面談試験、集団討論試験及び体力検査の得点	総合得点	総合順位	合格最低点※	論文試験の得点	面接試験の得点	総合得点	総合順位	合格最低点※		
第一次試験不合格者	面談試験、集団討論試験及び体力検査の対象とならなかった者	○	-	○	-	○	○	○	-	-	-	-	-	第二次試験合格発表日から令和6年8月30日(金)まで
	面談試験、集団討論試験及び体力検査の対象者	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	

第二次試験受験者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第二次試験合格発表日から令和6年8月30日(金)まで
----------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----------------------------

- (注) 1 途中で辞退した場合も、既受験した試験の得点等については情報提供する。
 2 ※印の項目は、千葉県職員募集ホームページにも掲載する。

千葉市人事委員会公告第2号

令和6年度職員採用選考（獣医師等）の実施について

職員の任用に関する規則に基づき、市長から請求のあった獣医師等の採用について、選考によるものとし、次のとおり選考の方法と基準を定め実施することとしたので、公告します。

令和6年4月15日

千葉市人事委員会委員長 酒井正利

1 選考区分、採用予定人員、職務内容

選考区分	採用予定人員 (人程度)	職務内容	
資格免許職 (行政)	獣医師	4	保健所、動物保護指導センター、環境保健研究所等で、食品衛生監視、環境衛生監視、動物保護指導、感染症対策及び各種検査等の専門的業務に従事
	薬剤師	若干名	保健所、環境保健研究所等で、薬事監視、食品衛生監視、環境衛生監視、感染症対策及び各種検査等の専門的業務に従事
	保健師	15	保健所、各区保健福祉センター等で、保健指導等の専門的業務に従事
	心理士A	8	児童相談所、障害者相談センター等で、心理判定や心理的相談・支援等の専門的業務に従事
	心理士B		

2 受験資格

次の(1)から(3)までの要件をすべて満たす人

(1) 次のいずれかに該当する人

- ア 日本国籍を有する人
- イ 出入国管理及び難民認定法による永住者
- ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者

(2) 次のいずれにも該当しない人

- ア 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する人

イ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

(3) それぞれの選考区分の要件に該当する人

選考区分	要件	
資格免許職 (行政)	獣医師	平成元年4月2日以降に生まれた人で、獣医師免許取得（見込み）の人
	薬剤師	平成元年4月2日以降に生まれた人で、薬剤師免許取得（見込み）の人
	保健師	平成元年4月2日以降に生まれた人で、保健師免許取得（見込み）の人
	心理士A	昭和54年4月2日以降に生まれた人で、次のいずれかに該当する人 ア 学校教育法による大学院において心理学の課程を修了した人又は令和7年3月31日までに修了見込みの人 イ 学校教育法による大学（短期大学を除く。）において心理学を専攻して卒業し、児童相談所等での職務経験を2年以上有する人（令和7年3月31日現在） ※「児童相談所等での職務経験」とは、児童相談所のほか、障害者福祉センターや発達支援センター等の福祉施設や児童施設、病院、民間企業等での、心理判定や心理的相談・支援等の業務に関する職務経験をいう。
心理士B	昭和54年4月2日以降に生まれた人で、次のいずれかに該当する人 ア 学校教育法による大学（短期大学を除く。）において心理学を専攻して卒業した人又は令和7年3月31日までに卒業見込みの人 イ 学校教育法による大学院において心理学の課程を修了した人又は令和7年3月31日までに修了見込みの人	

3 受付方法・期間

(1) 受付方法

電子申請（インターネットによる申込み）

※電子申請を利用できない場合は郵送による申込みも可。

(2) 期間

令和6年5月8日（水）午前9時から5月21日（火）午後5時まで（5月21日（火）午後5時までに受信されたものに限る。）

4 選考の日時・場所・方法・合格発表（予定）

選考	日時	場所・方法	合格発表
【心理士A】 専門論文試験	令和6年5月8日(水) 午前9時～21日(火) 午後5時	WEB方式 (期日までに人事委員会 事務局まで提出)	【面接試験対象者の発表】 令和6年6月14日(金) 対象者のみに電子メール により通知する。
【獣医師、薬剤師、 保健師、心理士B】 筆記試験 (択一式)	令和6年6月16日(日) 集合・着席： 【心理士B】 午前9時 (午前8時30分から受付) 試験開始：午前9時30分 【獣医師、薬剤師、保健師】 午後0時50分 (午後0時20分から受付) 試験開始：午後1時20分 試験終了： 1 獣医師、薬剤師、保健師 午後3時20分 2 心理士B 午後4時55分 ※心理士Bは第二次選考の論文 試験を筆記試験時に実施する。	千葉市立花園中学校 又は 千葉市立千葉高等学校 又は 千葉市役所本庁舎 受験票送付時に試験会場 を指定する。	【第一次選考合格発表】 令和6年6月21日(金) 合格者のみに電子メール により通知する。
【心理士A】 面接試験	令和6年6月27日(木)～ 7月3日(水)のうち一日	WEB方式	【第一次選考合格発表】 令和6年7月8日(月) 合格者のみに電子メール により通知する。

第一次選考

第二次選考	適性検査	【獣医師、薬剤師、 保健師、心理士B】 令和6年6月21日(金)午前9時 ～26日(水)午後5時 【心理士A】 令和6年7月8日(月)午前9時 ～11日(木)午後5時	WEB方式	【第二次選考合格発表】 令和6年8月中旬～下旬
	【獣医師、薬剤師、 保健師、心理士B】 論文試験	令和6年7月13日(土) ※心理士Bは論文試験を第 一次選考の筆記試験時に 実施する。	千葉市役所本庁舎	合格者のみに文書 により通知する。
	面接試験	令和6年7月18日(木) ～8月2日(金)のうち1日	千葉市役所本庁舎	

- (注) 1 心理士Aについて、第一次選考で実施する面接試験の対象者については、専門論文試験の結果に基づいて決定する。
- 2 千葉市職員募集ホームページ (city.chiba.jp/jinji/boshu/) でも、第一次選考で実施する面接試験の対象者並びに第一次選考及び第二次選考の合格者の受験番号を発表日以後1週間掲載する。
- 3 第二次選考は第一次選考の合格者に対して実施する。

5 選考の方法・配点・内容

選考	方法	配点	選考内容
第一次選考	【心理士A】 専門論文試験	50点	心理に関する専門的知識等について論述する試験 (800字程度) (面接試験の参考とする。)
	【心理士B】 教養試験 (択一式150分)	80点	公務員として必要な一般教養について、大学卒業程度の 活字印刷文による筆記試験【55問中45問選択解答】 ※知識分野(社会科学、人文科学、自然科学) 30問中20問選択解答 知能分野(文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈) 25問全問解答

- (注) 1 途中で辞退した場合も、既に受験した試験の得点等については情報提供する。
- 2 ※印の項目は、千葉市職員募集ホームページにも掲載する。

千葉市人事委員会公告第3号

令和6年度職員採用試験（中級、初級、保育士）の実施について
 職員の任用に関する規則に基づき、市長、消防局長及び教育委員会から通知のあった令和7年度採用予定の職及び職員数等のうち、中級（学校事務）、初級（事務、学校事務、消防士）及び保育士の採用について、競争試験によるものとし、次のとおり試験の方法と基準を定め実施することとしたので、公告します。

令和6年4月15日

千葉市人事委員会委員長 酒 井 正 利

1 試験区分、採用予定人員、職務内容

試験区分		採用予定人員 (人程度)	職務内容	
中級	学校事務	若干名	千葉市立の小・中・中等教育学校・特別支援学校で、学校事務に従事	
初級	事務	8	市長部局、各行政委員会事務局等で、一般行政事務に従事	
	技術（土木）	若干名	市長部局等で、土木の専門技術的業務に従事	
	学校事務	若干名	千葉市立の小・中・中等教育学校・特別支援学校で、学校事務に従事	
	消防士	行政	18	消防局、消防署等で、消火・救急・救助活動、火災予防・指導、火災原因調査等の消防業務に従事
		救急救命士	4	
	保育士	18	保育所、児童相談所等で、児童の保育に従事	

(注) 若干名とは、1～3人程度をいう。

2 受験資格

次の（1）から（3）までの要件をすべて満たす人

- (1) 次のいずれかに該当する人（消防士は次のアに該当する人に限る。）

- ア 日本国籍を有する人
 - イ 出入国管理及び難民認定法による永住者
 - ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の
出入国管理に関する特例法による特別永住者
- (2) 次のいずれにも該当しない人
- ア 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する人
 - イ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人(心神耗弱を原因とするもの以外)
- (3) それぞれの試験区分の要件に該当する人

試験区分		要件
中級	学校事務	平成11年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人 (学歴不問)
	事務 技術(土木) 学校事務	平成15年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人 (学歴不問)
初級	行政	
	消防士 救急救命士	平成15年4月2日から平成19年4月1日までに生まれ、 救急救命士免許取得(見込み)の人
保育士		平成元年4月2日以降に生まれ、保育士資格取得(見込み)の人

3 受付方法・期間 (1) 受付方法

電子申請(インターネットによる申込み)

※電子申請を利用できない場合は郵送による申込みも可。

(2) 期間

令和6年7月31日(水)午前9時から8月13日(火)午後5時まで(8月13日(火)午後5時までに受信されたものに限る。)

4 試験の日時・場所、合格発表(予定)

試験	日時	場所・方法	合格発表
【保育士】 専門試験(択一式)	令和6年9月22日(日) 集合・着席:午後1時 (午後0時30分から受付) 試験開始:午後1時20分 試験終了:午後2時50分	千葉市役所本庁舎	【体力検査対象者の発表】 初級消防士 令和6年10月4日(金)
第一次試験 (午前) 【中級、初級】 教養試験(択一式) (午後) 【中級、初級技師(土木)】 専門試験(択一式) 【初級消防士(救急救命士)】 論文試験(記述式)	令和6年9月29日(日) 集合・着席:午前9時 (午前8時30分から受付) 試験開始:午前9時30分 試験終了: 1 初級(事務、学校事務、消防士(行政)) 午前11時30分 2 初級消防士(救急救命士) 午後2時20分 3 中級、初級技術(土木) 午後3時20分	千葉市立幕張本郷中学校 又は 千葉市立千葉高等学校 受験票送付時に試験会場を指定する。	
	【初級消防士】 体力検査	令和6年10月8日(火)及び11日(金)のうち1日	
第二次試験	適性検査	【中級、初級(事務、技術(土木)、学校事務)、保育士】 令和6年10月10日(木)午前9時~15日(火)午後5時 【初級消防士】 令和6年10月18日(金)午前9時~23日(水)午後5時	WEB方式
	論文試験(記述式)	【中級、初級(事務、技術(土木)、学校事務)、保育士】 令和6年10月19日(土) 【初級消防士(行政)】 令和6年10月26日(土)	千葉市役所本庁舎
	面接試験等	【保育士】 令和6年10月下旬~11月上旬の土・日曜日、祝日のうち1日 【中級、初級(事務、技術(土木)、学校事務)】 令和6年10月21日(月)~25日(金)のうち1日 【初級消防士】 令和6年11月5日(火)及び6日(水)のうち1日	千葉市役所本庁舎
			【第一次試験合格発表】 1 中級、初級(事務、技術(土木)、学校事務)、保育士 令和6年10月10日(木) 2 初級消防士 令和6年10月18日(金) 合格者のみに電子メールにより通知する。
			令和6年11月中旬~下旬 合格者のみに文書により通知する。

- (注) 1 初級消防士の第一次試験で実施する体力検査の対象者については、教養試験(択一式)の結果に基づいて決定する。
- 2 千葉県職員募集ホームページ(city.chiba.jp/jinji/boshu/)でも、第一次試験で実施する体力検査の対象者及び合格者の受験番号を発表日以後1週間掲載する。
- 3 第二次試験は第一次試験の合格者に対して実施する。

5 試験の方法・配点・内容

試験方法		配点	試験内容
第一次試験	筆記試験	【中級、初級】 教養試験 (択一式) 中級：150分 初級：120分	【中級、初級(事務、技術(土木)、 学校事務、消防士(行政))】 100点 【初級消防士(救急救命士)】 50点 公務員として必要な一般教養について、中級は短期大学卒業程度、初級は高等学校卒業程度の活字印刷文による筆記試験【50問全問解答】 ※中級：社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈 ※初級：現代社会、倫理、政治・経済、地理、日本史、世界史、国語、数学、物理、化学、生物、地学、文章理解(英文を含む。)、判断推理、数的推理、資料解釈等
		【中級、初級技術(土木)、保育士】 専門試験 (択一式) 中級、初級技術(土木)：120分 保育士：90分	100点 試験区分に応じた専門的知識(別表「専門試験出題分野一覧表」のとおり)について、中級は短期大学卒業程度、初級は高等学校卒業程度の活字印刷文による筆記試験【中級、初級技術(土木)は40問、保育士は30問全問解答】
		【初級消防士(救急救命士)】 論文試験 (記述式60分)	150点 与えられたテーマについて記述する筆記試験(800字程度)
	【初級消防士】 体力検査	【初級消防士(行政)】 100点 【初級消防士(救急救命士)】 200点 職務遂行に必要な体力についての検査(握力、反復横とび、立ち幅とび、腕立て伏せ、シャトルラン)	
第二次試験	【全試験区分】 適性検査	—	性格適性及び職務適性等についての検査(面接試験の参考とする。)
	【中級、初級(事務、技術(土木)、学校事務、 消防士(行政))、保育士】 論文試験 (記述式60分)	50点	与えられたテーマについて記述する筆記試験(800字程度)
	【中級、初級】 面接試験	150点	主として人物、性格等についての個別面接による試験(態度、表現力、積極性、協調性、専門性(初級を除く。)、堅実性、ストレス耐性等)

第二次試験	【保育士】 面接試験 (実技を含む。)	150点	主として人物、性格等についての個別面接による試験(態度、表現力、積極性、協調性、専門性、堅実性、ストレス耐性等)及びあらかじめ指定された課題についての実技試験
	【初級消防士】 身体検査	—	消防士としての職務遂行に必要な健康度等の検査(医療機関等で受診し、作成された健康診断書の提出を求める。) ※結果は面接試験の評価における資料とする。

- (注) 1 第一次試験の合格者は、教養試験(中級、初級)、専門試験(中級、初級技術(土木)、保育士)、論文試験(初級消防士(救急救命士))及び体力検査(初級消防士)の結果を総合して決定する。
- 2 初級消防士(救急救命士)について、第一次試験における論文試験の採点の対象は、体力検査の対象者のみとする。
- 3 消防士の身体検査における主な基準は次のとおりとする。
- ・視力：矯正視力を含み両眼で0.7以上かつ一眼でそれぞれ0.3以上
 - ・聴力：左右とも正常であること
- 4 最終合格者は、第二次試験の結果により決定し、第一次試験の結果は反映しない。

別表 専門試験出題分野一覧表

試験区分		出題分野
中級	学校事務	政治学・行政学、社会学・社会事情、憲法、行政法、民法、経済学、財政学、国際関係
初級技術(土木)		数学・物理・情報、土木構造設計(構造力学、構造設計)、土木基礎力学(水理学、土質力学)、測量、社会基礎工学、土木施工
保育士		社会福祉、子ども家庭福祉(社会的養護を含む。)、保育の心理学、保育原理・保育内容、子どもの保健

- 6 採用予定年月日
令和7年4月1日(繰上げ採用もあり)

7 採用候補者名簿の有効期間

採用候補者名簿の有効期間は1年とする。

8 例題等の公表

教養試験及び専門試験の例題並びに論文試験及び面接試験における実技（保育士）の過去の課題について、次の方法により公表するものとする。

- (1) 千葉市職員募集ホームページへの掲載
- (2) 行政資料室及び図書館（分館を除く。）での閲覧
- (3) 人事委員会事務局での閲覧

9 試験結果について

この採用試験の結果については、照会することができるものとする。

試験区分	対象者	内容											請求期間		
		第一次試験					第二次試験								
		教養試験の得点	専門試験の得点	論文試験の得点	体力検査の対象となった者の順位※	体力検査の得点	総合得点	総合順位	合格基準点※	論文試験の得点	面接試験の得点	総合得点	総合順位	合格基準点※	
中級	第一次試験 不合格者	○	○	/	/	/	○	○	○	-	-	-	-	-	第二次試験合格発表日から令和6年12月13日（金）まで
	第二次試験 受験者	○	○	/	/	/	○	○	○	○	○	○	○	○	第二次試験合格発表日から令和6年12月13日（金）まで
初級 （事務、技術（土木）、学校事務）	第一次試験 不合格者	○	○	/	/	/	○	○	○	-	-	-	-	-	第二次試験合格発表日から令和6年12月13日（金）まで
	第二次試験 受験者	○	○	/	/	/	○	○	○	○	○	○	○	○	第二次試験合格発表日から令和6年12月13日（金）まで
保育士	第一次試験 不合格者	/	○	/	/	/	○	○	○	-	-	-	-	-	第二次試験合格発表日から令和6年12月13日（金）まで
	第二次試験 受験者	/	○	/	/	/	○	○	○	○	○	○	○	○	第二次試験合格発表日から令和6年12月13日（金）まで
初級消防士	第一次試験 体力検査の対象とならなかった者	○	/	/	/	/	○	○	○	-	-	-	-	-	第二次試験合格発表日から令和6年12月13日（金）まで
	第二次試験 受験者	○	/	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	第二次試験合格発表日から令和6年12月13日（金）まで

(注) 1 途中で辞退した場合も、既に受験した試験の得点等については情報提供する。
 2 ※印の項目は、千葉市職員募集ホームページにも掲載する。

千葉市人事委員会公告第4号

令和6年度職員採用選考（栄養士等）の実施について

職員の任用に関する規則に基づき、市長及び教育委員会から請求のあった栄養士等の採用について、選考によるものとし、次のとおり選考の方法と基準を定め実施することとしたので、公告します。

令和6年4月15日

千葉市人事委員会委員長 酒 井 正 利

1 選考区分、採用予定人員、職務内容

選考区分	採用予定人員 (人程度)	職務内容
資格免許職（行政） 栄 養 士	若干名	保育所、各区保健福祉センター等で、栄養業務（保育所では調理有）に従事
学校栄養職員	若干名	千葉市立の小学校、学校給食センター等で、栄養業務に従事
看 護 師	若干名	保育所等で、乳幼児の保育及び健康管理に従事

(注) 若干名とは、1～3人程度をいう。

2 受験資格

次の(1)から(3)までの要件をすべて満たす人

(1) 次のいずれかに該当する人

- ア 日本国籍を有する人
- イ 出入国管理及び難民認定法による永住者
- ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者

(2) 次のいずれにも該当しない人

- ア 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する人
- イ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心身耗弱を原因とするもの以外）

(3) 次の要件に該当する人

選考区分		要件
資格 免許職 (行政)	栄養士	平成元年4月2日以降に生まれた人で栄養士免許取得 (見込み)の人
	学校栄養職員	
	看護師	昭和39年4月2日以降に生まれた人で看護師免許取得 (見込み)の人

3 受付方法・期間

(1) 受付方法

電子申請 (インターネットによる申込み)

※電子申請を利用できない場合は郵送による申込みも可。

(2) 期間

令和6年7月31日(水)午前9時から8月13日(火)午後5時
時まで(8月13日(火)午後5時までに受信されたものに限る。)

4 選考の日時・場所・合格発表(予定)

選考	日時	場所・方法	合格発表
第一次選考	令和6年9月29日(日) 【看護師】 集合・着席:午前9時 (午前8時30分から受付) 試験開始:午前9時30分 試験終了:午前10時30分	千葉県立幕張本郷中学校又は 千葉県立千葉高等学校 受験票送付時に試験会場を 指定する。	令和6年10月10日(木) 合格者のみに電子メールにより 通知する。
	【栄養士、学校栄養職員】 集合・着席:午後0時50分 (午後0時20分から受付) 試験開始:午後1時20分 試験終了:午後3時20分		
第二次選考	【全選考区分】 適性検査 令和6年10月10日(木) 午前9時~15日(火) 午後5時	WEB方式	令和6年11月中旬~下旬 合格者のみに文書により 通知する。
	【栄養士、学校栄養職員】 論文試験	千葉県役所本庁舎	
	【全選考区分】 面接試験	千葉県役所本庁舎	

- (注) 1 千葉市職員募集ホームページ (city.chiba.jp/jinji/boshu) でも、合格者の受験
番号を発表日以後1週間掲載する。
2 第二次選考は第一次選考の合格者に対して実施する。

5 選考の方法・配点・内容

選考方法	配点	選考内容
【栄養士、学校栄養職員】 専門試験 (択一式 120分)	100点	下記の専門的知識について、短期大学卒業程度の活字 印刷文による筆記試験【40問全問解答】 社会生活と健康、人体の構造と機能、食品と衛生、栄養と健康、 栄養の指導、給食の運営
【看護師】 論文試験 (記述式 60分)	100点	与えられたテーマについて記述する筆記試験 (800字程度)
【全選考区分】 適性検査	—	性格適性及び職務適性等についての検査 (面接試験の参考とする。)
【栄養士、学校栄養職員】 論文試験 (記述式 60分)	50点	与えられたテーマについて記述する筆記試験 (800字程度)
【全試験区分】 面接試験	150点	主として人物、性格等についての個別面接による試験 (態度、表現力、積極性、協調性、専門性、堅実性、 ストレス耐性等)

- (注) 1 第一次選考の合格者について、栄養士及び学校栄養職員は専門試験、看
護師は論文試験の結果で決定する。2 最終合格者は第二次選考の結果により決定し、第
一次選考の結果は反映しない。

6 採用予定年月日

令和7年4月1日(繰上げ採用もあり)

7 合格者名簿の有効期間

合格者名簿の有効期間は1年とする。

8 例題等の公表

専門試験の例題並びに論文試験の過去の課題について、次の方法により
公表するものとする。

- 千葉市職員募集ホームページへの掲載
- 行政資料室及び図書館(分館を除く。)での閲覧
- 人事委員会事務局での閲覧

9 選考結果について

この採用選考の結果については、照会することができるものとする。

選考区分	対象者	内容								請求期間		
		第一次選考				第二次選考						
		専門試験の得点	論文試験の得点	総合得点	総合順位	合格最低点※	論文試験の得点	面接試験の得点	総合得点		総合順位	合格最低点※
栄養士 学校栄養職員	第一次選考 不合格者	○	/	○	○	○	-	-	-	-	-	第二次選考合格発表 日から令和6年12 月13日(金)まで
	第二次選考 受験者	○	/	○	○	○	○	○	○	○	○	第二次選考合格発表 日から令和6年12 月13日(金)まで
看護師	第一次選考 不合格者	/	○	○	○	○	/	-	-	-	-	第二次選考合格発表 日から令和6年12 月13日(金)まで
	第二次選考 受験者	/	○	○	○	○	/	○	○	○	○	第二次選考合格発表 日から令和6年12 月13日(金)まで

(注) 1 途中で辞退した場合も、既に受験した試験の得点等については情報提供する。
2 ※印の項目は、千葉市職員募集ホームページにも掲載する。

千葉市人事委員会公告第5号

令和6年度民間企業等職務経験者を対象とした職員採用試験の実施について

職員の任用に関する規則に基づき、市長から通知のあった令和7年度採用予定の職及び職員数等のうち、民間企業等職務経験者を対象とした職員の採用について、競争試験によるものとし、次のとおり試験の方法と基準を定め実施することとしたので、公告します。

令和6年4月15日

千葉市人事委員会委員長 酒 井 正 利

1 試験区分、採用予定人員、職務内容

試験区分	採用予定人員 (人程度)	職務内容
事務	行政	5 市長部局、各行政委員会事務局等で、一般行政事務に従事
	情報	若干名 主として情報経営部及び各情報システムの所管課等で、デジタル政策に関する企画、情報システムの構築・運用におけるプロジェクト管理を行い、庁内外の関係者と調整・協力しながら、千葉市の行政デジタル化に向けた業務に従事
	学芸員	若干名 主として教育委員会事務局等で、文化財保護、埋蔵文化財の発掘調査・研究、普及・啓発、博物館業務等に従事
技術	土木	4 市長部局等で、土木工事の設計及び監督、都市計画に係る企画及び調整、土地区画整理事業の計画及び施工、道路施策の企画・立案、都市交通体系の企画等の業務に従事
	建築	若干名 市長部局等で、公共施設の建築工事の設計及び監督、建築確認申請の審査及び検査、住宅施策の企画・立案等の業務に従事
	電気	若干名 市長部局等で、公共施設の電気設備工事の設計及び監督、清掃工場・下水処理場等の市施設に係る電気設備の維持管理及び整備等の業務に従事
	機械	若干名 市長部局等で、公共施設の機械設備工事の設計及び監督、清掃工場・下水処理場等の市施設に係る機械設備の維持管理及び整備等の業務に従事
	造園	若干名 市長部局等で、公園・緑地の整備や管理、緑地の保全、緑地の推進、農業の経営支援・生産振興等の業務に従事
	畜産	若干名 市長部局等で、動物の飼育及び診療(獣医師免許を有する場合)、家畜の改良増殖及び畜産環境整備などの業務に従事
	農業	若干名 市長部局等で、スマート農業技術の普及、農業法人の誘致、食のブランド化推進など、千葉市農業の成長産業化に向けた業務に従事
保育士	若干名 保育所及び児童相談所等で、児童の保育に従事	

(注) 若干名とは、1～3人程度をいう。

2 受験資格

次の(1)から(3)までの要件をすべて満たす人

(1) 次のいずれかに該当する人

- ア 日本国籍を有する人
- イ 出入国管理及び難民認定法による永住者
- ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者

(2) 次のいずれにも該当しない人

- ア 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する人
- イ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人(心神耗弱を原因とするもの以外)

(3) 次の要件に該当する人

ア 事務・技術

要 件	
事 務 ・ 技 術 共 通	1 昭和39年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人(学歴不問)
	2 民間企業等での職務経験が直近10年(平成26年8月1日から令和6年7月31日まで)中に6年以上ある人 (注) 1 「民間企業等での職務経験」には、会社員、自営業者、公務員等として、週あたり30時間以上の勤務を1年以上継続して就業していた期間や、青年海外協力隊等で1年以上継続して活動していた期間が該当するものとする。
	2 「民間企業等での職務経験」は、各試験区分の要件に該当するものに限る。
	3 職務経験が複数ある場合は、通算することができる。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限る。
4 申込日現在で千葉市職員(任期の定めのない職員に限る。)である者は、受験できない。	

試験区分	要 件		
各 試 験 区 分	事務	行政	職務経験は、当該試験区分に関連するものに限らない。
		情報	職務経験は、情報システムの開発、管理、運用等の職務経験とする。
		学芸員	1 博物館法第5条に規定する学芸員資格を有すること。 2 職務経験は、埋蔵文化財に係る発掘調査及び遺物整理の職務経験とする。 3 遺跡発掘調査報告書の執筆歴を2以上有すること。
技 術	畜産	土木	職務経験は、各試験区分の職務内容に関連した職務経験とする。
		建築	
		電気	
		機械	
		造園	
畜産	畜産	職務経験は、動物園や水族館等での動物飼育及び診療、研究、企画・運営の職務経験とする。 ※「動物園や水族館等」とは、公益社団法人日本動物園水族館協会の正会員である動物園・水族館、博物館法に定める登録博物館・博物館相当施設に該当する動物園・水族館をいう。	
	農業	職務経験は、国、地方公共団体、農業コンサルティング会社等の組織における農業に関する施策の企画立案、試験研究、生産技術・経営の支援等の職務経験とする。 ※「農業」とは、耕種(稲作、畑作、露地野菜、施設野菜等)の事業をいい、養畜、養蚕及び林業は含まない。	

イ 保育士

要 件	
1	昭和39年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた人
2	保育士資格を有すること。
3	民間企業等での職務経験が直近15年（平成21年8月1日から令和6年7月31日まで）中に9年以上ある人
4	職務経験は、保育士資格を取得後、保育所等（※1）における保育士等（※2）としての職務経験とする。
※1	「保育所等」は次の施設をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法に定める児童福祉施設、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業 ・学校教育法に定める幼稚園 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に定める認定こども園 ・認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について（平成17年1月21日雇児発第0121002号）に定める証明書が交付された認可外保育施設 ・青年海外協力隊等で保育士等として活動していた施設
※2	「保育士等」とは、次の職務をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ・保育士、幼稚園教諭
(注) 1	「民間企業等での職務経験」には、会社員、自営業者、公務員等として、週あたり30時間以上の勤務を1年以上継続して就業していた期間や、青年海外協力隊等で1年以上継続して活動していた期間が該当するものとする。
2	職務経験が複数ある場合は、通算することができる。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限る。
3	申込日現在で千葉市職員（任期の定めのない職員に限る。）である者は、受験できない。

(注) 最終合格後、職務経験期間の確認のため、職歴証明書等を提出する。なお、必要な職務経験期間が確認できない場合は、採用しない。

3 受付方法・期間

(1) 受付方法

電子申請（インターネットによる申込み）

※電子申請を利用できない場合は郵送による申込みも可。

(2) 期間

令和6年7月31日（水）午前9時から8月13日（火）午後5時まで（8月13日（火）午後5時までに受信されたものに限る。）

4 試験の日時・場所、合格発表（予定）

試 験	日 時	場 所 ・ 方 法	合 格 発 表	
第二次試験	【保育士】 専門試験（択一式） 経験論文試験	令和6年9月22日（日） 集合・着席：午後1時 （午後0時30分から受付） 試験開始：午後1時20分 試験終了：午後4時55分	千葉市役所本庁舎	【集団討論試験対象者の発表】 事務（行政） 令和6年10月4日（金） 対象者のみに電子メールにより通知する。 【第一次試験合格者】 1 保育士 令和6年10月10日（木） 2 事務、技術 令和6年10月18日（金） 合格者のみに電子メールにより通知する。
	【事務（行政）】 教養試験（択一式）	令和6年9月29日（日） 【事務】 集合・着席 午前9時 （午前8時30分から受付） 試験開始：午前9時30分 試験終了： 1 事務（行政） 正午 2 事務（情報・学芸員） 午後2時50分	千葉市立幕張本郷中学校 又は 千葉市立千葉高等学校 受験票送付時に試験会場を指定する。	
	【事務（情報・学芸員）】 教養試験（択一式） 経験論文試験	【技術】 集合・着席 午前10時 （午前9時30分から受付） 試験開始：午前10時30分 試験終了：正午		
	【事務（行政）】 集団討論試験	令和6年10月12日（土）及び 13日（日）のうち1日	千葉市役所本庁舎	
第二次試験	【全試験区分】 適性検査	令和6年10月10日（木）午前9時 ～15日（火）午後5時 【事務、技術】 令和6年10月18日（金）午前9時 ～23日（水）午後5時	WEB方式	【第二次試験合格者】 令和6年11月中旬～下旬 合格者のみに文書により通知する。
	【事務、技術】 アピールシート	令和6年10月18日（金）午前9時 ～23日（水）午後5時	期日までに人事委員会事務局に提出	
	【事務（行政）】 経験論文試験	令和6年10月18日（金）午前9時 ～29日（火）午後5時	期日までに人事委員会事務局に提出	
	【事務、技術】 面接試験	令和6年11月上旬～中旬の 土・日曜日、祝日のうち1日	千葉市役所本庁舎 又は 千葉中央コミュニティセンター	
【保育士】 面接試験 （実技含む。）	令和6年10月下旬～11月上旬の 土・日曜日、祝日のうち1日			

(注) 1 事務及び保育士について、第一次試験で実施する経験論文試験の採点の対象者及び集団討論試験の対象者については、事務は教養試

験、保育士は専門試験の結果に基づいて決定する。

2 千葉市職員募集ホームページ (city.chiba.jp/jinji/boshu) でも、合格者の受験番号を発表日以後1週間掲載する。

3 第二次試験は第一次試験の合格者に対して実施する。

5 試験の方法・配点・内容

試験方法	配点	試験内容
【事務】 教養試験 (択一式150分)	50点	公務員として必要な一般教養について、短期大学卒業程度の活字印刷文による筆記試験【50問全問解答】 出題分野：社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈
【保育士】 専門試験 (択一式90分)	50点	下記の専門的知識について、短期大学卒業程度の活字印刷文による筆記試験【30問全問解答】 社会福祉、子ども家庭福祉(社会的養護を含む。)、保育の心理学、保育原理・保育内容、子どもの保健
【事務(情報、学芸員)、技術、保育士】 経験論文試験 (記述式90分)	【事務(情報、学芸員)、保育士】 50点 【技術】 100点	職務経験に関する課題について記述する筆記試験 (1,200字程度)
【事務(行政)】 集団討論試験	50点	与えられたテーマに対する討論形式での口述試験 (態度、表現力、積極性、指導力、協調性、社会性等)
【全試験区分】 適性検査	—	性格適性及び職務適性等についての検査 (面接試験の参考とする。)
【事務、技術】 アピールシート	—	職務経験等を通じて培った知識・能力、それらの千葉市政への活用等に関する自己アピール(面接試験の参考とする。)
【事務(行政)】 経験論文試験	20点	職務経験に関する課題について記述する筆記試験 (1,200字程度)
【事務、技術】 面接試験	100点	主として人物、性格等についての個別面接による試験(態度、積極性、人間的魅力、職務経験の有用性、協調性、堅実性、ストレス耐性等)
【保育士】 面接試験 (実技を含む。)	100点	主として人物、性格等についての個別面接による試験(態度、積極性、人間的魅力、職務経験の有用性、協調性、堅実性、ストレス耐性等)及びあらかじめ指定された課題についての実技試験

(注) 1 第一次試験の合格者は、事務(情報・学芸員)は教養試験と経験論文試験、事務(行政)は教養試験と集団討論試験、保育士は専門試験と経験論文試験の結果を総合して決定し、技術は経験論文試験

の結果で決定する。

2 最終合格者は、第二次試験の結果により決定し、第一次試験の結果は反映しない。

6 採用予定年月日

令和7年4月1日(繰上げ採用もあり)

7 採用候補者名簿の有効期間

採用候補者名簿の有効期間は1年とする。

8 例題等の公表

教養試験及び専門試験の例題並びに経験論文試験、アピールシート及び面接試験における実技(保育士)の過去の課題について、次の方法により公表するものとする。

(1) 千葉市職員募集ホームページへの掲載

(2) 行政資料室及び図書館(分館を除く。)での閲覧

(3) 人事委員会事務局での閲覧

9 試験結果について

この採用試験の結果については、照会することができるものとする。

対象者	内容										請求期間	
	第一次試験					第二次試験						
	教養試験又は専門試験の得点	経験論文試験の採点対象又は集団討論試験の対象となった者の最低点(教養試験又は専門試験)※	経験論文試験又は集団討論試験の得点	総合得点	総合順位	合格最低点※	経験論文試験の得点	面接試験の得点	総合得点	総合順位		合格最低点※
第一次試験不合格者	○	○	-	○	○	○	-	-	-	-	-	第二次試験合格発表日から令和6年12月13日(金)まで
第二次試験受験者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第二次試験合格発表日から令和6年12月13日(金)まで

(注)1 途中で辞退した場合も、既に受験した試験の得点等については情報提供する。

2 ※印の項目は、千葉市職員募集ホームページにも掲載する。

千葉市人事委員会公告第6号

令和6年度民間企業等職務経験者を対象とした職員採用選考（獣医師等）の実施について

職員の任用に関する規則に基づき、市長から請求のあった獣医師等の採用について、選考によるものとし、次のとおり選考の方法と基準を定め実施することとしたので、公告します。

令和6年4月15日

千葉市人事委員会委員長 酒井正利

1 選考区分、採用予定人員、職務内容

選考区分	採用予定人員 (人程度)	職務内容	
資格免許職 (行政)	獣医師	若干名	保健所、動物保護指導センター、環境保健研究所等で、食品衛生監視、環境衛生監視、動物保護指導、感染症対策及び各種検査等の専門的業務に従事
	薬剤師	若干名	保健所、環境保健研究所等で、薬事監視、食品衛生監視、環境衛生監視、感染症対策及び各種検査等の専門的業務に従事
	保健師	4	保健所、各区保健福祉センター等で、保健指導等の専門的業務に従事
	心理士	若干名	児童相談所、障害者相談センター等で、心理判定や心理的相談・支援等の専門的業務に従事

(注) 若干名とは、1～3人程度をいう。

2 受験資格

次の(1)から(3)までの要件をすべて満たす人

(1) 次のいずれかに該当する人

- ア 日本国籍を有する人
- イ 出入国管理及び難民認定法による永住者
- ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者

(2) 次のいずれにも該当しない人

- ア 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する人
- イ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

(3) 次の要件に該当する人

選考区分	要件	
資格免許職 (行政)	獣医師	1 昭和39年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた人 2 獣医師免許を有すること。 3 民間企業等での職務経験が6年制獣医学課程卒業者は4年以上、6年制獣医学課程卒業者以外は6年以上ある人 4 職務経験は、獣医師免許を取得後、民間企業、動物病院、自治体等における獣医師としての職務経験とする。
	薬剤師	1 昭和39年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた人 2 薬剤師免許を有すること。 3 民間企業等での職務経験が6年制薬学課程卒業者は4年以上、6年制薬学課程卒業者以外は6年以上ある人 4 職務経験は、薬剤師免許を取得後、民間企業、病院、自治体等における薬剤師としての職務経験とする。
	保健師	1 昭和39年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた人 2 保健師免許を取得（見込み）の人 3 保健師免許又は看護師免許を取得後、民間企業、病院、自治体等における保健師又は看護師としての職務経験が6年以上ある人

資格免許職 (行政)	心理士	<p>1 昭和39年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた人で、次のいずれかに該当する人</p> <p>ア 学校教育法による大学院において心理学の課程を修了後、児童相談所等での職務経験を4年以上有する人</p> <p>イ 学校教育法による大学（短期大学を除く。）において心理学を専攻して卒業後、児童相談所等での職務経験を6年以上有する人</p> <p>※「児童相談所等での職務経験」とは、児童相談所のほか、障害者福祉センターや発達支援センター等の福祉施設や児童施設、病院、民間企業等での、心理判定や心理的相談・支援等の業務に関する職務経験をいう。</p>
---------------	-----	---

- (注) 1 「民間企業等での職務経験」及び「児童相談所等での職務経験」には、会社員、自営業者、公務員等として、週あたり30時間以上の勤務を1年以上継続して就業していた期間や、青年海外協力隊等で1年以上継続して活動していた期間が該当するものとする。
- 2 職務経験が複数ある場合は、通算することができる。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限る。
- 3 心理士については、職務経験が複数ある場合において、同時期に複数の児童相談所等に勤務し、それぞれの児童相談所等における週あたりの勤務時間が30時間未満であっても、それらの勤務時間を合計すると30時間以上になるときは、職務経験の期間に含むことができる。
- 4 職務経験は令和6年7月31日までのものとする。
- 5 申込日現在で千葉市職員（任期の定めのない職員に限る。）である者は、受験できない。
- 6 最終合格後、職務経験期間の確認のため、職歴証明書等を提出する。なお、必要な職務経験期間が確認できない場合は、採用しない。

3 受付方法・期間

(1) 受付方法

電子申請（インターネットによる申込み）

※電子申請を利用できない場合は郵送による申込みも可。

(2) 期間

令和6年7月31日（水）午前9時から8月13日（火）午後5時まで（8月13日（火）午後5時までに受信されたものに限る。）

4 選考の日時・場所、合格発表（予定）

選考	日時	場所・方法	合格発表
第一次選考	令和6年9月29日(日) 集合・着席 午前10時 (午前9時30分から受付) 試験開始：午前10時30分 試験終了：正午	千葉市立幕張本郷中学校 又は 千葉市立千葉高等学校 受験票送付時試験会場を指定する。	令和6年10月18日(金) 合格者のみに電子メールにより通知する。
第二次選考	《適性検査・アピールシート》 令和6年10月18日(金)午前9時～23日(水)午後5時 《面接試験》 令和6年11月上旬～中旬の 土・日曜日、祝日のうち1日	《適性検査》 WEB方式 《アピールシート》 期日までに人事委員会事務局に提出 《面接試験》 千葉市役所本庁舎又は 千葉中央コミュニティセンター	令和6年11月中旬～下旬 合格者のみに文書により通知する。

(注) 1 千葉市職員募集ホームページ(city.chiba.jp/jinji/boshu/)でも、合格者の受験番号を発表日以後1週間掲載する。

2 第二次選考は第一次選考の合格者に対して実施する。

5 選考の方法・配点・内容

選考方法	配点	選考内容
第一次選考 経験論文試験 (記述式90分)	100点	職務経験に関する課題について記述する筆記試験 (1,200字程度)
第二次選考 適性検査	-	性格適性及び職務適性等についての検査 (面接試験の参考とする。)
アピールシート	-	職務経験等を通じて培った知識・能力、それらの千葉市政への活用等に関する自己アピール(面接試験の参考とする。)
面接試験	100点	主として人物、性格等についての個別面接による試験 (態度、積極性、人間的魅力、職務経験の有用性、協調性、堅実性、ストレス耐性等)

(注) 1 第一次選考の合格者は、経験論文試験の結果で決定する。

2 最終合格者は、第二次選考の結果により決定し、第一次選考の結果は反映しない。

6 採用予定年月日
令和7年4月1日（繰上げ採用もあり）

7 合格者名簿の有効期間
合格者名簿の有効期間は1年とする。

8 例題等の公表
経験論文試験及びアピールシートの過去の課題について、次の方法により公表するものとする。

- (1) 千葉市職員募集ホームページへの掲載
- (2) 行政資料室及び図書館（分館を除く。）での閲覧
- (3) 人事委員会事務局での閲覧

9 選考結果について
この採用選考の結果については、照会することができるものとする。

対象者	内容						請求期間
	第一次選考			第二次選考			
	経験論文試験の得点	経験論文試験の順位	合格最低点※	面接試験の得点	面接試験の順位	合格最低点※	
第一次選考不合格者	○	○	○	—	—	—	第二次選考合格発表日から令和6年12月13日（金）
第二次選考受験者	○	○	○	○	○	○	第二次選考合格発表日から令和6年12月13日（金）

(注) 1 途中で辞退した場合も、既に受験した試験の得点等については情報提供する。

2 ※印の項目は、千葉市職員募集ホームページにも掲載する。

千葉市人事委員会公告第7号

令和6年度障害者を対象とした職員採用選考の実施について
職員の任用に関する規則に基づき、市長及び教育委員会から請求のあった障害者を対象とした職員の採用について、選考によるものとし、次のとおり選考の方法と基準を定め実施することとしたので、公告します。

令和6年4月15日

千葉市人事委員会委員長 酒 井 正 利

1 選考区分、採用予定人員、職務内容

選考区分	採用予定人員 (人程度)	職務内容
事務	5	市長部局、各行政委員会事務局等で、一般行政事務に従事
学校事務	若干名	千葉市立の小・中・中等教育学校・特別支援学校で学校事務に従事

(注) 1 若干名とは、1～3人程度をいう。

2 「事務」と「学校事務」の双方の選考区分に申し込むことができるものとする。その場合、第1志望と第2志望の選考区分を志望する順に選択させることとするが、第1志望のみを選択することも可とする。なお、申込受付期間終了後に、志望する選考区分や志望順位の変更は認めない。

3 選考は、選考区分を問わず共通で実施する。

4 合格者は、選考区分ごとに、筆記試験及び面接試験の結果を総合して決定する。なお、双方の選考区分に申し込んだ者が、双方の選考区分で合格ラインに達した場合は、第1志望の選考区分のみ合格とする。

2 受験資格

次の(1)から(4)までの要件をすべて満たす人

- (1) 筆記試験日において、次のいずれかに該当する人
- ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている人
 - イ 都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている人
 - ウ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センター、精神保健指定医により知的障害があると判定された人
 - エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
- (2) 昭和54年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人(学歴不問)
- (3) 次のいずれかに該当する人
- ア 日本国籍を有する人
 - イ 出入国管理及び難民認定法による永住者
 - ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者
- (4) 次のいずれにも該当しない人
- ア 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する人
 - イ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人(心神耗弱を原因とするもの以外)

3 受付方法・期間

- (1) 受付方法
- 電子申請(インターネットによる申込み)
- ※電子申請を利用できない場合は郵送による申込みも可。
- (2) 期間
- 令和6年7月31日(水)午前9時から8月13日(火)午後5時まで(8月13日(火)午後5時までに受信されたものに限る。)

4 選考の日時・場所、合格発表(予定)

選考	日時	場所	合格発表
筆記試験	令和6年10月20日(日) 集合・着席 午前9時 (午前8時30分から受付) 試験開始:午前9時15分 試験終了:午後0時10分 点字試験終了:午後1時25分	美浜区役所又は 美浜保健福祉センター又は 千葉市役所本庁舎	【面接試験対象者の発表】 令和6年10月下旬に対象者のみに電子メールより通知する。 【合格発表】 令和6年11月中旬~下旬に合格者のみに文書により通知する。
面接試験	令和6年11月14日(木)、15日(金)、18日(月)のうち1日	千葉市役所本庁舎	

- (注) 1 点字による受験の場合は、試験終了時間等が異なる。
- 2 面接試験の対象者については、筆記試験(教養試験)の結果に基づいて決定する。
- 3 千葉市職員募集ホームページ(city.chiba.jp/jinji/boshu)でも、面接試験の対象者及び合格者の受験番号を発表日以後1週間掲載する。

5 選考の方法・配点・内容

選考方法	配点	選考内容
筆記試験	50点	公務員として必要な一般教養についての高等学校卒業程度の筆記試験【30問全問解答】(1時間30分・点字試験の場合は2時間15分) ※ 知識分野【例:現代社会、倫理、政治・経済、地理、日本史、世界史、国語、数学、物理、化学、生物、地学等】 知能分野【判断推理、教養的推理、文章理解(英文を含む。)]
	50点	与えられたテーマについて記述する筆記試験(600字程度/1時間・点字の場合は1時間30分)
面接試験	200点	主として人物、性格等についての個別面接による試験(態度、表現力、積極性、協調性、堅実性、ストレス耐性等)

(注) 論文試験の採点の対象は、面接試験の対象者のみとする。

6 採用予定年月日

令和7年4月1日（繰上げ採用もあり）

7 合格者名簿の有効期間

合格者名簿の有効期間は1年とする。

8 例題等の公表

教養試験の例題及び論文試験の過去の課題について、次の方法により公表するものとする。

- (1) 千葉市職員募集ホームページへの掲載
- (2) 行政資料室及び図書館（分館を除く。）での閲覧
- (3) 人事委員会事務局での閲覧

ただし、点字版は、行政資料室及び人事委員会事務局での閲覧のみ

9 選考結果について

この採用選考の結果については、照会することができるものとする。

対象者	内容							請求期間
	教養試験の得点	面接試験の対象となつた者の最低点※	論文試験の得点	面接試験の得点	総合得点	総合順位	合格最低点※	
面接試験の対象とならなかった者	○	○	—	—	—	—	○	合格発表日から令和6年12月13日(金)まで
面接試験の受験者	○	○	○	○	○	○	○	

(注) 1 途中で辞退した場合も、既に受験した試験の得点等については情報提供する。

2 ※印の項目は、千葉市職員募集ホームページにも掲載する。